

後期基本計画

2008 - 2012

平成20年度

平成24年度



ゆめ・うめ・おうめ

豊富な自然、快適な暮らし、ふれあいの街まち 青梅

青梅市総合長期計画

青梅市

豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街^{まち} 青梅

—ゆめ・うめ・おうめ—

後期基本計画の策定に当たって



青梅市長 竹内 俊夫

青梅市の平成20年度から5年間の主要な取組を明らかにした、「第5次青梅市総合長期計画後期基本計画」がまとまりました。

本市は、平成14年に策定した青梅市総合長期計画基本構想に掲げた市の将来像「豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅」、サブタイトル「～ゆめ・うめ・おうめ～」の実現に向け、本計画に先立つ「第5次青梅市総合長期計画前期基本計画」を策定し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

基本構想における時代潮流の認識である「少子高齢化の進展」、「循環型社会への移行」、「産業構造の変化と新分野の発展」、「高度情報化の進展」、「成熟社会の到来」、「協働社会の到来」、「広域交流社会の到来」を基本としつつ、今後5年間の社会状況を見通し、三位一体改革などによる地方財政構造の変化、人口減少・高齢社会の到来による社会構造の変化、地域活動の活発化や安全・安心のまちづくりへの意識の高まりなどを加えて、基本構想の後半部分にあたる後期基本計画を策定いたしました。なお、永山北部丘陵地保全のため、基本構想の土地利用計画の一部変更が、平成19年10月の市議会において議決されました。

暮らしやすいまちをつくるためには、市民と行政がそれぞれ役割を分担し、連携・協力してまちづくりに取り組むことがますます重要になってきています。

こうしたことから、本計画の策定にあたっては、市民意見を盛り込むことに努めてまいりました。平成18年度には、市政総合世論調査や市民と市長との懇談会の開催などのほか、市民委員で構成された青梅市総合長期計画後期基本計画策定市民会議を設置し、青梅市の5年後の望むべき姿の議論や、シンポジウムなどを踏まえて提言書をいただきました。また、本計画の取りまとめにあたっては、計画の骨子や素案に対する市広報での意見募集など、多くの市民の皆様が計画づくりに参画していただくよう取り組んでまいりました。

私は、本計画にもとづき、市民の皆様が将来にわたって、美しい自然や景観、人と人とのふれあいのあるまちで、生き生きと暮らせるよう、まちづくりの主役である市民の皆様とともに、職員一人ひとりの知恵と創意を生かした施策や事業を創造し、本市の発展と市民福祉の向上に努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重な御意見や御提言をいただきました市民会議の皆様、青梅市議会をはじめ、御協力をいただきましたすべての市民の皆様と関係各位に心から感謝申し上げます。

目次

基本構想

平成 15(2003) 年度～平成 24(2012) 年度

第1章 策定に当たって	2
第1 計画の目的—転換期の新たなビジョン.....	2
第2 計画の役割.....	2
第3 計画の構成と期間.....	3
第4 まちづくりに当たっての前提.....	4
第5 時代潮流と本市への影響・課題.....	6
第2章 青梅市の将来像	11
第1 まちづくりの基本姿勢.....	11
第2 まちの将来像.....	11
第3 計画フレーム（枠組み）.....	12
第3章 まちづくりの基本方向（施策の大綱）	15
第1 快適で安全な生活環境の街.....	16
第2 学び楽しむ伝統・文化の街.....	16
第3 健やかでやさしい福祉の街.....	16
第4 活気に満ちた元気な街.....	17
第5 みんなで創る街.....	17
第4章 基本構想推進のために	17

後期基本計画

平成 20(2008) 年度～平成 24(2012) 年度

後期基本計画策定にあたって	20
---------------	----

第 1 部 総論

第 1 章 基本計画の考え方	22
第 1 節 計画の目的	22
第 2 節 計画の役割と期間	22
第 3 節 将来人口	22
第 2 章 チャレンジプログラム	24
第 1 節 チャレンジプログラムについて	24
第 2 節 チャレンジプログラムの取組	25
1 プログラムの構成事業	25
2 プログラムの展開	25
第 3 節 各プログラムの展開	27
第 1 「青梅の森」プログラム	27
第 2 ふるさとの川プログラム	28
第 3 青梅エコライフプログラム	29
第 4 青梅っ子プログラム	30
第 5 健やかプログラム	31
第 6 安全・安心プログラム	32
第 7 文化創造プログラム	33
第 8 地域活力プログラム	34

第 2 部 各論

第 1 章 快適で安全な生活環境の街	38
第 1 節 自然環境の保全	38
第 1 自然環境	38
第 2 節 生活環境の整備	41
第 1 都市景観	41
第 2 住宅	44
第 3 公園・緑地	46
第 4 河川等	48
第 5 上水道	50
第 6 下水道	51
第 7 環境衛生・環境美化	54
第 8 ごみ処理・リサイクル	55
第 9 環境保全	57
第 3 節 生活安全の確保	59
第 1 消防・防災	59
第 2 交通安全	62
第 3 防犯	64
第 4 消費生活	66

第2章	学び楽しむ伝統・文化の街	68
	第1節 生涯学習の推進	68
	第1 生涯学習	68
	第2 学校教育	71
	第2節 文化・スポーツの振興	75
	第1 文化・芸術	75
	第2 スポーツ・レクリエーション	77
	第3節 交流の促進	80
	第1 青少年活動	80
	第2 男女平等参画	81
	第3 国際交流・地域間交流	82
第3章	健やかでやさしい福祉の街	84
	第1節 保健・医療の充実	84
	第1 予防・健康	84
	第2 医療体制、市立総合病院経営	87
	第2節 福祉の充実	89
	第1 地域福祉	89
	第2 児童福祉、子育て支援	91
	第3 母子・父子福祉	94
	第4 障害者（児）福祉	95
	第5 高齢者福祉	98
	第6 生活保護	100
	第3節 社会保障の充実	101
	第1 社会保障	101
第4章	活気に満ちた元気な街	106
	第1節 都市核の形成	106
	第1 市街地整備	106
	第2節 地域基盤の整備	108
	第1 道路網	108
	第2 公共交通	113
	第3節 地域情報化の推進	115
	第1 地域情報化	115
	第4節 生産の振興	117
	第1 農業・林業	117
	第2 工業	121
	第5節 商業・観光の振興	123
	第1 商業	123
	第2 観光	125
	第6節 雇用の創出	127
	第1 雇用	127
第5章	みんなで創る街	130
	第1節 市民活動の促進	130
	第1 市民参画・活動	130
	第2節 効率的な市政運営	133
	第1 行政運営	133
	第2 広域行政	136
	第3 庁舎等の整備	137
	第4 財政運営	139
	資料編	146

青梅市総合長期計画

基本構想

(平成15年度～24年度)



この基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定にもとづき、平成14(2002)年12月25日、市議会の議決を経たものです。

なお、土地利用および本文の一部について、平成19(2007)年10月3日、議決を経て変更がありました。

第 1 章 策定に当たって

第 1 計画の目的—転換期の新たなビジョン

本市では、昭和 46 年以来、4 次にわたる総合長期計画を策定し、首都圏における業務核都市にふさわしいまちづくりを総合的に推進してきました。

21 世紀を迎え、市を取り巻く環境は、少子高齢社会の到来、循環型社会への移行、情報化の進展など、様々な社会変化に直面し、行政課題もますます複雑・多様化しており、新たな時代に対応するまちづくりの理念が求められています。

ここに、まちづくりの主役である市民とともに、分権時代を切り開く、本市の将来像と市政運営の基本的方向を明らかにした第 5 次の総合長期計画を策定します。

第 2 計画の役割

この基本構想は、まちづくりの基本的な方向、方針を総合的に示す青梅市の最上位計画^(注)となるものです。

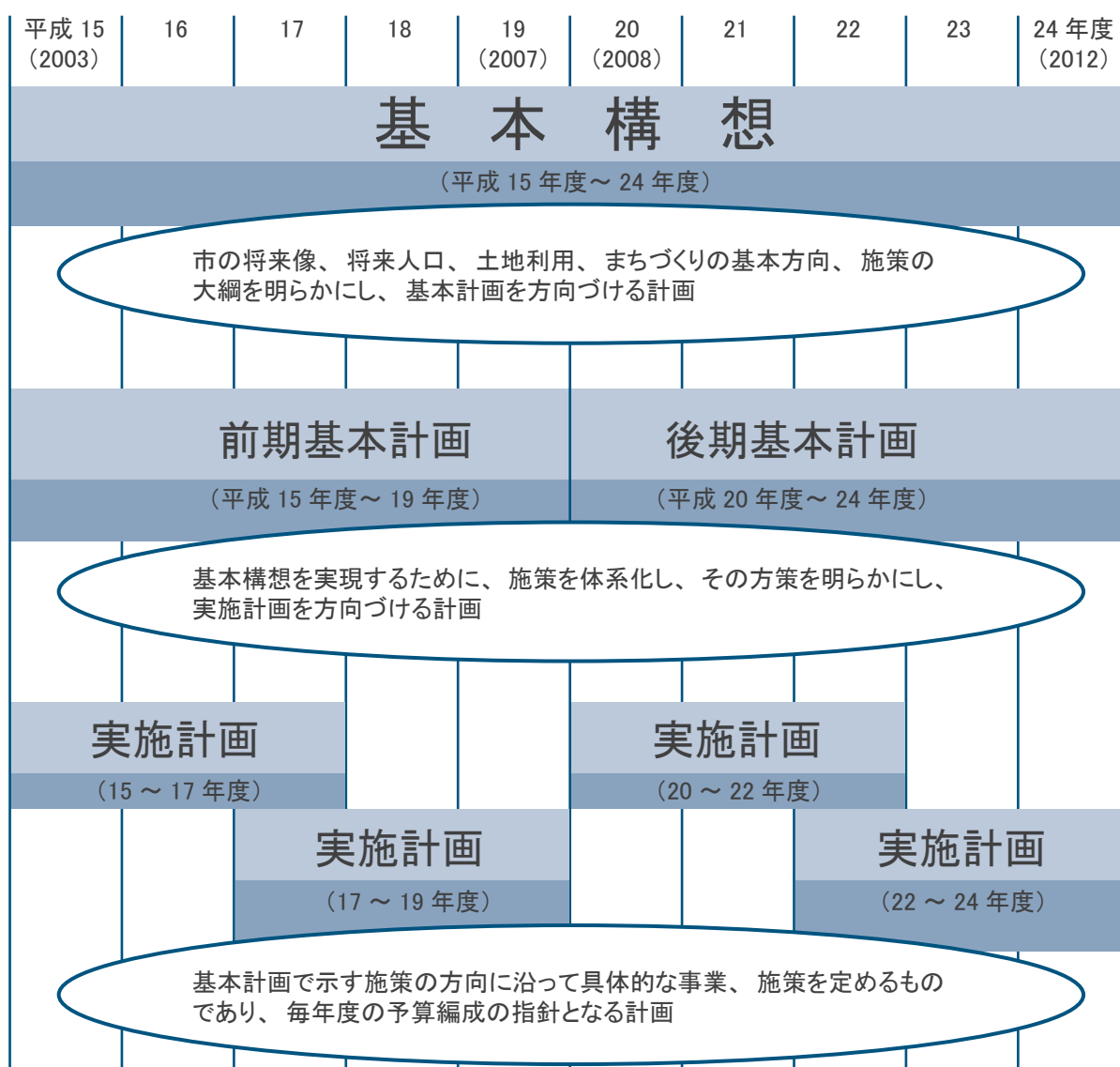
この基本構想は、次のような役割を果たします。

- 1 市民や団体および事業者が、地域社会において活動するための指針となるものです。
- 2 本市の、行財政運営を総合的、計画的に進めるための指針となるものであり、各種の計画や施策の基本となるものです。
- 3 国や東京都、近隣市町村に対して、相互の適切な役割分担のもとで協力や調整、連携を図るための指針となるものです。

注) 地方自治法第 2 条第 4 項：市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

第3 計画の構成と期間

この計画は、平成24(2012)年度を目標とする10年間の基本構想です。この計画を具体化するために、前期・後期5年間の基本計画と、実施計画(3年計画)を別に定め、計画的にまちづくりを進めます。



第4 まちづくりに当たっての前提

1 青梅市のあらまし

本市は、都心から西へ40～60キロメートル圏に位置し、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口として、豊かな自然環境に恵まれた都市です。関東山地が平野部と接し、東側に向けて扇状の武蔵野台地を形成しており、その扇の要に当たります。

豊かな森林を背景として東西を貫く多摩川は、市民に、憩いと潤いを与えるとともに、首都圏における観光・レクリエーションの場として賑わっています。

また、東部の台地部は、埼玉県南西部から多摩地域、神奈川県県央部にかけての圏央道と国道16号線に沿った日本最大規模のハイテク産業集積の一翼を担っています。

2 他構想・計画等での青梅市の位置付け

本市は、国の「第五次首都圏基本計画」、東京都の「東京構想2000」、「多摩の将来像2001」や「西多摩地域広域行政圏計画」において広域的な拠点都市として位置付けられており、業務・商業・生活・文化・医療などの分野で、多摩西部地域の拠点としての役割が求められています。

3 まちづくりの歩み

本市域は、古くから、近隣地域の交易、文化の中心として栄え、昭和26年に3町村の合併により市制施行し、昭和30年に4か村を加えて現在の青梅市を形成しました。

また、昭和30年代から、東部地区では、土地区画整理事業が着実に進められ、今日の産業や生活の基盤となっています。

市民生活や福祉の分野では、市立総合病院や特別養護老人ホームが集積するなど、広域的な医療の拠点化や福祉サービスの充実が図られています。

教育の分野では、学校や市民センターなどの生涯学習施設の整備に努めてきています。

このほか、市立の美術館・梅の公園・しょうぶ公園、市民マラソンの先駆けとなった青梅マラソンなど、文化やスポーツの分野においても個性的な取組を行ってきています。

今後も多摩地域の産業、観光、文化などの拠点としての魅力あるまちづくりが求められています。

4 市民ニーズ

平成 13 年度に実施した第 26 回市政総合世論調査によると次のとおりです。

(1)10 年後の青梅市の将来像

最も近いイメージとして「自然・景観・住環境に恵まれたまち」が最も高く、次に「福祉、保健、医療が整ったまち」となっています。

(2)「10 年後の理想的な生活」

今後“増やしたい(始めたい)”生活として、「自然の中で散歩したり、遊ぶ生活」、「あまりお金をかけない遊びを楽しむ生活」、「家族と楽しむ生活」、「生きがいのある仕事をする生活」を半数の方が望んでいます。

(3) 今後重点的に取り組むべき施策

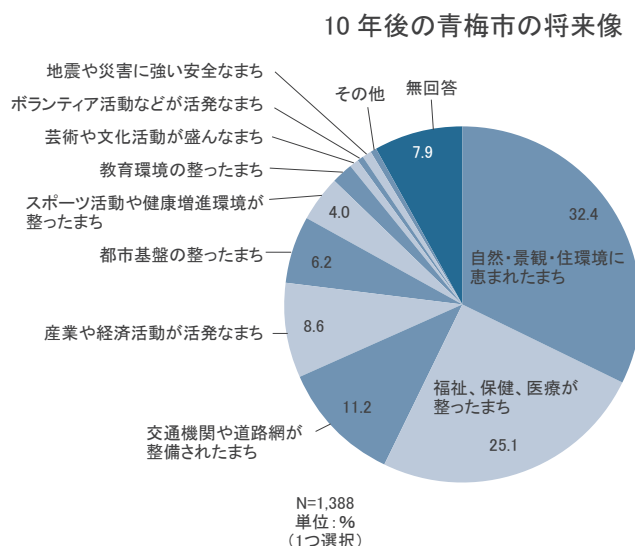
今後、重点的に取り組んでいくべき施策を、5つまで選んでいただいたところ、回答者の約半数が「高齢者・障害者が自立できる環境整備」を望んでいます。

(4) 定住意向

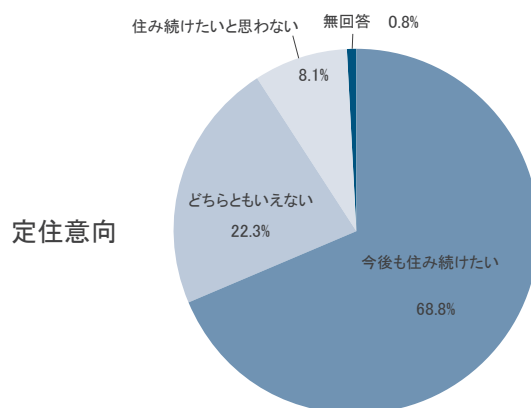
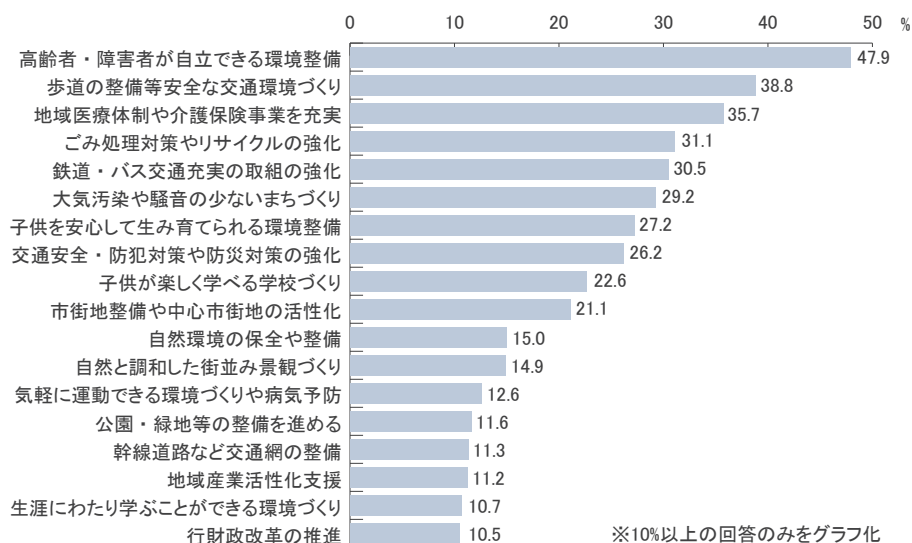
7割近い人が、これからも青梅市に住みたいと思っています。

(5) ボランティア活動への参加状況

現在「参加している」は14%ですが、参加していない86%の方のうち、その半数の市民がボランティア活動への参加意向を持っています。



今後重点的に取り組むべき施策



第5 時代潮流と本市への影響・課題

21世紀前半の本市の将来像を展望するためには、時代の潮流（主要な社会の動き）や直面する重点的な課題を的確に把握し、まちづくりの取組や施策の実現に役立てていくことが必要です。

1 主な時代の潮流と本市への影響

(1) 少子・高齢化の進展

日本の総人口は、平成18(2006)年にピークを迎え、その後は人口減少の局面を迎えると予測されています。また、高齢化が進行し、平成26(2014)年に、国民のほぼ4人に1人(25.3%)が65歳以上になると予測されています。

本市においては、

- 将来推計（すう勢）によると、本市においても人口の伸びが過去10年に比べ大幅に鈍化します。また、10年後には人口のピークを迎え、平成20年代中ごろには人口減少の局面を迎えるものと予測されます。
- 施設サービスや、在宅サービスの充実を図ることはもちろんのこと、元気な高齢者への活動支援も課題となってきます。
- 保育所運営への支援を充実するほか、総合的な視点からの子育て支援が必要になってきます。特に、本市の豊かな自然環境を活用した特色ある子育て環境の整備や、学校の週5日制に対応し、地域のふれあいを通じた子育て支援の仕組みづくりも課題となってきます。

(2) 循環型社会への移行

資源循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の生存にかかわる地球規模の環境問題が深刻化しています。

本市においては、

- ごみ有料化を契機として資源循環型社会の構築について市民の関心が高まっています。一人ひとりが生活様式を見直すと同時に、行政、市民、事業者の連携・協力による更なる資源循環の推進が課題です。
- 公益的な機能を有する豊かな自然を将来の世代へ引き継ぐためには、地域における私たちの行動も重要な役割を担っています。ボランティアなど、市民の主体的活動の活性化が期待されています。

(3) 産業構造の変化と新分野の発展

情報化の急速な進展、経済社会のグローバル化による製造業の空洞化など、国内産業は大きな転換点を迎えています。世界的な産業再編への対応とともに、成熟時代の多様化した消費にこたえる新たな産業の創造が求められています。

本市においては、

- 多様化するニーズにこたえる新産業の創出や個性的で付加価値がある意欲的な産業の立地を促進し、市民の就業機会を確保することが必要となっています。
- モータリゼーションの進行、消費者ニーズの多様化、郊外型の大規模店舗の出店などにより、中心市街地の地位低下が進行するとともに、市内で発生する購買力が市外に流出しています。
- 地域特性を生かし、まちとともに発展する魅力ある商業、観光機能の向上などが課題となっています。また、既存産業の経営基盤の強化が課題となっています。
- 恵まれた経営環境を生かした活力ある農業経営への転換が期待されます。
- 圏央道の延伸により、都県境を超えた広範囲な人、物の交流が活発となり、様々な産業の立地に適した地域になります。

(4) 高度情報化の進展

IT（情報通信技術）の進展・普及により、生活・文化・交流の情報化が進み、地球規模で時間・距離の制約を克服し、社会経済の様々な面において大きな変革をもたらします。

本市においては、

- 行政窓口、保健、文化、教育、災害対策、娯楽など、様々な分野で情報化が浸透し、市民がネットワークを通じて情報入手が可能になるとともに、個々に情報発信する時代となっています。
- 民間企業における電子化・ネットワーク化により情報へのアクセスがどこでも可能となっており、個人や企業の創業や立地の自由度が拡大しています。
- デジタルディバイド（情報格差）の解消を進めながら、電子自治体への移行も課題となっています。

(5) 成熟社会の到来

成長時代から成熟時代への転換を迎え、生活の利便性を享受する一方、自然とのふれあいを大切にす方向へ変化しています。

そして、「量」より「質」、「もの」より「こころ」、生活価値観の多様化が尊重される成熟度の高い社会へ移行しつつあります。

本市においては、

- 青梅の誇るべき財産である自然、歴史、文化を守るとともに、これを生かし、市民のライフスタイルに反映させることにより、市民生活の質的豊かさを醸し出す施策が求められています。
- 市がこれまで築きはぐくんできた施設や人的ストックを活用した生涯学習、サービスを充実していくことが課題です。
- 成長時代から成熟時代への変革期を踏まえ、これからの時代を切り開く人材の育成も大きな課題です。

(6) 協働社会の到来

社会ニーズの多様化の中にあつて、公益的な活動へのボランティア、NPOなど多様な主体の動きが広がっています。行政と市民団体等とのパートナーシップによる協働が求められています。

本市においては、

- 福祉や国際理解などの分野で、ボランティア・グループやNPOが活躍するとともに、身近な地域社会での助け合いや地域維持活動、伝統行事の維持活動なども活発になってきています。
- 市民とともに市民団体、大学、企業などが連携しながら、みんなで知恵を出し合い、工夫を凝らし、行政と協働して、市民が主役のまちづくりを実践していくことが求められています。官民一体となったまちづくりの体制づくり、ボランティア社会への移行が課題です。

(7) 広域交流社会の到来

高速交通体系の整備等により、産業活動や市民の生活活動圏はますます広域化し、行政区域を超えた交流が進んでいきます。

本市においては、

- 圏央道が延伸し、全国の高速ネットワーク網に組み込まれることにより、本市のポテンシャルはさらに向上していきます。都市間競争に備え、新たな産業創出や生活の豊かさを実感できる施策が求められています。
- 市町村合併については、地方分権の意義を十分に受け止めるとともに、西多摩地域構成市町村とも連携を図りつつ、青梅の特性を踏まえ、対応することが課題です。

2 時代潮流を踏まえた分野別の重点課題

時代潮流と本市への影響を踏まえ、今後、重点的に取り組むことが求められる項目を、分野別に整理すると次のとおりです。

(1) 市民の暮らしにあっては（環境基盤、生活環境）

- 多摩川の清流やみどり豊かな森林など、貴重な自然や美しい景観をできる限り保全・回復していくとともに、自然とふれあえる場の創造に努め、潤いに満ちたまちづくりを進めることが必要です。
- ノーマライゼーションの考え方に配慮した住みやすい環境づくりに向け、さらにだれもが利用しやすい公共施設等の整備が必要です。
- ごみ減量に向けた取組を進めるとともに、市民一人ひとりの更なる環境意識の向上を図り、地球規模の視野も持った循環型社会の実現が必要となっています。
- 北部地域においては、下水道整備を進めるとともに、採石跡地の活用による活性化を検討していくことが必要です。
- 市民生活の質的向上を図るため、防災、教育など多様な分野で行政と市民との情報の共有が必要です。

 **快適で安全なまちを目指す**

(2) 市民の教育・文化にあっては（教育・文化）

- 市民が生涯にわたって、多様な学習機会の中から自由に選択し学ぶことができる環境づくりが必要です。また、学習の成果を地域や社会において生かすことのできる市民や大学との協働による生涯学習社会の構築も必要となります。
- 家庭や地域、学校が一体となり、責任をもって「心の教育」、「特色ある教育」、「生きる力を育む教育」に取り組んでいくことが必要です。
- 青梅の伝統や文化特性を生かし、いきいきとした文化の香り豊かな地域にしていく必要があります。

 **学び楽しむまちを目指す**

(3) 市民の健康・福祉にあっては（保健・医療・福祉）

- 高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携によるサービスの充実とともに、施設のバリアフリー化など、高齢者や障害者が自立できる環境整備も必要です。
- 子どもたちが健やかに育つ環境づくりや女性が働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりも必要です。
- 中高年をはじめ市民の中に健康意識が高まっており、身近なスポーツなどを通じ、楽しみながら健康増進が図れる環境づくりが必要です。
- 女性や高齢者なども含めた市民一人ひとりが主体性をもって社会活動に積極的に参加し、その経験や能力を十分に発揮できるような支援が必要です。

 **健やかでやさしいまちを目指す**

(4) まちの活性化にあつては（都市基盤、産業、交通）

- 多様化する消費者ニーズにこたえるため、個性と魅力のある商業機能の向上が必要です。
- 製造業の空洞化に対応し、新たな社会の要請に対応する新事業の創出、起業の促進に努め、就業機会の向上を図ることが必要です。
- 優れた立地条件を持つ青梅インターチェンジ周辺地区については産業機能の立地誘導に努め、本市の活性化のけん引力としていくことが必要です。
- 高度情報通信社会に対応した観光産業の経営基盤強化を促進していくとともに、多様化するニーズにこたえた観光拠点の整備が必要です。
- JR青梅線の輸送力の増強や、身近な公共交通機関としてのバス交通の改善等の対応が必要です。
- 南北方向の交流促進や渋滞の解消を図るため、幹線道路の整備が必要です。
- あらゆる分野で、地域に根ざした教育機関との交流を深めていくことにより、郷土や産業社会に貢献する力をはぐくんでいくことが求められています。



活気に満ちた元気なまちを目指す

(5) 地域運営にあつては（コミュニティ、市政運営）

- 市民・NPO・ボランティア団体などの多様な主体がまちづくりに積極的に参画できる仕組みづくりと、地域社会における、コミュニティ組織の支援が必要です。
- 時代に合わせた行政運営の視点を重視した市民本位の行政サービスの向上を図るとともに、的確に現状を評価・改善していく仕組みが必要です。
- 既存施設の老朽化が進んでおり、建替えや管理・保守なども含めた総合的な施設管理・整備の検討が必要となっています。
- 地方分権の進展に対応するため、行財政基盤を充実・強化するとともに、政策形成機能の向上を図ることが必要です。
- 本市および近隣市町村が、地域の持つ資源・魅力を広域的に共有し、役割分担を明確にしながら連携を強化するとともに、それぞれの地域特性を生かした振興を図る必要があります。
- 新たな行政課題や時代の変化に柔軟に対応するため、簡素で市民に分かりやすい組織を前提に、見直しを行う必要があります。



みんなでまちを創る

第2章 青梅市の将来像

第1 まちづくりの基本姿勢

まちづくりの基本理念を、「豊かな自然環境のなかで、都市的な生活が享受でき、そこに住む人の心のふれあいがあるまち」とします。

まちづくりに当たっては、自然、景観などの恵まれた住環境を生かし、子どもを安心して生み育てることができ、市民一人ひとりが、将来に希望と夢を持てる個性豊かなまちを目指します。

活力ある都市核の形成と自立性の高いまち、市民・行政・近隣市町村との多様なパートナーシップによる暮らしやすいまちをつくります。

第2 まちの将来像

本市の将来都市像を

豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街^{まち} 青梅
—ゆめ・うめ・おうめ—

とします。

本市は、豊かな自然、伝統ある歴史と文化などの優れた資質に恵まれ、また先端産業が立地する都市です。

多くの市民は、この美しい自然や景観、人と人とのふれあいのあるまちを愛するとともに、福祉、保健、医療や道路、交通体系、都市基盤の整った暮らしやすいまちを望んでいます。

緑と清流の自然環境のもとで、快適な市民生活を送ることができ、ふれあいの中で子どもたちが元気に育ち、みんなの笑顔が広がるまちを、新たな時代に向けた郷土のあるべき姿とし、これを青梅が目指す目標「ゆめ(夢)」ととらえます。

「ゆめ・うめ・おうめ」は、みんなの「ゆめ」が、「うめ」の花として咲き、やがて「青梅^{あおうめ}」の実として結実し、暮らしやすいまち「青梅市」を築いていこうとする姿勢を表現したものです。

実現に当たっては、市の花である「うめ(梅)」に願いを託し、百花の魁といわれる梅の花のように、暮らしやすい自立都市の「先駆け」を目指します。

豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街^{まち} 青梅

—ゆめ・うめ・おうめ—

- 1 快適で安全な生活環境の街
- 2 学び楽しむ伝統・文化の街
- 3 健やかでやさしい福祉の街
- 4 活気に満ちた元気な街
- 5 みんなで創る街

第3 計画フレーム（枠組み）

1 将来人口

(1) 人口推計

本市の人口は、昭和 30(1955) 年の合併当時の5万人台から緩やかな増加のあと、昭和 40(1965) 年から平成7(1995) 年にかけて著しい増加を続けましたが、近年、伸びが鈍化し、平成 12(2000) 年の国勢調査では、141,394 人です。

人口推計の結果では、平成 24(2012) 年で、14万5千人から15万人程度に達すると見込まれます。

(2) 想定人口

平成 24(2012) 年における想定人口を、15万人とします。

また、年齢構成は、次のとおりとします。

区分	人口数	割合
0歳～14歳	19,100 人	12.7%
15歳～64歳	95,700 人	63.8%
65歳以上	35,200 人	23.5%
合計	150,000 人	100.0%

2 財政運営

我が国の厳しい経済状況を反映して、税収等が低迷する一方、行政需要は増加、多様化しており、青梅市においても非常に厳しい財政運営を強いられています。

このため、歳入については、基幹財源である市税収入の確保、税源のかん養および受益者負担の適正化などにより、自主財源を高める努力を行います。

また、歳出については、義務的経費などの増加により、厳しい状況にあります。事務事業の見直しや組織・機構の簡素効率化など、行政改革の推進により経費の節減を図り、弾力性のある財政運営に努めるとともに、時代のニーズに合った事業に積極的に取り組んでいきます。

さらに、収益事業については、近年、経営状況が非常に悪化しています。市財政に寄与できるよう売上の向上や開催経費の削減など、経営改善を強力に推進し、収益金の確保に努めていきます。

3 土地利用

(1) 土地利用の基本方針

土地は、限りある資源であり、市民生活や各種活動の基盤となるものです。

土地利用に当たっては、長期的な視点に立って地域特性を生かしながら、自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を推進し、有効利用を図り、都市の健全な発展に努めます。

また、森林や農地の多面的機能をより高めていくとともに、多摩川の崖線緑地や平地林などを保全し、景観の維持・回復に努めていきます。

(2) 土地利用の方向

恵まれた自然環境を生かしつつ、健全で秩序ある都市の発展を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域設定にもとづき土地利用の方向を定めます。

また、市街化調整区域は、秩序ある都市形成の上で重要な役割を果たしていることからゾーン別に区分し、計画的な土地利用を目指します。

○市街化区域

市街化区域は、市街地として積極的に整備する区域であり、住宅や生活利便施設、産業等の秩序ある土地利用を図ることにより、都市の活力と良好な居住環境を創出します。

○市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですが、これまで青梅市が求めてきた開発と保全の基本方向を継承しつつ、社会環境変化を踏まえ、以下の6つのゾーンに区分し、土地利用の調和を図ります。

【ゾーン区分設定】

① 自然環境保全ゾーン

自然環境資源としての資質を維持し、積極的に保全を図るゾーンです。地形の改変、施設の立地は基本的に認めません。

② 自然環境活用ゾーン

自然環境の保全に配慮しつつ活用するゾーンです。自然を損なわない範囲で施設等の立地が可能ですが、大規模開発は、原則として認めません。

③ 新市街地計画ゾーン

計画的に開発を誘導していくゾーンです。開発に当たっては、自然的土地利用と都市的土地利用の調和に配慮し、極力現状の自然環境資源を生かします。

④ 市街化誘導ゾーン

市街地としての基盤整備を進め、地域住民の合意にもとづき市街化区域への編入を図っていくゾーンです。

⑤ 農業環境保全ゾーン

農業系の土地利用を維持・保全していくゾーンです。

治水、環境保全など、農地が持つ多面的機能を重視するとともに、市民が農業にふれあう空間として維持・保全に努めます。

また、優れた立地条件を生かした土地活用の誘導や緑豊かな空間整備に努めていきます。

⑥ 多摩川保全ゾーン

清流や河岸の緑を積極的に保全していくゾーンです。水質浄化や、水辺環境の保全に努めるとともに、散策路整備などを進め、生活に潤いのある空間として活用を図ります。

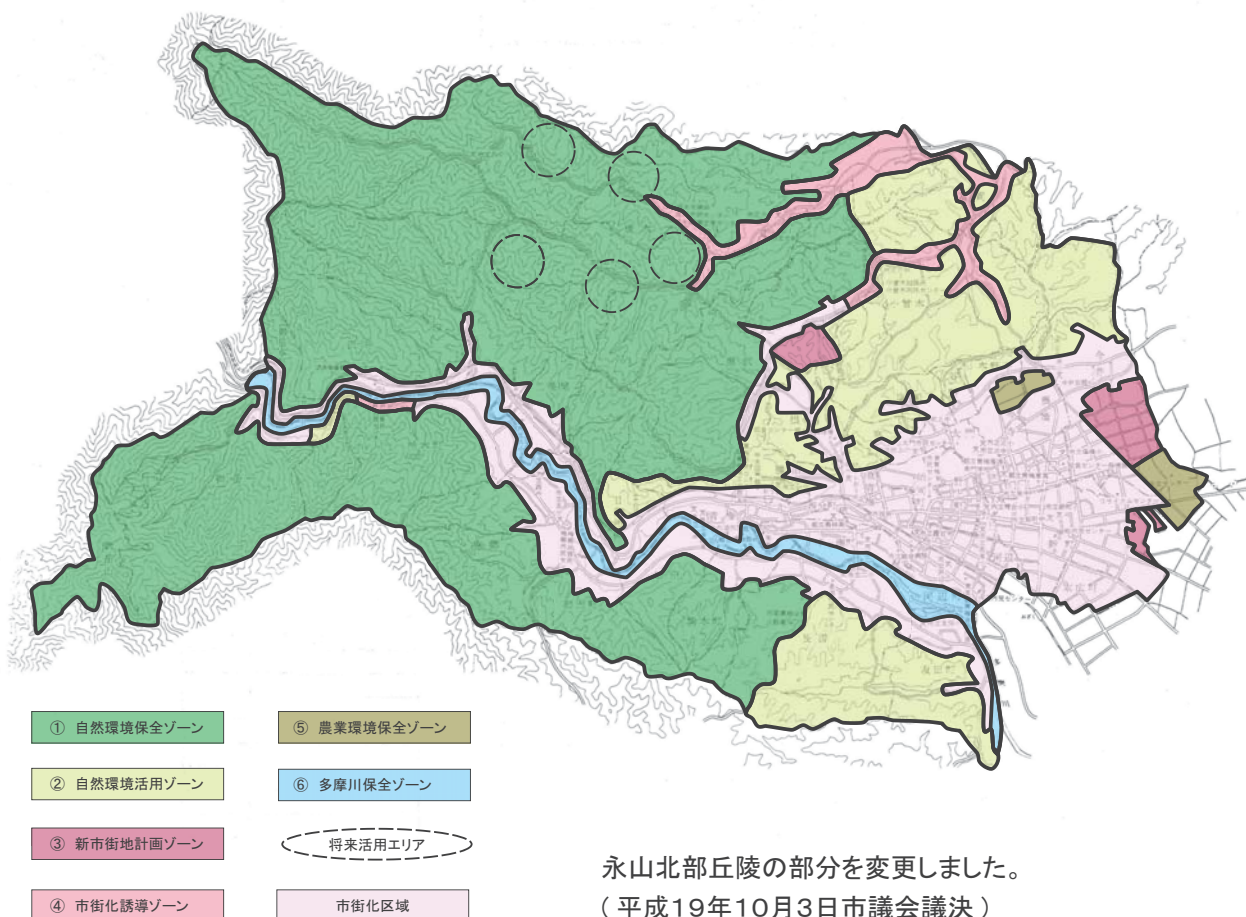
また、周辺市街地との調和を図るため、土地利用の制限等を検討します。

※「将来活用エリア」(成木地区の採石事業地)

採石の跡地の修復や活用については、森林などの自然環境への復元を図ることを基本としつつ、長期的な視点で活用を図る地域と位置付けます。

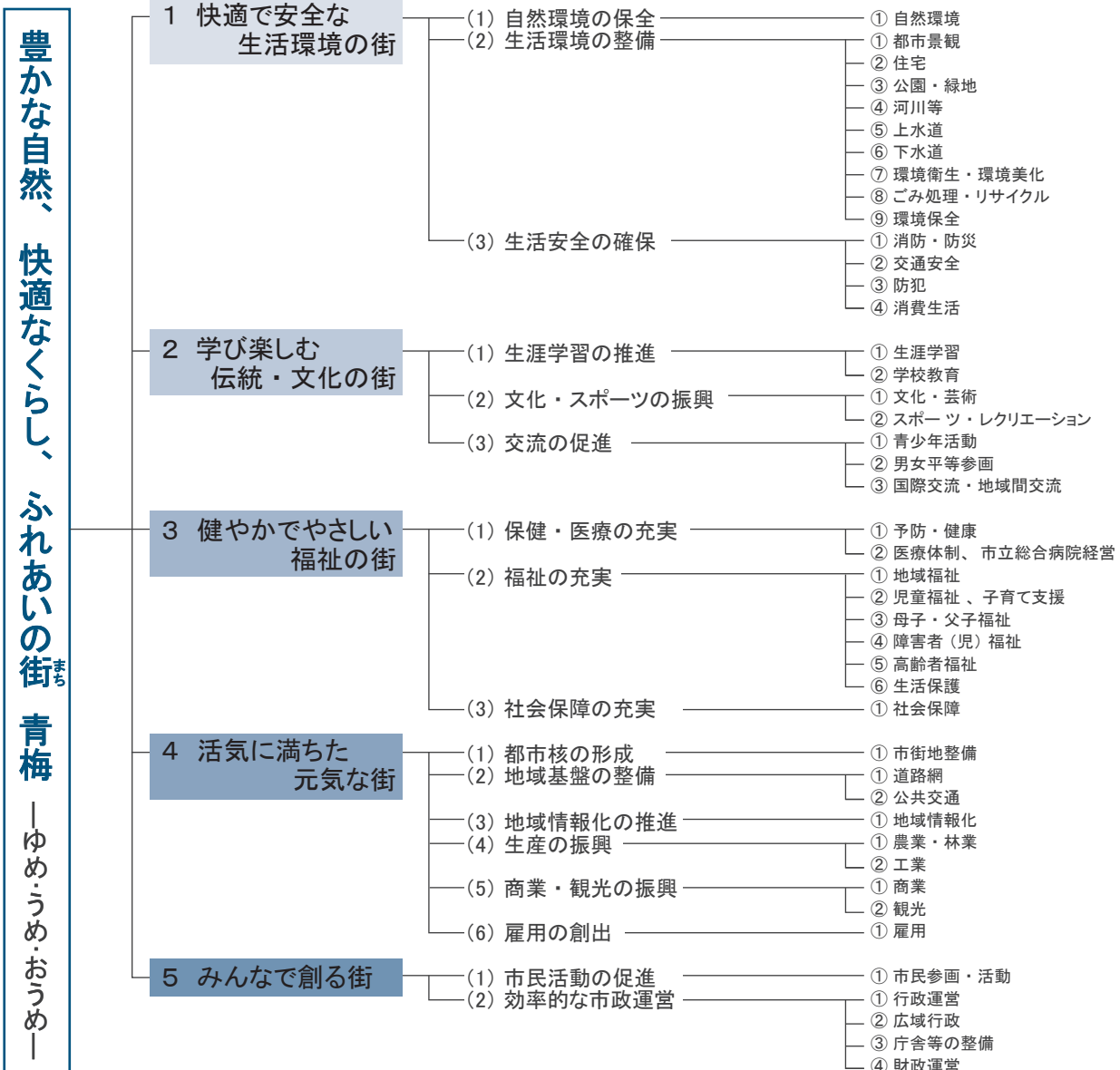
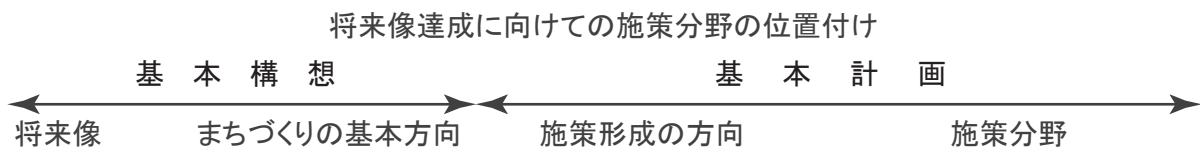
なお、本市では、新規採石事業は認めません。また拡張については、この基本構想との整合を優先させます。

ゾーン区分図



第3章 まちづくりの基本方向（施策の大綱）

将来像「豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅—ゆめ・うめ・おうめ—」を実現するため、次の基本方向のもとに、計画的にまちづくりを進めます。



第1 快適で安全な生活環境の街

市民が誇りとする森林や清流など豊かな自然環境や景観を保全していくとともに、多摩川や里山など身近な自然とふれあい、人と自然とのつながりを大切にしていける取組を推進します。

地球環境への負荷を低減し、豊かな暮らしを持続・発展させていくため、市民、企業、行政の連携によるごみの減量化・再利用・再生利用の体制を充実するほか、公害の防止など、生活環境の整備を推進していきます。

また、全市水洗化を目指した取組を進めます。

安心・安全な暮らしの実現を目指し、消防・救急体制の充実、地震などの災害への対策、防犯・交通安全への対応、消費生活の向上に努めます。

第2 学び楽しむ伝統・文化の街

次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的に対応できるよう、基礎的・基本的な学力の習得や一人ひとりの個性を生かす教育を推進するとともに、心の教育や生きる力をはぐくむ教育環境を整えていきます。

学校教育では、青梅の特性を生かし、自然の中で様々な体験を通じて生きる力や郷土への誇り、自然を大切に、人を思いやるやさしさをはぐくむ教育活動を充実するとともに、発達段階に応じて自己の責任を自覚することのできる資質を培うことに努めます。

また、あらゆる世代の人々が、それぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指します。

さらに、各地域の伝統文化や芸能などを生かした地域づくり、スポーツ・レクリエーション活動の促進、青少年活動や男女平等参画、人権尊重、国際交流・地域間交流などの取組を促進します。

第3 健やかでやさしい福祉の街

市民の生涯を通じた健康づくりを支援し、老若男女が健やかにいきいきと生活できる健康のまちづくりを進めます。

保育サービスや育児に関する相談機能など子育て支援の充実を図り、男女が楽しく子育てができる環境を整えます。

また、高齢者が心豊かに過ごせるよう地域活動やボランティア活動などに参加しやすい環境づくりを進めます。

さらに、保健・医療・福祉など総合的なサービスの提供に努めていくとともに、その評価を行い、サービスの質の向上を図ります。また、福祉サービスの情報提供を行い、利用者の選択性を高めていきます。

地域福祉の推進体制の整備とともに、障害者福祉や母子・父子福祉の充実などを図り、市民一人ひとりが自立しながら互いに支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせるやさしいまちづくりを目指します。

さらに国民健康保険や介護保険など社会保障制度の健全な運営に努めます。

第4 活気に満ちた元気な街

行政・文化・商業・情報などの都市機能が集積した、にぎわいと交流のある中心市街地整備に向けて、青梅駅、東青梅駅、河辺駅の3駅周辺地区を計画的に整備・充実するとともに、地域経済の発展に寄与するものと期待される圏央道青梅インターチェンジ周辺地区、採石場跡地等の有効な土地利用を図っていきます。

また、広域的な視点から、幹線道路網の整備を推進するとともに、人にやさしい道づくりなど、身近な生活道路の整備を促進します。

さらに、バスなどの交通網の充実を図るほか、鉄道輸送力の増強や駅施設の改善等を事業者に要請していくなど、公共交通の充実に努めていきます。

産業面では、商店街の活性化を図るほか、「青梅宿」や「梅」「織物」など青梅ならではの題材を生かした観光産業や、先端技術産業の集積を生かした工業の振興に努めます。

また、消費者ニーズに即応した地場流通型農業等の振興に取り組みます。

さらに、まちの活性化に向け、地域の企業、大学・高校等との交流を促進します。

情報化社会に対応し、誰もが必要な情報を入手でき、活用できるよう情報格差を解消していくとともに、情報通信技術を活用した在宅勤務などによる市民の積極的な創業を支援し、地域の新しい雇用の創出に努めます。

第5 みんなで創る街

暮らしやすいまちを創るためには、市民と行政がそれぞれ役割を分担し、協力してまちづくりを進める必要があります。

そこで、行政情報の公開、市民の意見や情報交換の場づくりに努めるとともに、各種計画立案への市民の参画を進め、市民やボランティア団体、NPOなどの多様な主体と行政とが連携したまちづくりを促進します。

また、市民センターや自治会館などを拠点とした地区コミュニティ活動を支援するなど、コミュニティの活性化を図ります。

信頼される市役所を目指して、職員の意識改革を進め、行政課題への迅速かつ的確な対応を図り、住民サービスの向上に努めていきます。

政策・施策・事業の評価、行政組織・機構の見直し、行政情報化、近隣市町村との連携強化など、財政事情や地方分権に対応した効果的・効率的な行政運営を進めます。

また、既存公共施設について、既成概念にとらわれず、有効活用を図るとともに、時代に即した新庁舎を建設します。

第4章 基本構想推進のために

この基本構想を推進するため、基本計画等を策定し、行財政運営の指針とします。

まちづくりの推進に当たっては、開かれた市政を推進し、市民と行政との信頼関係を築いていきます。

施策の推進に当たっては、職員の資質を高めるとともに、まちづくりを担う人材の育成に努め、市民と行政の連携のもと、総合的・横断的な取組を進めてまいります。

後期基本計画

後期基本計画策定にあたって

第1部 総論

第2部 各論

後期基本計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、第5次総合長期計画基本構想（平成 14(2002) 年 12 月 25 日市議会議決。平成 19(2007) 年 10 月 3 日一部変更市議会議決）における青梅市の将来像実現に向け、前期基本計画の市政運営の考え方を引き継ぐことを原則とし、基本構想における時代潮流の認識である、「少子高齢化の進展」、「循環型社会への移行」、「産業構造の変化と新分野の発展」、「高度情報化の進展」、「成熟社会の到来」、「協働社会の到来」、「広域交流社会の到来」に加えて、後期基本計画では、三位一体改革などによる地方財政構造の変化、人口減少・高齢社会の到来による社会構造の変化、地域活動の活発化や安全・安心のまちづくりへの意識の高まりなど、現下の社会経済状況の変化にもとづき、平成 20(2008) 年度から平成 24(2012) 年度までの基本的な施策および事業計画を示し、具体的な市政運営の方向性を明らかにするために策定するものです。

2 施策の取組

青梅市の将来像実現のために、基本計画に示す市政全般にわたる基本施策を推進するとともに、前期基本計画に示したチャレンジプログラムを、市を取り巻く状況の変化を踏まえ、修正・追加し、後期基本計画にも位置付けます。

また、後期基本計画におけるチャレンジプログラムは、施策分野ごとの基本施策を先導する市の重要施策とし、市民と行政の連携の強化、市民参加のまちづくりの推進、市職員の施策遂行能力の向上を図りながら、確実に取り組みます。

なお、計画事業の取組は、実施段階における財政状況を勘案し、より効果の上がる方法を適切に選択するとともに、総合長期計画実施計画や毎年度の予算編成の中で社会経済状況の変化などに柔軟に対応します。

3 財政運営の考え方

今後も、増大する市民ニーズや社会経済状況への適切な対応を図りながら、安定した行政サービスを継続的に提供する必要があります。

このためには、財源確保と最適な事業選択により、財政収支のバランスに配慮しながら、多様な行政需要に適切に対応する財政運営が重要です。

こうしたことから、市税等収納率の向上や新たな税源確保策、受益と負担の見直し、資産の有効活用、経常経費の削減、効率的な事務事業への見直し、必要な事業への予算配分の重点化など、中長期的な視点を重視した財政運営に取り組みます。

4 計画、実施、検証、再構築の連動

実効性のある施策の実現には、市民のニーズ、市を取り巻く社会状況を的確に捉えるとともに、財源・コストなどの財政負担を考慮し、最も効果的な事業運営・事業手法を選択し、事業を執行することで事業効果を最大限に発揮させる必要があります。

こうしたことから、後期基本計画における施策を展開するにあたり、平成 20(2008) 年度からの新たな行財政改革推進プランを基本に、財源とコストを見通した事業の計画、実施、検証を行い、再構築を図るという一連の流れにより、常に施策のスクラップ・アンド・ビルドを行い、行政運営に取り組みます。

5 計画の構成と位置付け

この計画は、平成 24(2012) 年度を目標とする 10 年間の基本構想を具体化するために、前期に続く後期 5 年間の基本計画です。



後期基本計画

平成 20（2008）年度～平成 24（2012）年度



第 1 部 総論

第 1 章 基本計画の考え方

- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 計画の役割と期間
 - 第 1 計画の役割と性格
 - 第 2 計画の期間
- 第 3 節 将来人口
 - 第 1 後期基本計画期間における人口の推移
 - 第 2 年齢構造別人口割合

第 2 章 チャレンジプログラム

- 第 1 節 チャレンジプログラムについて
- 第 2 節 チャレンジプログラムの取組
- 第 3 節 各プログラムの展開
 - 第 1 「青梅の森」プログラム
 - 第 2 ふるさとの川プログラム
 - 第 3 青梅エコライフプログラム
 - 第 4 青梅っ子プログラム
 - 第 5 健やかプログラム
 - 第 6 安全・安心プログラム
 - 第 7 文化創造プログラム
 - 第 8 地域活力プログラム

第1節 計画の目的

この基本計画は、基本構想に定めた将来像「豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅」を実現するため、まちづくりの基本方向（施策の大綱）ごとに、現況と課題、基本方針、まちづくりの指標、施策体系、基本施策および事業計画を明らかにし、総合的かつ計画的な行財政運営の基本とするものです。

第2節 計画の役割と期間

第1 計画の役割と性格

この基本計画は、次のような役割と性格があります。

- 1 基本構想の計画期間である10か年のうち、後期5か年に取り組む施策および事業計画ならびにそれらを合理的に推進するための市政運営の基本指針となるものです。
- 2 市民や団体および事業者が、主体的に取り組むまちづくり活動等に対して、支援や協働するときの指針となるものです。
- 3 国や東京都、近隣市町村に対して、相互の適切な役割分担のもとで協力や調整、連携を図る際の指針となるものです。

第2 計画の期間

この基本計画は、平成24(2012)年度を目標年次とする基本構想の後半の5か年となる平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までを計画期間とします。

なお、本計画のもとに3年を単位とする実施計画を別に策定します。

第3節 将来人口

基本構想では、平成24(2012)年における想定人口を、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するための余裕を持たせた15万人としています。この基本構想の想定人口は市の目標とするもので、基本計画に示す推計人口とは役割が異なります。

後期基本計画における人口推計は、後期5年間に取り組む施策および事業計画を推進するための行財政運営の基礎的数値となるものです。

後期基本計画期間における総人口の推移および年齢構造別人口割合については、近年の人口の推移にもとづき、次のとおりとします。

第1 後期基本計画期間における人口の推移

この期間における人口の推移は、平成12(2000)年から平成19(2007)年の1月1日現在の住民基本台帳人口を基準として推計したところ、平成24(2012)年における人口推計結果は、138,987人であるため、後期基本計画では、目標年次平成24(2012)年度における人口は、13万9千人前後で推移する見込みです。

地区別人口と世帯の推移

(各年10月1日)

地区	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
総数	140,103	58,547	139,875	58,922	139,635	59,251	139,333	59,534	138,987	59,770
青梅	11,972	4,961	11,817	4,955	11,655	4,942	11,492	4,924	11,311	4,901
長淵	22,749	9,069	22,759	9,131	22,761	9,191	22,752	9,239	22,736	9,280
大門	20,447	8,179	20,563	8,276	20,683	8,368	20,799	8,457	20,912	8,540
東青梅	16,633	7,386	16,562	7,397	16,488	7,396	16,392	7,384	16,305	7,362
新町	19,196	7,865	19,344	7,890	19,512	7,913	19,673	7,933	19,845	7,953
河辺	15,871	7,288	15,843	7,369	15,791	7,446	15,747	7,523	15,698	7,597
今井	11,732	4,683	11,859	4,752	11,980	4,818	12,093	4,880	12,190	4,939
梅郷	10,958	4,187	10,949	4,266	10,943	4,347	10,932	4,430	10,916	4,514
沢井	3,892	1,661	3,772	1,699	3,649	1,739	3,521	1,785	3,393	1,834
小曾木	4,362	2,135	4,231	2,076	4,118	2,004	3,995	1,918	3,855	1,819
成木	2,291	1,133	2,176	1,111	2,055	1,087	1,937	1,061	1,826	1,031

第2 年齢構造別人口割合

この期間における人口構成比は、少子化傾向は、ゆるやかに進行する一方、高齢化については、平成19(2007)年当初の18%台から平成24(2012)年には23%台へ大きく進行する見込みです。

年齢構成別人口

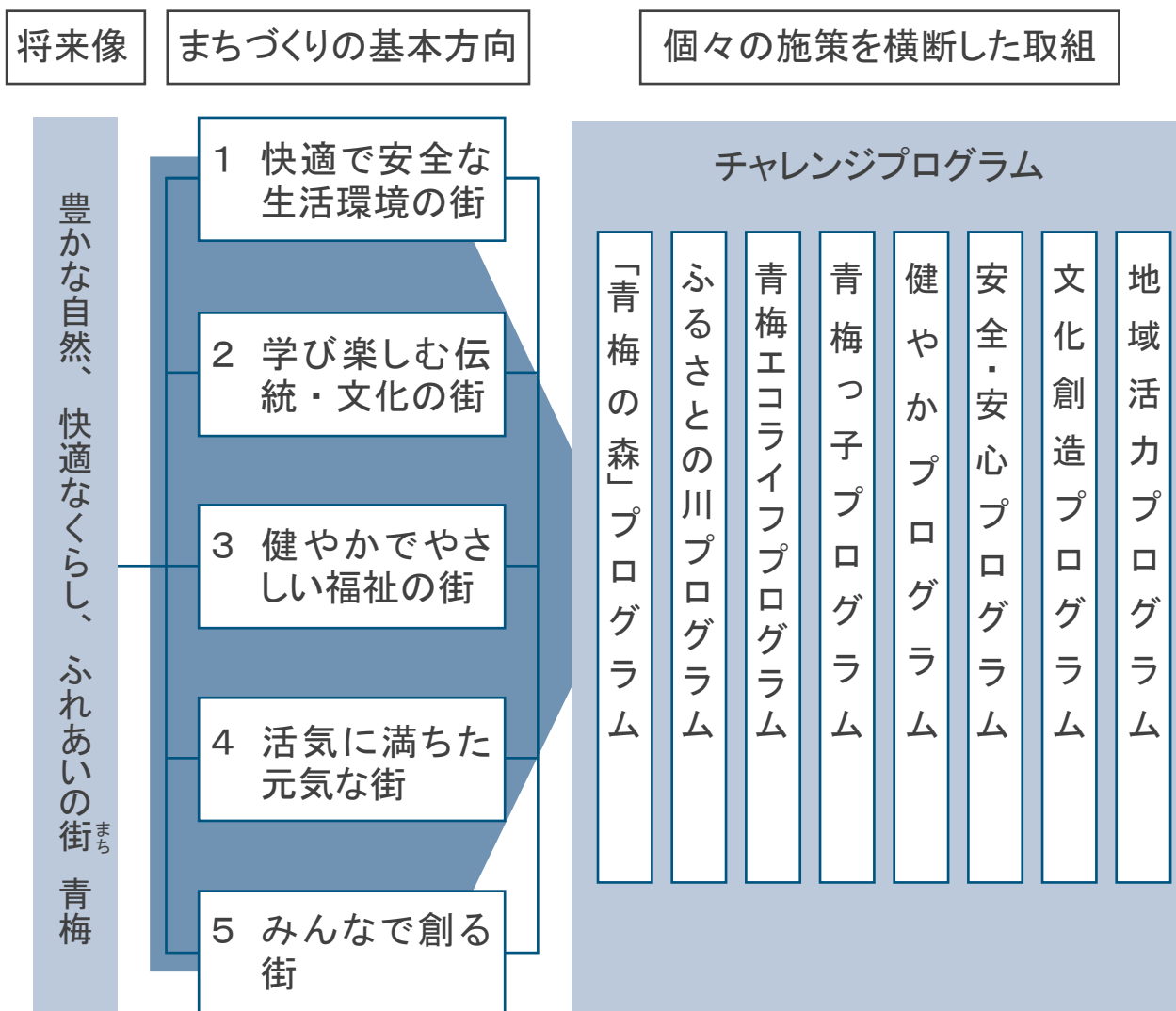
(各年10月1日 単位：人、%)

区分	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
0～14歳	19,085	13.6	18,720	13.4	18,383	13.2	18,036	13.0	17,766	12.8
15～64歳	92,583	66.1	91,567	65.5	90,946	65.1	90,312	64.8	88,806	63.9
65歳以上	28,435	20.3	29,588	21.1	30,306	21.7	30,985	22.2	32,415	23.3
総数	140,103	100.0	139,875	100.0	139,635	100.0	139,333	100.0	138,987	100.0

第1節 チャレンジプログラムについて

青梅市の将来像「豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅」を目指し、暮らしやすい「ゆめ・うめ・おうめ」のまちづくりを実現するために、市政全般にわたる基本施策の推進とともに、施策分野の枠を超えた横断的な取組として、次の8つのチャレンジプログラムを推進していきます。

このプログラムは、市民、庁内各課が連携・協力し、長期的な観点に立って取組を進めようとするものです。各プログラムは、地域特性を生かした、青梅の特色、個性づくりを念頭に取りまとめています。そして、関連する事業の連携により、相互の相乗的な効果を高め、目標の実現を図ります。



第2節 チャレンジプログラムの取組

1 プログラムの構成事業

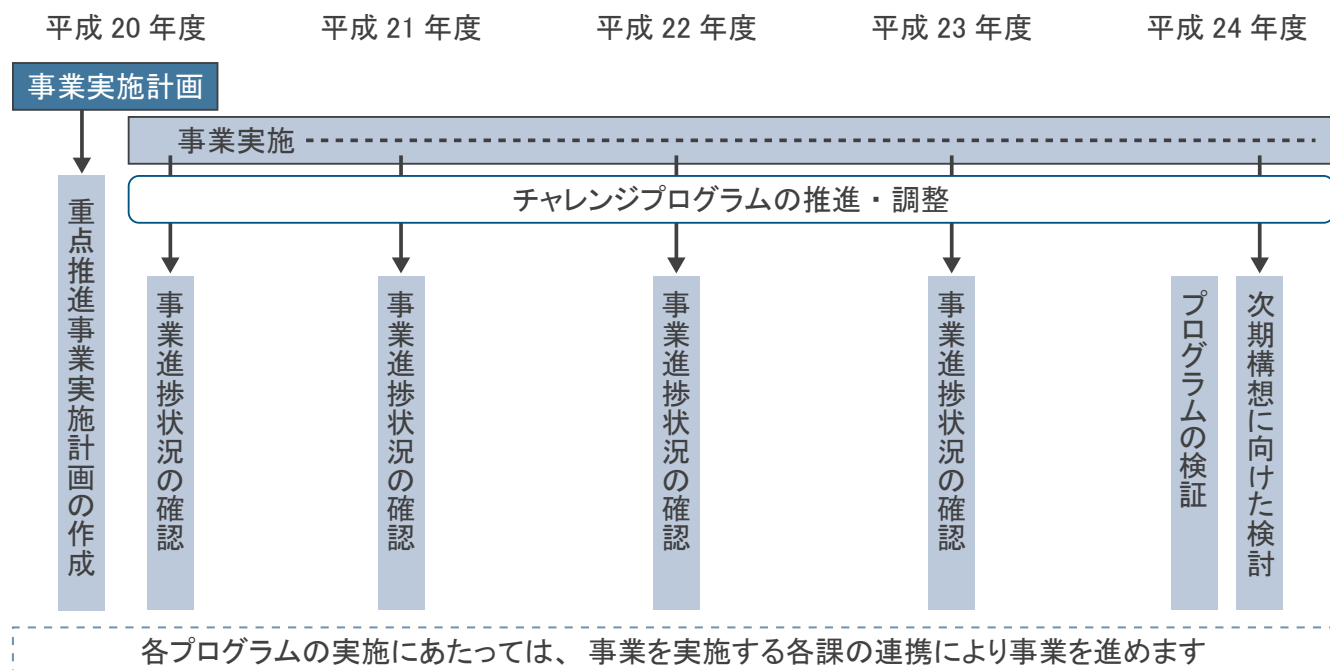
各プログラムの事業は、各施策分野での基本施策・計画事業のうち、プログラムのねらいに沿って、市の重要課題を解決する事業として、施策分野の枠を越え、市民とともに今後取り組む事業などです。

2 プログラムの展開

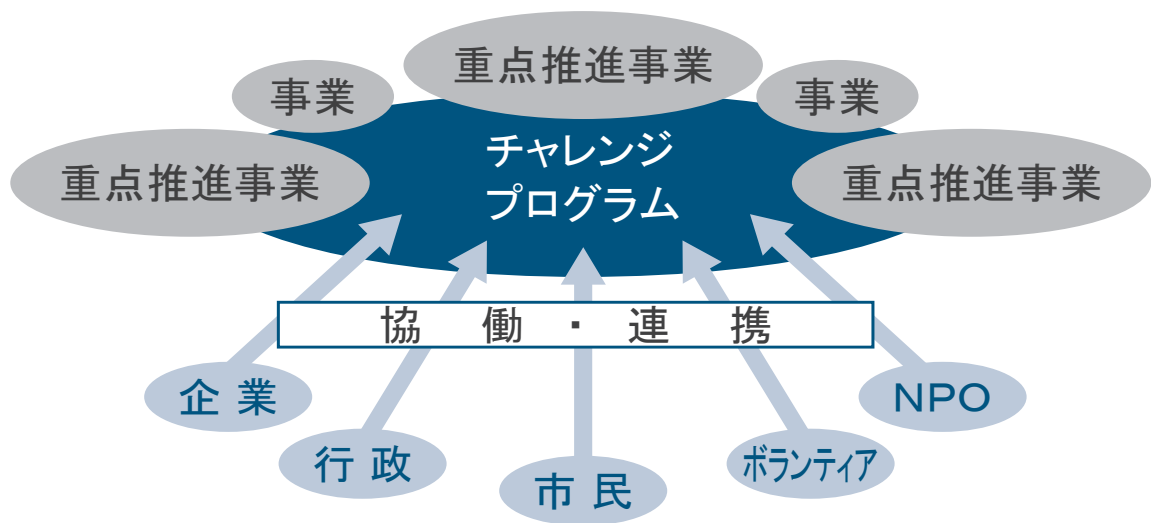
各プログラムの展開にあたっては、施策分野の枠を超え、横断的に検討を進め、市民の協力等を得ながらプログラムの目的の達成に向けて重点的、優先的に取り組んでいきます。

重点推進事業を定め、事業実施計画を作成し取り組みます。

取組のイメージ



プログラムの展開のイメージ



【ねらい】

長期的な視点を持ったプログラムの目標

【後期基本計画の視点】

後期基本計画期間中に取り組む方向性

【主な取組内容】

後期基本計画の視点の具体的内容

【重点推進事業】

後期基本計画の施策のうち、プログラムのねらいに沿って重点的に進める事業

第3節 各プログラムの展開

第1 「青梅の森」プログラム

【ねらい】

市民や来訪者一人ひとりが森林保全に対する関心を持ち、自然を体験し、ふれあう機会を通して、長期的視点から山を守り、生かすまちづくりを進めます。

【後期基本計画の視点】

- ① 永山北部丘陵一帯を「青梅の森（仮称）」と位置付けます。
- ② 地域の特性を生かした自然体験活動の場として活用します。
- ③ みんなの力で山の多様な機能を保全します。

【主な取組内容】

- ◇ 永山北部丘陵一帯を「青梅の森（仮称）」と位置付け、青梅の豊かな自然を体感できる場として整備を図ります。
- ◇ 森林ボランティアなどの協力により適正な管理に努めます。
- ◇ 森林についての学習の場を整備します。
- ◇ 学校教育での自然体験学習や環境教育を推進します。
- ◇ 生涯学習として、森林整備体験活動を支援します。
- ◇ 市民と協働して、山の多様な機能を保全する取り組みを進めます。

<各論に掲げた基本施策>

第1章 第1節「第1 自然環境」

第1章 第2節「第1 都市景観」

第1章 第2節「第3 公園・緑地」

第2章 第1節「第2 学校教育」

【重点推進事業】

- 青梅の森（仮称）整備・活用事業



第2 ふるさとの川プログラム

【ねらい】

多摩川の清流や水辺の景観、崖線緑地の保全・回復を図るとともに、河川清掃、水辺の散策路や公園の整備、カヌーや釣り、ウォーキングやサイクリングなど川に親しみ、自然に学ぶまちづくりを進めます。

また、霞川、黒沢川、成木川などの流域においても河川清掃や自然環境に配慮した河川整備を促進します。

【後期基本計画の視点】

- ① 多摩川を青梅市の自然・景観のシンボルとした取組を進めます。
- ② 親しみやすく魅力ある水辺空間の形成に努めます。
- ③ 清流の保全活動を進めます。

【主な取組内容】

- ◇ 水辺とのふれあいを保ちながら、地形を生かした遊歩道などの整備を促進します。
- ◇ 水辺の楽校の推進や多摩川の親水施設の整備促進により、川と親しみ、川とふれあう機会づくりを推進します。
- ◇ 河川環境の保全にかかわるボランティアやNPOへの支援と活動を促進します。
- ◇ 崖線緑地の保全方法を検討します。
- ◇ 多摩川沿川自治体やボランティア・NPOなどと連携し、多摩川沿いのウォーキングイベントなどに取り組みます。

<各論に掲げた基本施策>

第1章 第1節「第1 自然環境」

第1章 第2節「第3 公園・緑地」

第1章 第2節「第4 河川等」

第2章 第3節「第3 国際交流・地域間交流」

【重点推進事業】

- 親水空間形成事業



第3 青梅エコライフプログラム

【ねらい】

循環型社会を目指し、ごみの減量化（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rに発生源となるものの受け入れを断る（リフューズ）を加えた4Rの取組や、地球温暖化防止に向けた取組など、環境にやさしいまちづくりを進めます。

【後期基本計画の視点】

- ① 市民・事業者・行政の役割を明確にして、各主体が連携した、青梅市としての循環型社会の仕組みづくりを進めます。
- ② 4Rの取組を推進します。

【主な取組内容】

- ◇ 循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化や資源の再利用を積極的に推進します。
- ◇ 市民、事業者の意見を反映した「青梅市環境基本計画」にもとづき、地域の環境特性を生かした環境保全活動を推進します。
- ◇ 不燃物や焼却灰、生ごみの資源化を推進します。
- ◇ 環境保全型農業を推進します。
- ◇ 学校や地域でのごみ減量講座や環境学習講座を推進します。

<各論に掲げた基本施策>

第1章 第2節「第8 ごみ処理・リサイクル」

第1章 第2節「第9 環境保全」

第4章 第4節「第1 農業・林業」

【重点推進事業】

- 4R推進事業



第4 青梅っ子プログラム

【ねらい】

公園や児童遊園、学校の運動場、市民センターなどを利用した、子どもの遊び場づくりを推進するとともに、様々な体験スクールやイベントを通じ、子どもたちがいきいきとした遊びを通して成長するまちづくりを進めます。

また、地域のふれあいの中で子どもたちの成長を支えていく取組を進めます。

【後期基本計画の視点】

- ① 子どもが元気に遊べる場所の確保に努めます。
- ② 地域とのふれあいの中で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを進めます。

【主な取組内容】

- ◇ 学校・地域・家庭・関係機関が連携し、子どもを見守り、安全を確保する取組を進めます。
- ◇ 市民センターや自治会館など地域の既存施設を利用した子どもの居場所づくりを支援するとともに、市民が持っている知識・経験・技能や情報などを発掘し、人材や組織の育成を図ります。
- ◇ 公園や児童遊園の施設整備にあたっては、子どもたちの夢や地域住民の声を生かし、身近で魅力ある遊び場として整備、活用を図ります。
- ◇ 子育てサークルなどへの支援の充実を図り、地域子育てネットワークづくりを促進します。
- ◇ 地域の伝統行事への児童・生徒の参加を支援するとともに、世代を超えた市民との体験学習への参加など、子どもの感性を育む活動を支援します。

＜各論に掲げた基本施策＞

第1章 第2節「第3 公園・緑地」

第1章 第3節「第3 防犯」

第2章 第1節「第1 生涯学習」

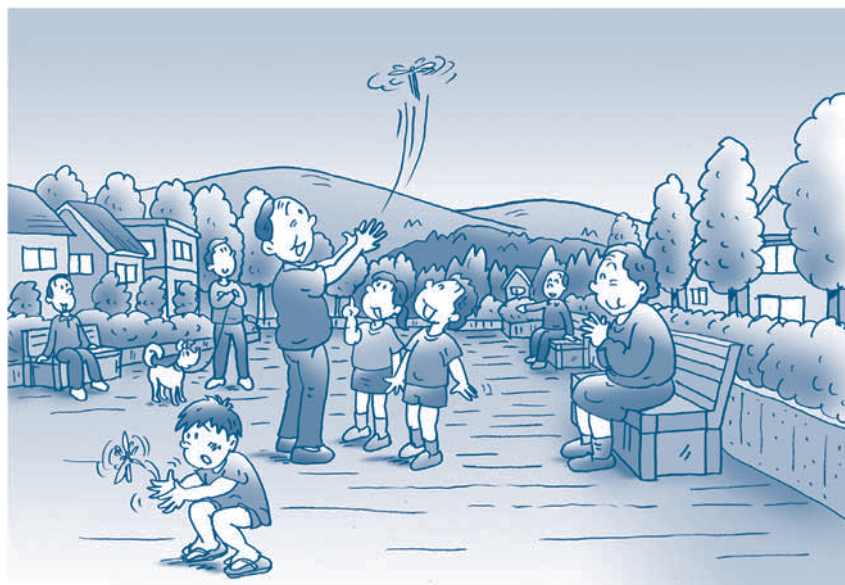
第2章 第1節「第2 学校教育」

第2章 第3節「第1 青少年活動」

第3章 第2節「第2 児童福祉、子育て支援」

【重点推進事業】

- 子どもの体験活動支援事業
- 市民センター等既存施設の活用



第5 健やかプログラム

【ねらい】

市民が健康でいきいきと生活するため、保健・医療・福祉・スポーツなどの分野が連携し、年齢や体力に応じた市民の健康づくりを推進します。

ウォーキングやスイミングなど身近なスポーツを奨励し、楽しみながら健康づくりができる環境を整え、健やかなまちづくりを進めます。

【後期基本計画の視点】

- ① 年齢や体力に応じた市民の健康づくりを進めます。
- ② 生活習慣病予防の普及・啓発を進めます。
- ③ 健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育の取組を推進します。
- ④ 高齢者・障害者の社会参加を支援します。

【主な取組内容】

- ◇ まちを歩きながら健康を増進し、疾病を予防・改善し、心を豊かにする「健康の道」づくりを推進します。
- ◇ 生活習慣病の予防に向けて、保健・医療・福祉・介護部門と生涯スポーツ、生涯学習、学校教育部門などが連携した健康づくりを市全体で支援する体制を充実します。
- ◇ 生活習慣を見直し、市民一人ひとりの自己管理による心と体の健康づくりを支援します。
- ◇ 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため「青梅市食育推進計画（仮称）」を策定します。
- ◇ 世代を超えて支えあう、交流によるネットワーク環境を整備し、高齢者・障害者の社会参加を支援します。

<各論に掲げた基本施策>

第1章 第1節「第1 自然環境」

第2章 第1節「第2 学校教育」

第2章 第2節「第2 スポーツ・レクリエーション」

第3章 第1節「第1 予防・健康」

第3章 第2節「第1 地域福祉」

第3章 第2節「第4 障害者（児）福祉」

第3章 第2節「第5 高齢者福祉」

第4章 第4節「第1 農業・林業」

【重点推進事業】

- 健康の道推進事業
- 食育推進事業



第6 安全・安心プログラム

【ねらい】

自然災害や治安の悪化に対応するため、地域全体での防災や防犯活動の取組体制を確立するとともに、今後、更に増加する高齢者世帯への見守り活動を支援し、誰もが安心して過ごせるまちづくりを進めます。

【後期基本計画の視点】

- ① 災害時の防災活動の仕組みづくりを推進します。
- ② 地域の防犯活動の取組を支援します。
- ③ 公共施設の耐震改修を進めます。

【主な取組内容】

- ◇ 災害時における関係機関との連携体制の確立を目的とした合同防災訓練を実施します。
- ◇ 高齢者や障害者などの災害時要援護者に対し、消防署・警察署・自治会等の相互連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。
- ◇ 地域による防犯・防災活動を支援します。
- ◇ 青梅警察、青梅交通安全協会等と連携し、幼児から高齢者までの交通安全対策を進めます。
- ◇ スtockマネジメントの導入を進めます。
- ◇ 学校など、公共施設の計画的な耐震改修を進めます。

<各論に掲げた基本施策>

- 第1章 第2節「第2 住宅」
- 第1章 第3節「第1 消防・防災」
- 第1章 第3節「第3 防犯」
- 第2章 第1節「第2 学校教育」
- 第3章 第2節「第1 地域福祉」
- 第3章 第2節「第4 障害者（児）福祉」
- 第3章 第2節「第5 高齢者福祉」
- 第5章 第2節「第3 庁舎等の整備」

【重点推進事業】

- 自主的防犯活動支援事業
- 公共施設の耐震改修
- 災害時要援護者への支援体制づくり



第7 文化創造プログラム

【ねらい】

古くから栄え、歴史・文化等の集積した地域特性を生かした地域づくりに取り組んでいきます。

また、文化の香り高い創造的なまちづくりを進めるため、趣味や創作活動の機会の提供、交流の促進など、市民の文化活動を支援していきます。

【後期基本計画の視点】

- ① 地域資源（人・物・心）を活用し、芸術家、文化団体との連携を通じ、市民の文化への関心を高めます。
- ② 市内に点在する文化的資産の保全・活用を図ります。
- ③ 美術館の活用を図ります。

【主な取組内容】

- ◇ 市民の文化活動や交流を促進するため、大学や文化・地域団体との連携を進めます。
- ◇ 芸術文化活動ができる環境づくりとともに、誰もが参加でき、市民が主体となった文化活動を支援します。
- ◇ 市民ニーズに対応した図書館サービス網の整備充実を図ります。
- ◇ 国際交流活動を促進し、市民の国際理解、国際感覚の醸成に役立つ場づくりに努めます。
- ◇ 市民・企業などの協力を得ながら、青梅市を支えた産業遺産の保存や活用を図ります。
- ◇ 文化の視点による地域資源を生かした地域づくりを進めます。
- ◇ 歴史的建築物や文化財など、文化遺産の保全に努めます。
- ◇ 様々なイベントや文化活動の拠点として、美術館の活用に努めます。

<各論に掲げた基本施策>

第2章 第1節「第1 生涯学習」

第2章 第1節「第2 学校教育」

第2章 第2節「第1 文化・芸術」

第2章 第3節「第3 国際交流・地域間交流」

第5章 第1節「第1 市民参画・活動」

【重点推進事業】

- 文化活動支援事業



第8 地域活力プログラム

【ねらい】

観光・レクリエーションの振興、地域産業の育成・強化、新規産業の誘致などにより、それぞれの地域特性を生かした業務核都市の形成を目指すとともに、市民活動への支援など、元気なまちづくりを進めます。

【後期基本計画の視点】

- ① 地域特性を生かした業務核都市の整備を進めます。
- ② 観光交流人口の増加と地域経済の活性化を図ります。
- ③ 地域を支え、地域活力を高める市民活動への支援、NPOの育成や活動の活性化のため、交流のネットワークづくりを進めます。

【主な取組内容】

- ◇ 3駅周辺を中心市街地については、商業・医療・官庁施設・歴史的景観などの地域特性を生かした市街地の整備を進めます。
- ◇ 青梅インターチェンジ周辺地区は、その特性を生かした都市的土地利用が図れるよう努めます。
- ◇ 地域資源を生かした観光交流人口の増加と地域経済の活性化に努めます。
- ◇ 地域資源の発掘・再認識によるブランド化、事業化を支援します。
- ◇ 多様な活動を支える人材の育成や情報のネットワーク化を促進し、自治会をはじめとする市民活動や団塊世代などの地域社会への参加を支援します。

＜各論に掲げた基本施策＞

- 第1章 第2節「第1 都市景観」
- 第4章 第1節「第1 市街地整備」
- 第4章 第4節「第1 農業・林業」
- 第4章 第4節「第2 工業」
- 第4章 第5節「第1 商業」
- 第4章 第5節「第2 観光」
- 第5章 第1節「第1 市民参画・活動」

【重点推進事業】

- 青梅インターチェンジ周辺整備事業
- 観光まちづくり事業
- 地域活動の活性化事業





後期基本計画

平成 20（2008）年度～平成 24（2012）年度



第2部 各論

第1章 快適で安全な生活環境の街

- 第1節 自然環境の保全
 - 第1 自然環境
- 第2節 生活環境の整備
 - 第1 都市景観
 - 第2 住宅
 - 第3 公園・緑地
 - 第4 河川等
 - 第5 上水道
 - 第6 下水道
 - 第7 環境衛生・環境美化
 - 第8 ごみ処理・リサイクル
 - 第9 環境保全
- 第3節 生活安全の確保
 - 第1 消防・防災
 - 第2 交通安全
 - 第3 防犯
 - 第4 消費生活

第2章 学び楽しむ伝統・文化の街

- 第1節 生涯学習の推進
 - 第1 生涯学習
 - 第2 学校教育
- 第2節 文化・スポーツの振興
 - 第1 文化・芸術
 - 第2 スポーツ・レクリエーション
- 第3節 交流の促進
 - 第1 青少年活動
 - 第2 男女平等参画
 - 第3 国際交流・地域間交流

第3章 健やかでやさしい福祉の街

- 第1節 保健・医療の充実
 - 第1 予防・健康
 - 第2 医療体制、市立総合病院経営
- 第2節 福祉の充実
 - 第1 地域福祉
 - 第2 児童福祉、子育て支援
 - 第3 母子・父子福祉
 - 第4 障害者（児）福祉
 - 第5 高齢者福祉
 - 第6 生活保護
- 第3節 社会保障の充実
 - 第1 社会保障

第4章 活気に満ちた元気な街

- 第1節 都市核の形成
 - 第1 市街地整備
- 第2節 地域基盤の整備
 - 第1 道路網
 - 第2 公共交通
- 第3節 地域情報化の推進
 - 第1 地域情報化
- 第4節 生産の振興
 - 第1 農業・林業
 - 第2 工業
- 第5節 商業・観光の振興
 - 第1 商業
 - 第2 観光
- 第6節 雇用の創出
 - 第1 雇用

第5章 みんなで創る街

- 第1節 市民活動の促進
 - 第1 市民参画・活動
- 第2節 効率的な市政運営
 - 第1 行政運営
 - 第2 広域行政
 - 第3 庁舎等の整備
 - 第4 財政運営

<各論の内容>

- 1 基本構想に掲げる5つのまちづくりの基本方向にもとづく分野ごとに「現況と課題」、「基本方針」、「まちづくりの指標」、「施策体系」、「基本施策」、「事業計画」で構成します。
- 2 「まちづくりの指標」は、施策の目指すべき目標として設定します。設定に当たっては、統計調査等によりデータが客観的に把握可能なこと、他自治体との比較が可能なことなどを基本としました。ただし、数値設定が困難なものは文言等により表示しました。
- 3 「施策体系」では、各分野の主要施策を体系化しています。
- 4 「事業計画」は、平成 20(2008)年度から平成 24(2012)年度に取り組む主な事業について記載しています。★マークが付いている事業はチャレンジプログラムとして取り組む事業です。



後期基本計画

平成 20（2008）年度～平成 24（2012）年度



第 2 部 各 論

第 1 章

快適で安全な
生活環境の街

第1節 自然環境の保全

第1 自然環境

現況と課題

青梅市は、秩父多摩甲斐国立公園に属する西部の山地から丘陵地を経て東部の扇状地へとつながる地形で、市域の約63%をスギ、ヒノキの人工林を中心とした森林が占め、中央部を多摩川、北部を黒沢川と成木川が流れ、市街地には崖線緑地、平地林が分布するなど自然環境が豊かなまちです。平成18(2006)年の市政総合世論調査によると、市民の約7割が「今後も住み続けたい」としており、そのうち約8割の人が「自然環境がよい」ことを理由に挙げています。

しかし、都市化の進展などにより身近な自然環境は大きく変わってきており、山地、崖線緑地、平地林の保全、河川の水質保全などとともに、豊かな自然とふれあい、学ぶ機会や場を提供することにより、自然に対する関心を高めていくことが求められています。

森林については、林業経営を取り巻く環境は厳しく、荒廃が目立つようになり、近年は花粉症も問題となっています。本市においても、東京都の花粉症対策と連携した取組を進めています。国土保全や水源かん養など、森林の多面的な機能の発揮に向けた政策への転換が求められており、市民や来訪者一人ひとりが森林保全に対する関心を持つとともに、長期的な展望に立った、森林のもつ多面的な機能の発揮に向け、森林ボランティアや企業との連携など、多くの人の手で適正な森林整備を進めていくことが課題となっています。

国や東京都と連携し、森林や河川の整備を図っていく必要があります。

基本方針

豊かな自然を将来に継承していくために、自然環境の保全・回復を図るとともに、自然を体験し学びふれあえる場づくりを進めます。

「青梅市環境基本条例」にもとづき、水と緑の豊かな環境の保全を推進するとともに、森林の多面的な機能の発揮に向けて、「青梅市森林整備計画」にもとづく森林整備を図るとともに、企業との連携や森林ボランティアなどによる市民参加型の森林づくりを推進し、22世紀を展望した長期的な森づくりを進めます。

■ まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度末)	目標 (平成24年度末)
森林再生事業による間伐と枝打ちの促進	間伐 約500ha 枝打ち 約10ha	間伐 約1,400ha 枝打ち 約125ha

※ 間伐と枝打ちにより森林再生を図ります。

指標名	現状 (平成18年度末)	目標 (平成24年度末)
市内森林の広葉樹化	1,306ha	1,336ha

※ 5ha/年の広葉樹化を推進します。

施策体系

自然環境	(1) 自然環境の保全・回復
	(2) 22世紀の森づくり
	(3) 自然とのふれあいの促進

基本施策

(1) 自然環境の保全・回復

- ① 「青梅市環境基本条例」、「青梅市環境基本計画」や青梅市環境審議会からの答申にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に向けた総合的な取組を進めます。
- ② 自然環境保全ゾーンの採石場跡地については、自然環境への復元を基本とします。
- ③ 崖線緑地や平地林など、市街地における緑地の保全を図ります。
- ④ 河川の水質保全に向けて、公共下水道の整備、水洗化の促進、ごみの持帰り指導、多摩川1万人の清掃大会をはじめとする地域における河川清掃活動の充実を図ります。
- ⑤ 土砂等による土地の埋立て、盛土および切土についての規制を行い、生活環境の保全および災害の防止を図ります。

(2) 22世紀の森づくり

- ① 林業労働力の確保に努め、森林ボランティアなどによる支援を得ながら、里山の森林等に、公益的機能の発揮能力が高い広葉樹を植栽する等、森林整備を促進します。

- ② 荒廃が懸念されているスギ、ヒノキの人工林について、間伐や枝打ち、伐採後に広葉樹・花粉の少ないスギを植栽するなど、東京都と連携し「花粉の少ない森づくり運動」を推進し、森林の公益的機能の回復に努めます。
- ③ 市民や都民の体験学習の場として、自然観察やレクリエーション、林業体験機会の提供などを図ります。
- ④ 林業の振興を図るため、林道の開設や森林の状況把握に努めます。
- ⑤ 永山北部丘陵一帯を「青梅の森（仮称）」と位置付け、青梅の豊かな自然を体感できる場として整備を進めます。

(3) 自然とのふれあいの促進

- ① 自然観察、ビオトープ^(注)の活用、ホテルの舞う環境づくり、農林業体験などを通じた自然体験学習、環境教育を推進します。
- ② 公園・緑地の整備を進めるとともに、水辺の楽校の推進やカヌー、釣りなど多摩川と親しむ機会づくりを図ります。
- ③ 市内各所に健康の道や岸辺の散策路、遊歩道を整備するよう努めるとともに、ウォーキングなどのイベントを開催します。

注) ビオトープ：水辺や草地などで構成される野生生物の生息空間

保有形態別森林面積

	国有林	公有林	私有林	総数
面積 (ha)	7.00	86.54	6,413.28	6,506.82
構成割合 (%)	0.11	1.33	98.56	100.00

※平成17年度森林資源構成表(東京都資料)

森林の機能区分別面積

	水土保全林	森林と人との共生林	資源循環利用林	総数
面積 (ha)	4,426.30	1,548.76	524.76	6,499.82
構成割合 (%)	68.10	23.83	8.07	100.00

※東京の森林・林業(平成18年度)

注：国有林7haを除く

事業計画

事業名		事業概要
造林推進事業		広葉樹造林補助 各年 約2ha
森林ボランティア育成事業	★	森林ボランティア育成 隔年で 20 人～ 30 人募集 (育成期間2年)
多摩森林再生推進事業の推進 (花粉の少ない森づくり運動の推進)		間伐の実施 年間 150ha 枝打ちの実施 年間 20ha
「青梅の森(仮称)」整備計画事業	★	園路整備、自然体験学習の場の整備など
環境基本計画の推進		第1章 第2節「第9 環境保全」を参照
市街地における樹林地の保全		第1章 第2節「第3 公園・緑地」を参照
下水道(汚水)整備		第1章 第2節「第6 下水道」を参照
体験学習の充実	★	第2章 第1節「第2 学校教育」を参照
多摩川親水施設の整備	★	第1章 第2節「第4 河川等」を参照

第2節 生活環境の整備

第1 都市景観

現況と課題

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の一角を担う御岳山・高水山などの山々を背景として多摩川が東西に流れ、まちを囲む緑豊かな丘陵や市街地の崖線の雑木林など、豊かな自然景観に恵まれています。

また、「石灰(いしばい)」や「青梅材」、「青梅縞」などの地場産業の発展に伴い、それらの品々の取引の要衝の町として賑わった面影をしのばせる商家をはじめ、社寺、駅舎、土蔵などの建築物が、青梅宿の情緒が残る街並みを形成し、多くの人に親しまれています。

しかし、近年、都市化が進み、高層建築物の建設や無秩序な広告看板の設置などによって、街並み景観は大きく変化しており、景観に対する市民意識の高まりが見られます。本市においては、「青梅市景観まちづくり基本方針」および「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき景観行政を進めています。

まちの景観は、住む人の暮らしぶりや、地域の文化を表します。美しい景観を持つまちづくりは、住む人の感性を磨き、まちへの愛情や誇りを育み、心を豊かにするなど、快適で活気ある都市の基盤として重要です。

基本方針

美しく優れた景観づくりを計画的に進めていくために、「青梅市景観まちづくり基本方針」および「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、市民、事業者、行政が連携した市民参加による景観まちづくりを推進し、自然や活力ある街並みを生かした、「美しい風景都市・青梅」を目指します。

また、公共空間の整備においては、景観に配慮した先導的な取組を進めます。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度末)	目標 (平成24年度末)
電線類地中化の推進	3,445 m	10,025 m

※ 都市景観の観点からだけでなく、歩行者空間の確保や防災面での役割からも市道と国道、都道の電線類地中化を図ります。

施策体系

都市景観	(1) 自然景観の保全
	(2) 街並み景観の保全・創出
	(3) とともに進める景観づくり

基本施策

(1) 自然景観の保全

- ① 「青梅市景観まちづくり基本方針」、「青梅市緑の基本計画」、「青梅市環境基本計画」にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、市民生活に潤いを与える崖線緑地、市街地から視界に入る丘陵の緑地など、自然景観の保全を図ります。
- ② 農家、ボランティアなどの協力により、平地林や里山の保全などを進めるとともに、森林や樹園地などの自然環境・景観の保全に向けて市民・都民に呼び掛け、「市民・緑のトラスト基金（仮称）」の設立を目指します。
- ③ 名木、古木、史跡の緑など、歴史的な自然景観の保全を図ります。

(2) 街並み景観の保全・創出

- ① 「青梅市景観まちづくり基本方針」および「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、優れた景観づくりを計画的に進め、誇りと愛着の持てる暮らしやすいまちの実現をめざします。
青梅駅周辺景観形成地区については、景観形成の要所として、景観形成計画、景観形成基準にもとづき積極的に景観の整備・修景事業を進めます。また、地区内の景観形成に重要な価値があると認められる建造物等は、所有者の意向にもとづきながら景観形成重要資源の指定を進めていきます。
- ② 電線類の地中化、道路植樹ます、公園、公共施設等の緑化を推進し、安全で美しい道路空間の形成を図ります。また、市民と協働して違法看板を撤去し、安全な通行の確保とまちの美観風致を図ります。
- ③ 景観形成に関する専門の事項については、「まちづくり・デザイン専門家会議」において調査検討し、専門的立場から景観形成の方針、計画やまちづくり事業の計画およびデザインについて助言や技術的支援を受けます。

- ④ 公共建築物などの建設に当たっては、周囲の街なみや自然と調和した色彩・デザインを取り入れるとともに、地場産材の使用に努めます。また、都市景観に大きな影響を与える大規模な民間建築物等については、周辺の景観との調和を誘導します。
- ⑤ 景観形成に重要な建造物などの保存を進めるとともに、住民や事業者の協力を得ながら歴史・文化を生かした街並みの形成に努めます。また、分かりやすい表示とデザインに配慮したサイン（案内板など）整備を進め、美しいまちづくりに努めます。
- ⑥ 景観まちづくり市民団体等に対し、団体の景観形成のための活動に関する技術的支援や助成を行います。

(3) ともに進める景観づくり

- ① 市民主体の景観形成を進めていく中で、周辺住民の発意のもとに地区計画等の導入を検討していきます。
- ② 優れた都市景観の形成に貢献している建造物等や市民の取組を積極的に評価する表彰制度を創設し、景観形成にかかる市民意識の高揚に努めます。
- ③ 子どもたちも含めた幅広い世代が地域の景観への関心を深めるため、作文や絵画などの景観コンクール、「青梅百景」、「地域十景」の募集・選定に努めます。
- ④ 「広報おうめ」やホームページにおいて、景観に関する積極的な情報提供に努めます。また、広く市民の意識高揚を図るため、シンポジウムの開催に努めます。
- ⑤ 建物の建築、開発などに際し、計画的なまちづくりを推進するため、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき、自然や既存の街並みと調和した開発を促進します。

事業計画

事業名	事業概要
景観まちづくり計画事業 	青梅駅周辺の景観まちづくり ・道路美装化 ・景観形成重要資源の指定、修理・修景助成 ・景観まちづくり市民団体の認定・活動助成
捨て看板クリーン作戦事業	市民等の通報およびボランティアによる看板の撤去
道路修景事業 	電線類地中化（幹5号線）
市街地における樹林地の保全	第1章 第2節「第3 公園・緑地」を参照
旧稲葉家住宅の整備	第2章 第2節「第1 文化・芸術」を参照
釜の淵緑地の整備	第1章 第2節「第3 公園・緑地」を参照
青梅商店街施設整備事業	第4章 第5節「第1 商業」を参照

青梅駅周辺景観形成地区



第2 住宅

現況と課題

本市は、職住近接型の都市であり、761.75ha(市街化区域面積の約35%)は、土地区画整理事業による良好な住宅地を形成しています。また、近年では、市街化区域内の農地や機能更新による土地利用転換として、宅地開発などにより戸建て住宅や高層建築物の建設が進められてきました。

市営住宅は、736戸を管理していますが、昭和20年代後半から30年代前半に建築した木造住宅が5戸あるほか、非木造住宅のうち486戸についても老朽化が進んでいます。

今後は住宅の耐震性の向上や、高齢社会に対応したバリアフリー化の推進、自然環境と調和した住環境の整備が求められるとともに、市営住宅の耐震診断、耐震改修、高齢者仕様の住宅の普及促進などが課題となっています。

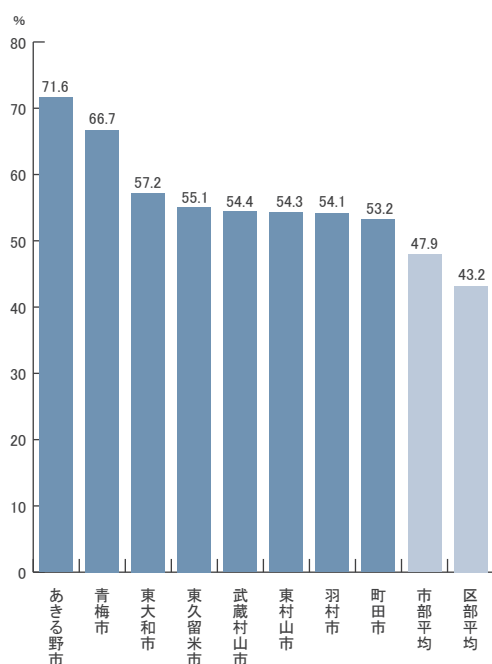
基本方針

快適で安全な居住空間と定住人口の確保に向けて、高齢者等が安心して居住継続できるよう、「青梅市住宅マスタープラン」にもとづき、多様な生活価値観に対応した住宅の整備・充実を図ります。

施策体系

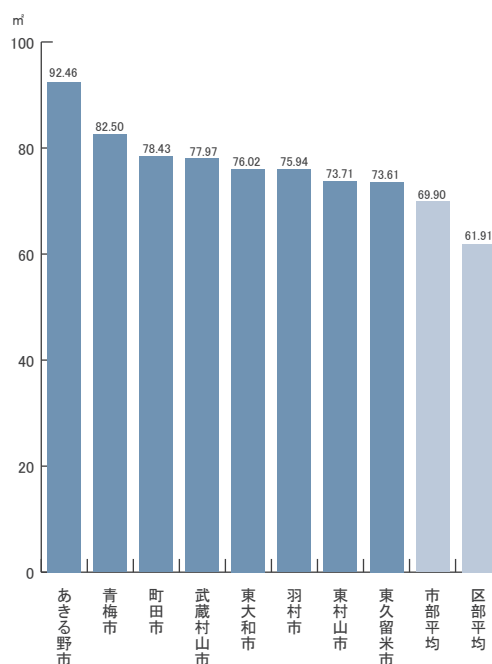
住宅	(1) 快適で安全な住環境の整備
	(2) 住宅整備への支援と高齢社会への対応

多摩地域における持ち家率が高い市



※平成15年住宅・土地統計調査

多摩地域における1住宅当たりの延べ面積が高い市



※平成15年住宅・土地統計調査

基本施策



(1) 快適で安全な住環境の整備

- ① 「青梅市住宅マスタープラン」の見直しを行い、良好な民間住宅の誘導、高齢化に備えた住宅づくりや耐震改修を促進し、総合的・計画的な住宅対策を進めます。
- ② 民間の宅地造成および中高層建築物の建築に関して「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」にもとづき、良好な住宅地の整備を誘導します。
- ③ 「青梅市公営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、市営住宅の維持・修繕を実施し、入居者の住環境の改善を図るとともに、適正な入居者管理を推進します。

(2) 住宅整備への支援と高齢社会への対応

- ① 高齢者や障害者などが、安全に日常生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。
- ② 住宅関連資金の融資制度について、広く市民に情報提供を行い、利用の促進を図ります。

事業計画

事業名		事業概要
市営住宅の改修		既存住宅の維持補修
住宅マスタープランの改訂		住宅マスタープランを見直し、市における住宅施策の役割やあり方を検討する。
市営住宅の耐震診断・補強計画		公営住宅ストック総合活用計画の見直し 市営住宅耐震計画の作成

第3 公園・緑地

現況と課題

永山公園、釜の淵公園、花の名所である梅の公園や吹上しょうぶ公園などは、市民のみならず、多くの観光客が訪れる観光資源となっています。平成19(2007)年現在、都市公園は92か所、59.2haあり、都市公園以外の公園を合わせると、市民一人当たりの公園面積は6.01㎡で、東京都民一人当たりの公園面積5.59㎡より多くなっています。また、多摩川沿いには崖線緑地が広がり、市街地には平地林などの緑地が点在し、市街地に接する丘陵地には里山が控え、人々に潤いや安らぎを与えています。

都市化や高齢化が進む中で、公園・緑地、広場の持つ役割は更に重要性を増し、防災拠点機能を備えた公園・緑地、広場の整備などが求められます。

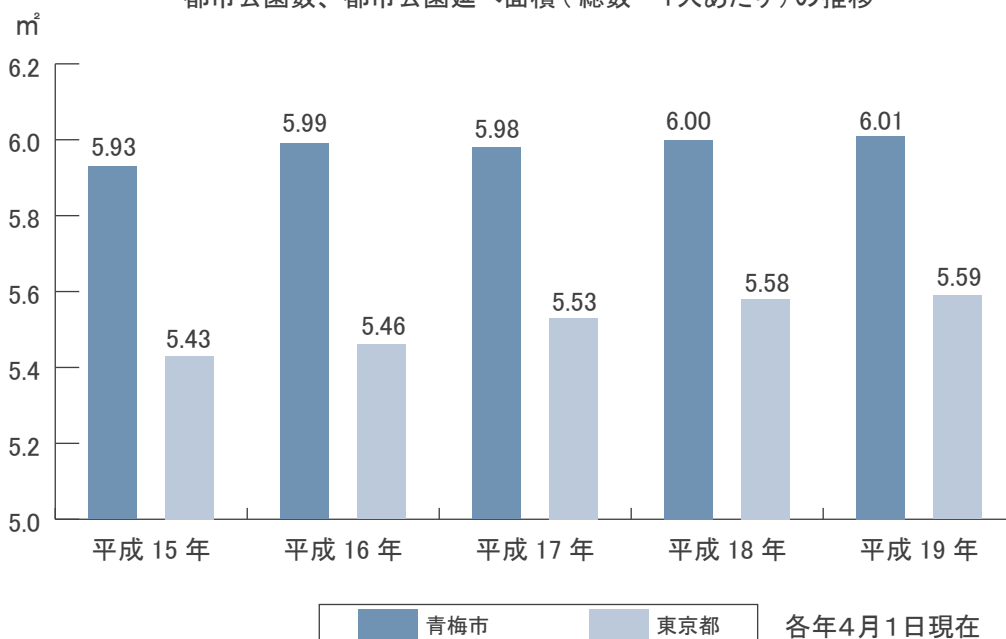
基本方針

潤いのある生活環境の形成、防災面で重要な空地の確保に向けて、公園・緑地、広場の充実・整備、崖線緑地や平地林の保全を図るとともに、市民、事業者による緑化を促進します。

施策体系

公園・緑地	(1) 公園・緑地の充実・整備
	(2) 市民参画による公園・緑地の管理
	(3) 緑地の保全
	(4) 緑化の促進

都市公園数、都市公園延べ面積(総数・1人あたり)の推移



基本施策

(1) 公園・緑地の充実・整備

- ① 「青梅市緑の基本計画」の見直しを進め、総合的・計画的な公園や緑地の充実・整備を図ります。
- ② 子どもたちの身近な遊び場、親同士や高齢者の交流の場として、街区公園や児童遊園などの身近な公園の活用を図ります。
- ③ 「永山公園整備計画」の見直し、散策路、休憩場所の整備などを進めます。
- ④ 多摩川親水施設の整備を促進し、市民が川とふれあう機会づくりを進めます。
- ⑤ 吹上しょうぶ公園は、ハナショウブのほか、春から秋へと季節の花が楽しめるような公園の整備と施設の充実を図ります。
- ⑥ 震災時における一次避難所として、また、消防水利の整備など、公園の防災機能を高めます。

(2) 市民参画による公園・緑地の管理

- ① 霞川調節池の上部、新田山調整池跡地、長淵3丁目市営住宅跡地など、市有地等を活用した市民参画による公園や広場の整備と管理を進めます。

- ② 吹上しょうぶ公園と梅の公園は、ガイドボランティアの充実に努めます。
- ③ 公園遊具の安全点検にもとづく更新整備を進めるとともに、ボランティアの協力を得ながら、市民による公園管理を目指します。

(3) 緑地の保全

- ① 崖線緑地、平地林など、市街地内の緑地については、既存の保全制度の活用とともに「青梅市緑地保全条例（仮称）」を制定し、樹林地の保全を図ります。

(4) 緑化の促進

- ① 公園、道路、その他の公共公益施設や事業所、住宅などの民有地緑化、ブロック塀の生け垣化などを促進するとともに生け垣維持への助成策を検討し、安全で潤いのあるまちづくりを進めます。
- ② 緑地ボランティア活動、緑の普及啓発事業、「広報おうめ」、ホームページなどを通じて、市民の緑化意識の向上に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
釜の淵緑地の整備	柳淵橋塗装塗替 園路整備
市民参画による公園づくり	 霞川調節池上部広場の整備 新田山公園調整池跡地の整備 長淵3丁目市営住宅跡地の整備
市街地における樹林地の保全	市街地平地林、崖線樹林の保全制度の創設
多摩川親水施設の整備	 第1章 第2節「第4 河川等」を参照
梅の公園等の整備	第4章 第5節「第2 観光」を参照

第4 河川等

現況と課題

本市の河川は、多摩川水系（多摩川、大荷田川、鳶巣川など）と荒川水系（霞川、黒沢川、成木川など）に分かれ、市中央部を分水界に、市内を源流とする多くの河川もあります。多摩川は、昭和40年代までは水質汚濁が進んでいましたが、下水道の整備により、水質の保全が図られてきており、流域市区町村等で構成される多摩川流域協議会の活動など、市民、各種団体等による川づくりにかかわるパートナーシップの構築が図られています。

国、東京都など関係機関との連携を図り、防災機能の向上とともに、環境保全、親水性の向上を図ることが求められています。

基本方針

河川の水質汚濁の防止と防災機能の向上を図り、清らかで安全な河川づくりを進めるとともに、潤いのある水辺環境の整備を促進します。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
多摩川の水質汚濁度(BOD)	御岳橋 0.5mg/ℓ 多摩川橋 0.5mg/ℓ未満	御岳橋 0.5mg/ℓ未満 多摩川橋 0.5mg/ℓ未満

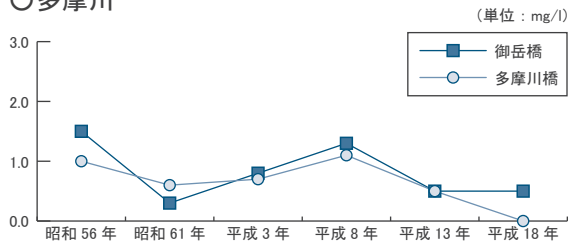
※ BODとは、生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) のことで、水質汚染の程度を示す数値。微生物が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するため必要とする酸素の量です。河川の汚濁の度合いを示す代表的なもので、生活環境の保全に関する環境基準では、御岳橋で1mg/ℓ以下、多摩川橋で2mg/ℓ以下とされています。

施策体系

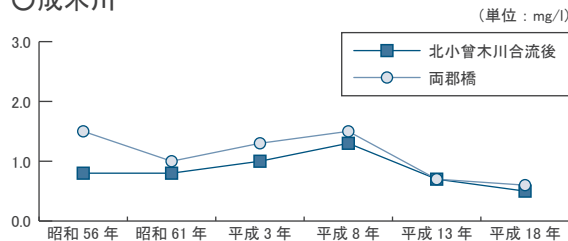
河川等	(1) 河川整備と防災機能の向上
	(2) 潤いのある水辺環境づくり

水質 (BOD) の経年変化

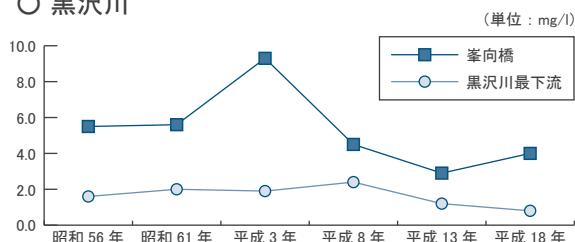
○多摩川



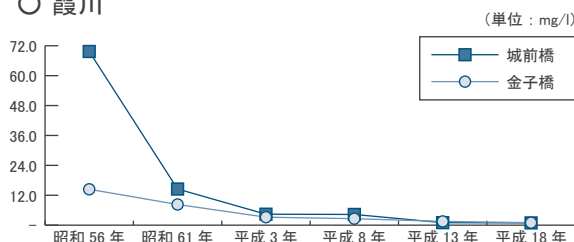
○成木川



○黒沢川



○霞川



基本施策


(1) 河川整備と防災機能の向上

- ① 準用河川や普通河川の実態調査を実施しながら、防災機能や生態系に配慮した工法の選択、水質の保全などを計画的に推進します。
- ② 「地方分権一括法」の施行に伴う「国有財産特別措置法」の一部改正により、国から譲与を受けた水路等の適正な管理を推進します。
- ③ 自然環境に配慮しながら、河川の治水機能向上のための整備を促進します。
- ④ 霞川は、都市計画河川として、豊かな水辺環境の復元をめざし、改修計画にもとづき自然に配慮し親水性のある整備を東京都へ要望します。
- ⑤ 成木川、黒沢川などは、危険箇所の改修促進とともに、自然環境や親水性に配慮した整備を東京都へ要望します。また、下水道計画による整備を進め自然環境を守ります。

(2) 潤いのある水辺環境づくり

- ① 公共下水道の整備を推進するとともに、「広報おうめ」による啓発活動、ごみのポイ捨て防止、バーベキューの利用規制、生活排水や事業所排水の浄化、肥料・農薬の適正使用などにより、河川の水質汚濁の防止を図り、河川の浄化に努めます。
- ② 河川環境の保全などに関わるNPOやボランティアへの支援と活動の促進を図ります。
- ③ 溪流カヌーや溪流釣りのメッカとして、水辺のスポーツの振興を図るとともに、水辺に親しむ施設整備により河川の親水機能の向上を図ります。

事業計画

事業名	事業概要
多摩川親水施設の整備 	駐車場、トイレ、水洗い場等の整備
釜の淵緑地の整備	第1章 第2節「第3 公園・緑地」を参照
下水道（汚水）整備	第1章 第2節「第6 下水道」を参照

第5 上水道

現況と課題

平成 18(2006)年度末現在、上水道の給水戸数は 59,515 戸で、普及率は 99.9%です。経年管^(注1)や初期ダクタイル管^(注2)の取り替え、耐震性の強化などを進めていますが、浄水施設などが老朽化しています。一人当たり一日平均配水量は 327.6 リットルで、ほぼ横ばいに推移していますが、引き続き、水質の安全性とおいしい水の安定供給を確保するとともに上水道施設の整備による水資源の有効利用、未給水地区解消などが求められています。

なお、市の水道は都営水道に統合されて以来、受託水道事業として運営されてきましたが、「多摩地区水道経営改善基本計画」にもとづき、平成 24(2012)年4月1日までに順次東京都へ業務を移行し、その後都が直接広域的に業務運営することとなります。

注 1) 経年管：昭和 40 年代前半に布設された管で、内面に腐食・摩耗などを防ぐ被覆(ライニング)が無く管の強度も低い鑄鉄管や布設年度が古い鋼管、破損による漏水や濁水の原因となっている。

注 2) 初期ダクタイル管：昭和 30 年代後半から 40 年代に布設した管で、曲管等の内面に腐食・摩耗などを防ぐ被覆が無く、強度も低いため破損による漏水や濁水の原因となっている。

基本施策

(1) 安定した水の供給

- ① 漏水防止の目的から、連合線解消に向けて配水管の整備を進めます。
- ② 経年管や初期ダクタイル管を計画的に取り替え、配水管の耐震性の向上に努めます。
- ③ 浄水所の浄水方法について、さらに安全で確実なものにするために、東京都で整備中の日向和田浄水所、成木浄水所における膜ろ過方式^(注)の整備を促進します。

事業計画

事業名	事業概要
配水管布設替事業	塩化ビニル管や無ライニング管の取替えなど
配水管新設事業	配水管新設、消火栓設置

基本方針

安全でおいしい水の供給および安定給水を確保するため、上水道施設の計画的な整備、水質管理などを推進するとともに、水資源の効率的な利用を図ります。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成 18 年度)	目標 (平成 24 年度)
有収率	93.34% (都全体 94.9%)	向上

※ 有収率とは配水した水のうち、料金の対象となった水の割合で、数値が高いほど配水管からの漏水などが少ないとされます。

施策体系

上水道	(1) 安定した水の供給
-----	--------------

- ④ 水道月間行事の水道なんでも相談、生涯学習の場、「広報おうめ」を活用し、水資源の大切さや節水方法などの啓発を図ります。

注) 膜ろ過方式：沈殿池を使わずに、膜の微細な孔に原水を通過させるろ過方式で、不純物等を分離・除去する。

第6 下水道

現況と課題

本市の公共下水道は、多摩川上流流域関連公共下水道（分流式）として昭和47(1972)年度に事業着手しています。

汚水事業については、平成18(2006)年度に第3期および小曾木事業区域を追加し、2,313haを事業区域としました。平成18(2006)年度末現在、1,976haが完成し、事業進捗率は85.5%となっています。今後、第3期事業区域（御岳、御岳本町、沢井、二俣尾地区ほか）と小曾木事業区域（黒沢、小曾木、富岡地区）の整備を進めます。全市水洗化に向けて、御岳山地区と成木地区の下水道計画区域について、事業計画の作成が必要です。

また、施設の適正な維持管理と水洗化の促進が課題です。

雨水事業については、市街地の進行に伴う雨水流出量の増加などによる都市型水害の防止を図る対策や施設整備が課題です。

基本方針

河川の水質改善や自然環境の保全と居住環境の向上のため、公共下水道の整備を進め、全市水洗化を促進するとともに、安全なまちづくりに向けて、雨水対策を推進します。

施策体系

下水道	(1) 全市水洗化
	(2) 雨水対策の推進

基本施策

(1) 全市水洗化

- ① 第3期および小曾木事業区域の汚水排水施設の整備を進めます。
なお、事業の進捗状況に合わせた公平な受益者負担を図ります。
- ② 御岳山および成木事業区域の整備事業計画の作成を進めます。
- ③ 汚水中継ポンプ場の計画的な施設改修と管路施設の適正な維持管理を行います。
- ④ 水洗便所改造資金貸付事業の周知等により、水洗化率の向上を図ります。

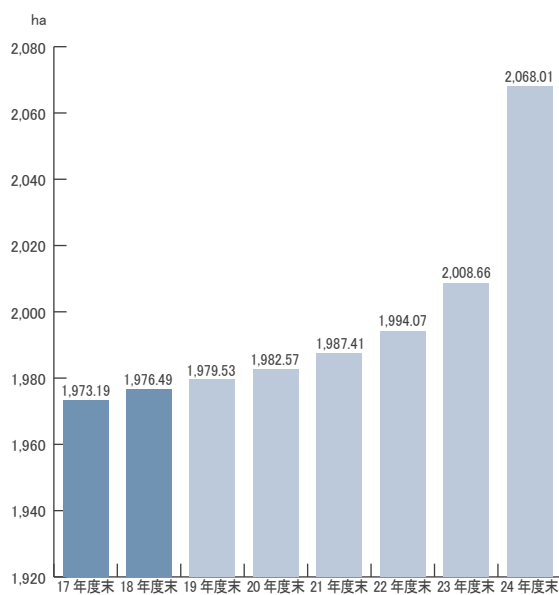
(2) 雨水対策の推進

- ① 東部地区における雨水排水施設の整備を進めます。
- ② 雨水浸透施設等助成制度により、雨水浸透ますを普及し、地下水のかん養と治水効果を図ります。

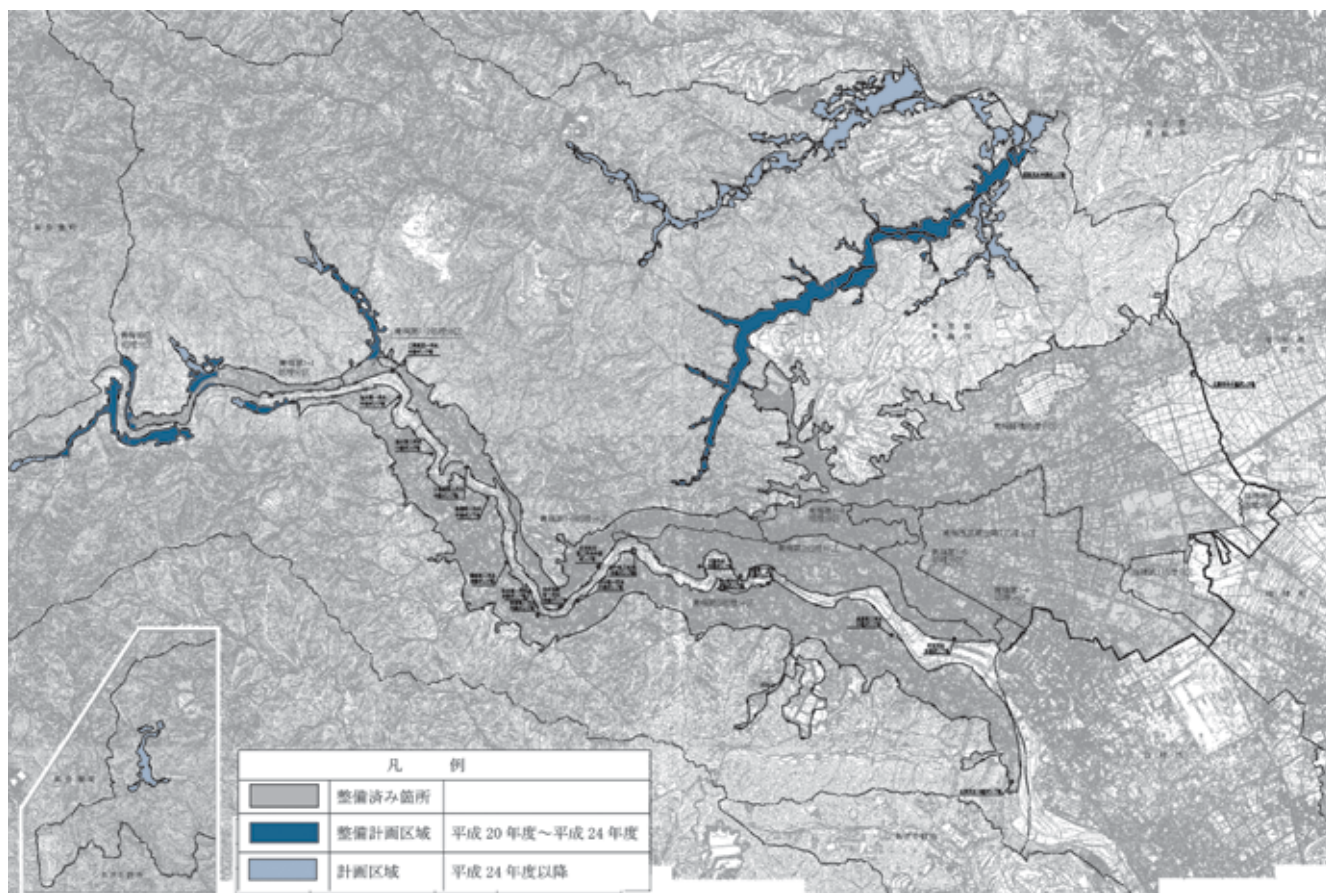
事業計画

事業名	事業概要
下水道（汚水）整備	第3期事業区域、小曾木事業区域の汚水排水施設整備 御岳山事業区域、成木事業区域の事業計画の作成 汚水中継ポンプ場の施設改修、管路施設の補修 流域下水道建設事業負担金

供用開始面積の推移



下水道整備区域図



第7 環境衛生・環境美化

現況と課題

本市においては、平成19(2007)年に火葬場を改築し、平成10(1998)年に開設された市民斎場との地下連絡通路が新設されました。開設後10年を経過した市民斎場の計画的な整備が求められています。

環境美化については、各地区や団体、学校単位での環境美化活動のほかに、環境美化委員連合会などが中心となり、市内の清掃活動が行われています。今後も、市民の協力を得ながら、市内の環境美化に努めるとともに、不法投棄の削減に向けて取り組む必要があります。

ごみの不法投棄対策としては、郵便局や新聞販売店等との監視体制を継続するとともに、警察と連携を取り、不法投棄されやすい場所への看板設置などに取り組んでいます。

生活環境の整備では、清潔感があり誰もが利用しやすい公衆トイレの整備が求められています。

基本方針

快適な生活環境の確保に向けて、斎場等の整備・充実、不法投棄の防止や環境美化活動の促進、公衆トイレの整備を図ります。

施策体系

環境衛生・ 環境美化	(1) 市民斎場等の整備
	(2) 環境美化の推進
	(3) 生活環境の整備

基本施策

(1) 市民斎場等の整備

- ① 開設から10年を経過する市民斎場について、計画的な改修を行い、安全性の確保と良好な環境を整備します。
- ② 市民斎場・火葬場利用者の利便性向上のため、駐車台数の増加に努めます。
- ③ 墓地公園の通路、緩衝山林を整備し周辺環境や景観にふさわしい安全で安らぎのある維持管理を図ります。

(2) 環境美化の推進

- ① 環境学習の推進や各地区・団体などによる環境美化活動を促進するとともに、市民や観光客への啓発に努め、ごみのポイ捨て防止やごみの持ち帰り運動の推進を図ります。また、あき地の管理について、監視、

指導に努めます。

- ② 警察や郵便局、新聞販売店、森林組合、タクシー会社および市民と連携・協力を図りながら、不法投棄の摘発と未然防止に努めます。

(3) 生活環境の整備

- ① 公衆トイレについて、水洗化を図るとともに水洗化が困難な地域においてはバイオトイレへの更新を図ります。また、東青梅北口トイレは駅前整備事業に合わせて整備を図ります。
- ② 使用頻度の高い駅前トイレの清掃を徹底し、その他の公衆トイレについては、市民の協力を得ながら地域での管理を促進します。
- ③ 公共下水道への接続を促進しながら、し尿と汚泥の運搬・処理体制の維持に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
公衆トイレの更新整備	公衆トイレの水洗化・バイオ化
市民斎場の整備	市民斎場施設補修

第8 ごみ処理・リサイクル

現況と課題

循環型社会づくりへの取組は、法制度等国全体の社会システムの整備が基本となるものですが、生産から流通、消費、廃棄に至る過程でそこに関わる人々がそれぞれの立場で役割と責任を認識し、参加と協働を通じた取組が求められています。

東京たま広域資源循環組合では、平成18(2006)年度から焼却灰をセメントに再生するエコセメント施設が稼働し、資源化を図っています。

本市においては、平成10(1998)年10月、他市に先駆け戸別収集制度と家庭ごみの有料化を実施し、平成19(2007)年度からは、容器包装プラスチックごみの分別収集を開始しました。

しかし、ごみの年間排出量(家庭系ごみと事業系ごみの総量)は、多少の増減は見られますが、おおむね横ばい傾向にあります。

ごみの減量・再資源化は、新たな資源の消費を抑制し、環境負荷の軽減にもつながります。排出抑制や再利用、分別の徹底による資源化の促進など、更なる取組が求められます。

基本方針

市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの減量化(リデュース)、再利用(リユース)、資源の再生利用(リサイクル)の3Rに、ごみの発生源となるものの受入れを断る(リフューズ)を加えた4Rの取組を促進し、効果的な広報活動、より経済的で効率的な収集・処理方法の検討を行い、循環型社会の実現を図ります。

まちづくりの指標

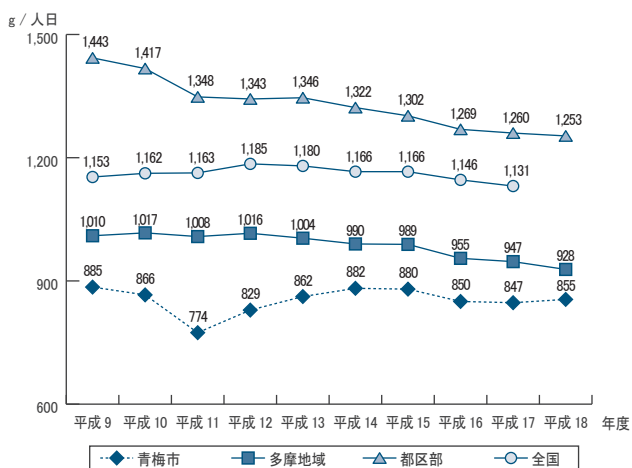
指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
1人1日当たりのごみ排出量	855 g	760 g

※年間約5,000トン以上のごみ減量となり、これにともない、環境に対する負荷が大幅に軽減されます。

施策体系

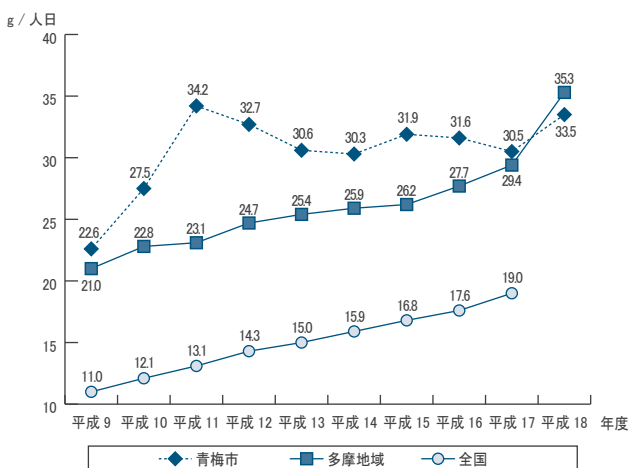
ごみ処理・リサイクル	(1) ごみの減量化・再利用・再生利用
	(2) ごみ処理体制の整備

1人1日当たりの一般廃棄物の総排出量の推移



※財団法人 東京市町村自治調査会

総資源化率の推移



※財団法人 東京市町村自治調査会資料

基本施策

(1) ごみの減量化・再利用・再生利用

- ① ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）に、ごみの発生源となるものの受け入れを断る（リフューズ）を加えた4Rの取組を促進し、循環型社会の実現を図ります。このため、市民、事業者、行政の連携により、ごみ減量・リサイクルの意識啓発、ごみの発生抑制、資源物のリサイクルの仕組みづくり、排出されたごみの適正処理を推進します。
- ② ごみ減量・リサイクル・環境に関する講座や「広報おうめ」、ホームページを活用して、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上に努め、環境に配慮した商品などを購入する消費者（グリーンコンシューマー）を育てるための活動を促進します。また、児童・生徒が環境問題やごみ問題への理解を深めるための事業の充実を図ります。

- ③ 具体的な目標である「市民ひとり1日100gのごみ削減」（ごみ減量チャレンジ100）を引き続き進めます。
- ④ 「一般廃棄物処理基本計画」の改訂を行うとともに、家庭でのごみの分別の徹底と、収集されたごみの再生利用（リサイクル）を促進し、ごみの減量化を図ります。また、給食残さなどの生ごみの減量に努め、たい肥等への資源化に取り組みます。

(2) ごみ処理体制の整備

- ① リサイクルセンター施設の計画的な補修および改修を図ります。
- ② 「廃棄物処理法」などにもとづき、ごみの適正な処理を促進します。
- ③ 焼却残さを原料としたエコセメントの利用に努め、資源のリサイクルを推進します。

事業計画

事業名	事業概要
ごみ減量講座	学校・地域でのごみ減量・リサイクル・環境に関する講座
生ごみの堆肥化推進事業	市民農園を利用した生ごみ堆肥化モデル事業
ごみの排出抑制と資源化推進事業	ごみ減量・リサイクルへの自主的な取組と意識啓発に向けたごみ情報紙の発行 協働によるマイバッグ推進・レジ袋削減事業など

第9 環境保全

現況と課題

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少など、地球規模で環境問題が大きな課題となっており、国では平成9(1997)年の地球温暖化防止京都会議を受け、翌10(1998)年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定しました。平成20(2008)年度は、京都議定書の第一約束期間(2008年～2012年)が始まります。また、東京都では、平成13(2001)年4月に「環境確保条例」を施行し、従前の工場公害防止の取組に加え、自動車公害対策、地球温暖化対策などを位置付けました。

本市においては、平成14(2002)年に「青梅市環境基本条例」を制定し、環境保全等に関する基本理念を定め、さらにその実現に向けて、平成17(2005)年には「青梅市環境基本計画」を策定しました。「青梅市環境基本計画」は、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して青梅市の環境特性を生かした環境に調和したまちづくりを進めるため、各主体の環境への関わり方を示したものです。今後はこの計画をもとに、地球環境への負荷の軽減を図るとともに、環境調査による状況の把握および監視、指導による公害の未然防止を図ることが求められています。

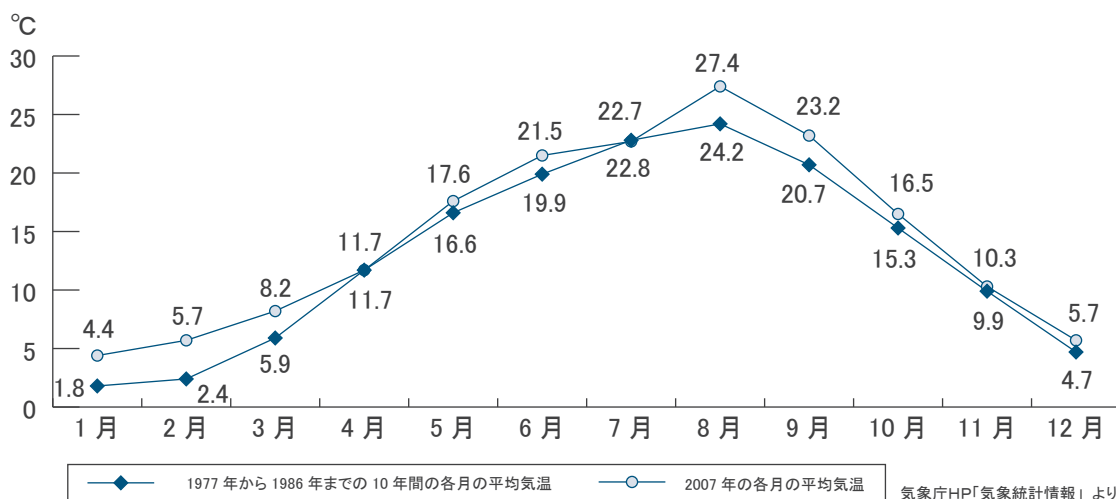
基本方針

安全で潤いのある生活環境を将来にわたって守るために、「青梅市環境基本条例」および「青梅市環境基本計画」にもとづき、資源・エネルギー浪費型のライフスタイルを見直し、温室効果ガス排出の削減など地球環境の保全を図るとともに、公害問題の解消に努めます。

施策体系

環境保全	(1) 地球環境の保全
	(2) 公害防止体制の推進

青梅市周辺の過去と最近の年間平均気温



基本施策

(1) 地球環境の保全

- ① 「青梅市環境基本計画」と「青梅市環境行動指針」にもとづき、市民、事業者、行政が連携した環境保全活動を推進します。
- ② 環境学習や環境調査などの実施と参加を促進し、市民の環境保全への意識の向上を図ります。
- ③ 「青梅市地球温暖化対策実行計画」にもとづき、庁用自動車の低公害車化と使用の抑制、事務事業における省エネルギーの取組などにより、温室効果ガス排出抑制を推進します。

(2) 公害防止体制の推進

- ① 水質、大気などの環境調査を実施し状況の把握に努めるとともに、騒音、振動、悪臭などの監視を行い、

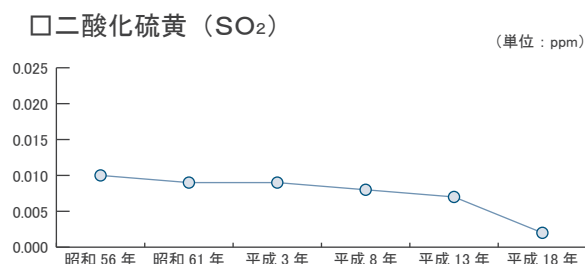
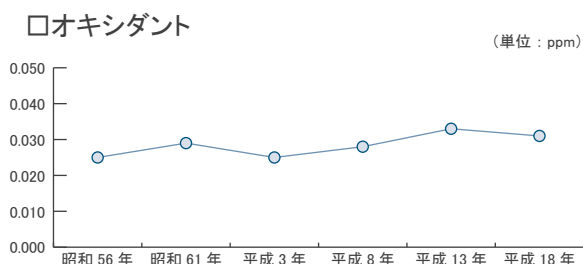
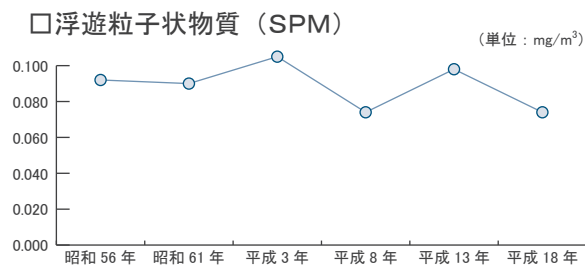
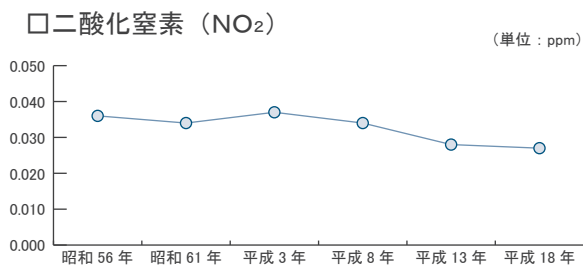
発生源に対しては、適正管理や改善の指導を図ります。特に、工場や採石事業などへの監視・指導体制を強化し、公害の未然防止に努めます。

- ② 環境ホルモン（ダイオキシン類などの内分泌かく乱化学物質）などの環境問題に対して、情報の収集と対策を図ります。
- ③ 広域的に公害防止を図るため、東京都や他市区町村との連携を図りながら環境保全対策を進めます。
- ④ 建築物解体工事について、アスベストの飛散防止を図るため東京都と協力し監視・指導に努めます。
- ⑤ 大規模な開発事業等について公害の防止、環境の保全等を図るため、東京都と協力し、環境への影響について適正な環境配慮が行われるように努めます。

事業計画

事業名	事業概要
環境基本計画の推進	環境基本計画の施策推進および体制づくり
地球温暖化対策実行計画の推進	市役所の事務事業全般の温暖化防止対策の推進
ごみ減量講座	第1章 第2節「第8 ごみ処理・リサイクル」を参照

環境指標（大気）の経年変化



第3節 生活安全の確保

第1 消防・防災

現況と課題

東京都に委託している常備消防は、1署2出張所(177人)体制で、非常備消防の消防団(8個分団37部、710人)との連携を図りながら、火災・救急・災害に備えています。近年、都市化が進む東部で消防需要が増加していることに加え、消防署や出張所から遠隔地にあり、消防団員の確保が困難な北部などへの対応が課題となっています。

また、平成18(2006)年度末現在、成木・御岳山地区において急傾斜地181か所、土石流83か所、地すべり1か所が「土砂災害防止法」にもとづき警戒区域として東京都から指定を受けるとともに、市域内で急傾斜地崩壊危険箇所460か所などが把握されています。

さらに、平成18(2006)年5月発表の「首都直下地震(多摩直下地震)による東京の被害想定」によると、多摩直下の地震(M7.3)が発生した場合、本市においては、建物全壊棟数291棟、死者14人の人的被害が発生すると予想されています。

本市では、平成19(2007)年に、住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする「青梅市地域防災計画」を改訂し、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確、迅速に実施するため、「青梅市国民保護計画」を策定しました。

消防体制の強化、近代的設備や水利施設の整備、救急・救助体制の充実などが求められるとともに、地域防災体制の強化などが課題となっています。

基本方針

市民が安全な生活を送れるよう、消防体制の強化、救急・救助体制の充実などを促進するとともに、平成19(2007)年に改訂された「青梅市地域防災計画」にもとづき、地域防災体制の強化、家庭における防災への備えの促進、建物の耐震性の強化など、災害に強いまちづくりを推進します。

施策体系

消防・防災	(1) 消防体制の強化
	(2) 地域防災体制の強化
	(3) 災害に強いまちづくり

基本施策

(1) 消防体制の強化

- ① 常備消防や非常備消防体制の強化に向けて、消防設備の整備・充実を促進し、消防器具置場の整備および消防車両の更新を図ります。
- ② 防火水槽、消火栓など消防水利の計画的な整備を進めるとともに、普通河川を消防水利として活用します。
- ③ 市内全域における消防力強化のため、青梅消防署北部出張所や東部出張所の設置を東京都に働き掛けます。
- ④ 消防団員の確保・育成に努めるとともに、訓練・指導、福利厚生の実施を図ります。

(2) 地域防災体制の強化

- ① 「青梅市地域防災計画」および「青梅市国民保護計画」にもとづき、災害の発生を予防するとともに、突発型の大規模災害や武力攻撃等から市民の生命、身体および財産を保護するため、対策の推進を図ります。
- ② 防災訓練や広報活動、消防団の活動などを通じて、市民の防災・防火意識の向上を図るとともに、自助の精神を基本として非常用食料や飲料水などの災害に対する個人の備えの充実を促進します。
- ③ 初期消火や高齢者や障害者などの要援護者の救助、避難体制の整備などに向けて、自主防災組織の強化を図るとともに、事業所などの自衛防災体制の充実を促進します。
- ④ 防災行政無線の更新や情報化時代にふさわしい災害情報システムの検討を行い、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。
- ⑤ 高齢者や障害者などの要援護者に対する災害時の連絡や安否確認のために、関係機関との相互連絡に努め、地域市民相互のコミュニティ強化を図り、近隣での見守り体制づくりを促進します。
また、要援護者に関する情報を、個人情報保護に配慮した上で管理するとともに、具体的な避難支援計画を整備します。

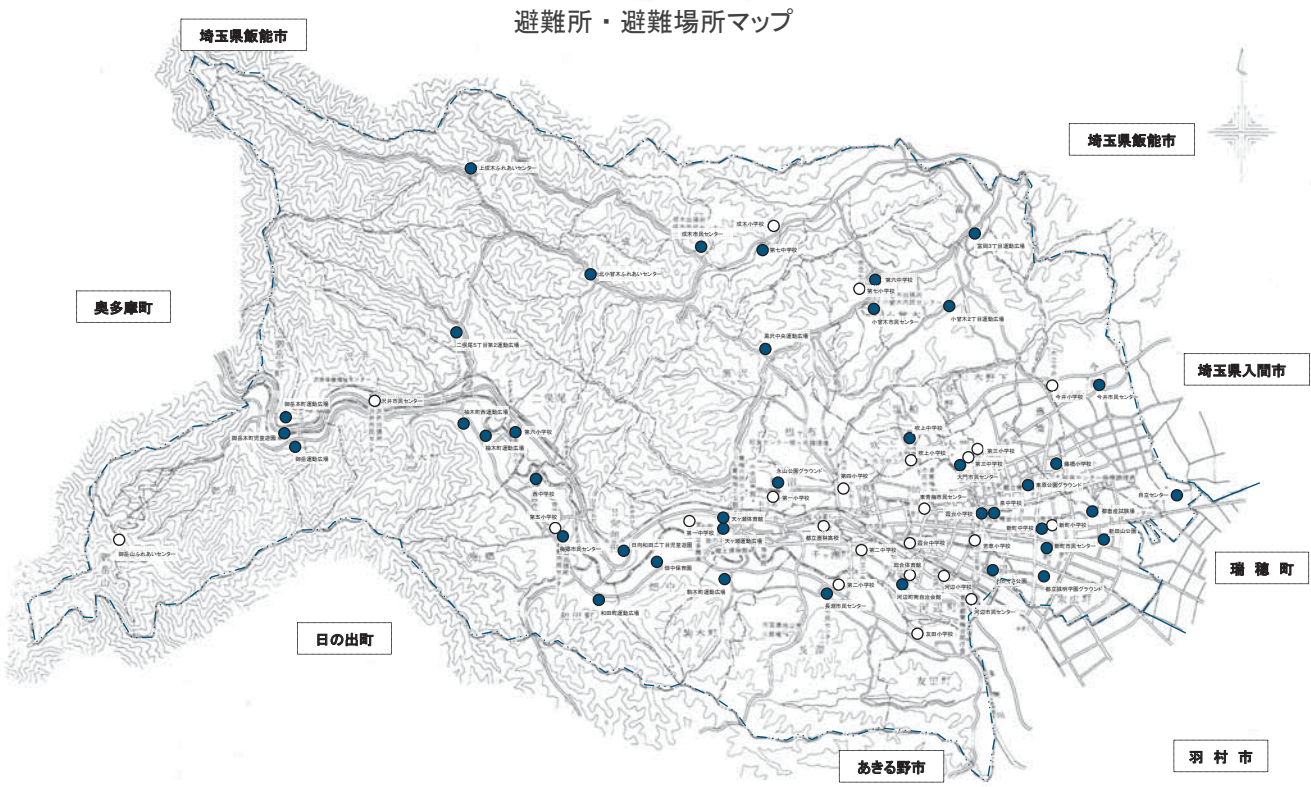
- ⑥ 防災備蓄倉庫の食料・生活必需品を計画的に備蓄するとともに、避難所については、安全で衛生的な施設の確保と整備を図ります。

(3) 災害に強いまちづくり

- ① 造林推進事業により森林の保水力の向上を図り、土砂災害や水害の防止に努めます。
- ② 土砂災害から生命・財産を守るために、土石流対策や急傾斜地崩壊対策など砂防事業の一層の推進を東京都に働き掛けるとともに、東京都砂防協会を通じて国に働き掛けます。
また、市民の安全確保のため、危険と思われる箇所を把握し危険の解消に努めるとともに、「土砂災害防止法」にもとづき警戒区域として指定された地区に対してハザードマップを作成し、避難体制の整備を図ります。
- ③ 霞川は、都市計画河川として、改修計画にもとづいた整備を東京都に要望します。また、成木川、黒沢川などは、危険箇所の改修促進とともに、自然環境や親水性に配慮した整備を東京都へ要望します。
- ④ 下水道雨水管きよ整備と雨水浸透施設等助成制度により、溢水の解消に努めます。
- ⑤ 道路や上下水道施設の耐震性などの強化、家具の固定など、市民、事業者、行政が連携し、地震に強いまちづくりを進めます。
また、市民センター施設など、公共施設の耐震化および老朽化への対応を図ります。

事業計画

事業名	事業概要
消防器具置場改修	老朽化が進んだ消防器具置場の改修
防災行政無線等の更新	防災行政無線の更新 気象観測装置の更新など
造林推進事業	第1章 第1節「第1 自然環境」を参照
第二小学校校舎の改築に伴う基本設計委託、実施設計委託、改築工事	第2章 第1節「第2 学校教育」を参照
小・中学校校舎等耐震実施設計および補強工事	第2章 第1節「第2 学校教育」を参照
新庁舎建設	第5章 第2節「第3 庁舎等の整備」を参照



- 避難所(23箇所)・・・災害の発生により被害を受けた等、家に戻れない方の一時滞在場所。
※併設の広場等(校庭・グラウンド等)は避難場所となっています。
- 避難場所(41箇所)・・・災害発生時に、一時的に避難して様子を見て情報を得る場所。

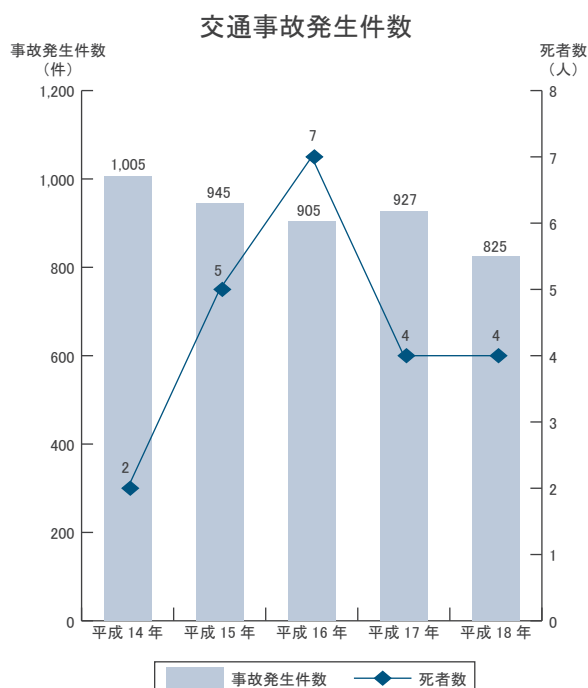
平成19年1月1日現在

第2 交通安全

現況と課題

市内で発生した交通人身事故は、平成12(2000)年をピークに減少傾向にあります。二輪車単独事故や近年増加傾向にある高齢者の事故などにより毎年尊い命が失われています。人命尊重の理念に立って、各機関が連携、協力して各種施策を着実に推進していくことが求められます。平成18(2006)年度に、市民の交通安全に関する自助、共助の取組を支援することにより交通事故が減少することを目標とする「青梅市交通安全計画」を改訂しました。また、放置自転車対策として特に青梅・東青梅・河辺・小作駅前に自転車等駐車を整備し、放置自転車の防止に努めています。

「青梅市交通安全計画」にもとづき、青梅警察署や青梅交通安全協会などと連携し、交通安全意識の普及・徹底とともに、道路や交通安全施設等の道路交通環境の整備、交通規制等の道路交通秩序の維持など、交通安全対策の推進が求められます。特に、重点課題として、高齢者の交通安全の確保と、交通事故死者数の多い二輪車事故の防止および自転車の安全利用を推進する必要があります。



基本方針

交通事故のない社会の実現を目指し、「青梅市交通安全計画」にもとづき、青梅警察署や青梅交通安全協会など関係機関と連携し、交通安全意識の向上と交通安全教育の充実、交通安全施設や歩道の整備など、安全で円滑な交通環境を総合的・計画的に推進します。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年)	目標 (平成24年)
交通事故による年間の死者数	4人	0人

※ 交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故がない社会を実現することを目指します。

施策体系

交通安全	(1) 交通安全意識の向上と交通安全知識の普及・啓発
	(2) 交通安全対策の推進
	(3) 放置自転車対策

基本施策

(1) 交通安全意識の向上と交通安全知識の普及・啓発

- ① 春・秋の交通安全運動のほか、各種交通安全キャンペーンによる啓発活動などを通して、交通安全意識の向上に努めます。
- ② 青梅警察署および青梅交通安全協会と連携し、運転者や歩行者に対する交通ルール順守の徹底、交通マナーの向上に向けて、交通安全教室や交通安全講習会を実施し幼児から高齢者まで一貫性のある交通安全教育を推進します。
また、自転車利用者のマナー低下が指摘される中、安全運転講習を受けた小学生等に免許証を交付し、講習を通して車両に乗る自覚を促しマナー向上と事故防止につなげます。
- ③ 子どもや高齢者の交通安全教育の拠点として、交通公園の適正な管理・運営に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進、反射材の普及促進などにより、子どもや高齢者の交通事故防止に努めます。

(2) 交通安全対策の推進

- ① 交通事故の減少に向けて、事故削減効果の高い、総合的・計画的な交通安全対策を推進します。
- ② 交通事故の発生箇所や原因の調査にもとづき、道路の改良、歩道、ガードレール、カーブミラー、標識など、道路と交通安全施設の重点的な整備を進めるとともに、路上駐車防止を促進します。
- ③ 児童・生徒が安全に通学できる環境を築くため、警察やPTA役員と協力し、通学路の安全点検を実施します。
- ④ 「広報おうめ」などの活用やパンフレットの各戸配布を実施し、交通災害共済制度への加入を促進します。

(3) 放置自転車対策

- ① 駅前の放置自転車の防止に向けて、東青梅・小作駅前等の駐輪場（自転車等駐車場）の整備を図ります。
- ② 駅周辺の徒歩圏の市民に対し、自転車や原動機付自転車を利用した駅への通勤・通学を自粛するよう協力を要請します。

事業計画

事業名	事業概要
交通安全教育の充実	交通安全教室の実施 青梅市自転車運転免許証交付事業
東青梅駅、小作駅前有料駐輪場整備事業	東青梅駅前、小作前に有料駐輪場（自転車等駐車場）を整備する

第3 防犯

現況と課題

交通網の発達、不況の長期化、社会的なストレスの増大、家族や地域での人間関係の希薄化などにより、わが国では、犯罪の凶悪化、国際化、ハイテク化が進んでいます。

市内の平成18(2006)年中の刑法犯認知件数は、1,587件で前年と比べ193件減少し、侵入窃盗は33件で前年と比べ15件減少しましたが、ひったくりは12件、振り込め詐欺は35件発生しました。

本市においては、平成16(2004)年に、犯罪の防止について、市民、事業者、行政が互いに協力・連携し、防犯意識の向上と自主的な防犯活動の推進を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的に「青梅市安全・安心まちづくり条例」を制定しました。また、市内各地で防犯パトロールなど、自主的な地域防犯活動が行われています。

今後も、家庭、学校、地域、警察の連携により、地域ぐるみの防犯体制を強化し、犯罪の未然防止に努める必要があります。

基本方針

犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指して、青梅警察署、青梅防犯協会などの関係機関と連携し犯罪の防止を図るとともに、地域の自主的な防犯パトロールなどの防犯活動を支援していきます。

施策体系

防犯	(1) 防犯体制の強化
----	-------------

基本施策


(1) 防犯体制の強化

- ① 三ッ原地区、新町東部への交番設置を要請します。
- ② 街路灯を整備し、防犯および通行の安全のための環境改善を図ります。
- ③ 犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指して、青梅警察署、青梅防犯協会などの関係機関と連携し犯罪の防止を図るとともに、地域の自主的な防犯パトロールなどの活動に対し、保険料を含めた活動費の支援をしていきます。

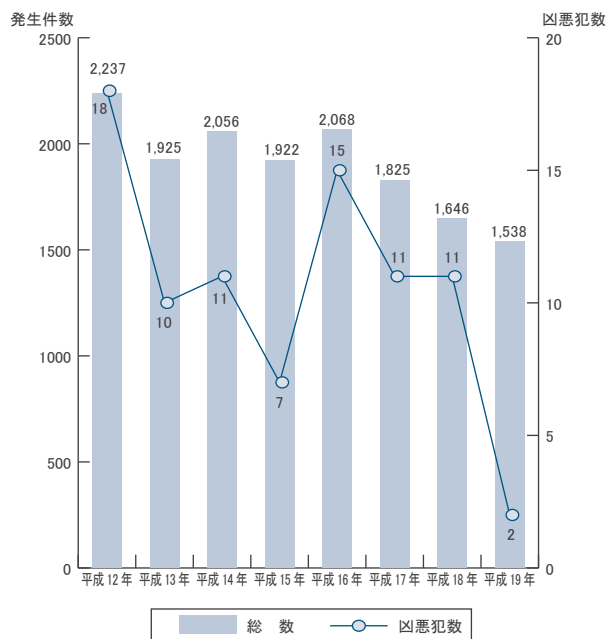
また、青梅市立小学校および中学校に在学する児童・生徒への防犯ブザーの貸与や、「青梅子ども110番の家」の設置などにより、児童・生徒の通学時等の安全確保に努めます。

- ④ 被害を受けやすい高齢者などを守るために、訪問や電話連絡などによる近況確認などを促進するとともに、啓発活動を強化します。
- ⑤ 「広報おうめ」やホームページ、メール配信サービスなどを活用した情報提供を図り、犯罪の防止と市民の防犯意識の向上に努めます。
- ⑥ 家庭、学校、PTAなどが連携し、警察、関係機関、団体などの協力を得ながら、青少年の犯罪や非行、薬物乱用の防止などに努めます。

事業計画

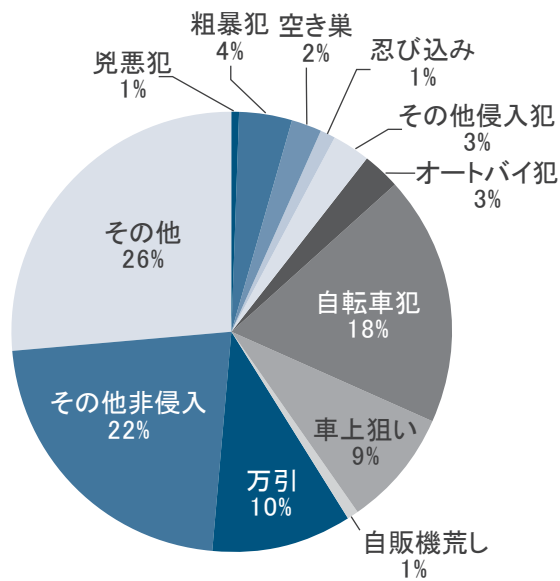
事業名	事業概要
街路灯整備事業	犯罪のない明るい地域づくりを推進するため、街路灯の整備を行う。
自主的防犯活動支援事業	 防犯意識の啓発と犯罪防止のため、自主防犯組織への活動支援を行う。

犯罪発生件数（青梅警察署管内）



※警視庁資料

青梅市の犯罪情勢（平成18年）



第4 消費生活

現況と課題

食品の安全性の問題、消費者金融の興隆による多重債務者の増大、携帯電話等通信機器の普及など、消費者を取り巻く経済社会環境は大きく変化しています。消費者政策を充実強化していくことが必要であるとの認識のもと、平成16(2004)年に「消費者保護基本法」が改正され、「消費者基本法」が制定されました。「消費者基本法」においては、消費者政策の推進において、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とすることが定められました。

近年、悪質な手口による消費者被害が増加しており、特に健康上の不安や孤独感に付け込んだ勧誘による高齢者の被害や、架空請求・マルチ商法等による若者の被害が多発しています。また、ITの悪用などによる新たな被害も発生しています。

東京都では、消費者被害の未然防止、拡大防止を図るために、平成19(2007)年、「東京都消費生活条例」を改正し、悪質事業者に対する規制を強化しました。

こうした状況変化に対応し、市民が消費者被害を受けることのないよう、消費者意識の向上を図るとともに、東京都・近隣市町村・関係機関との連携を図り、消費者相談、情報提供、被害者保護体制の充実などが求められます。

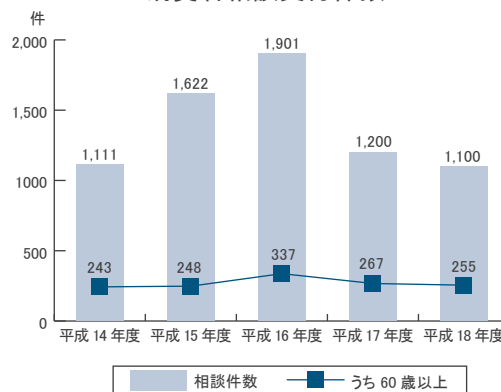
基本方針

市民が安心して消費生活ができるよう、消費者意識の啓発や消費者活動の促進などを図るとともに、消費者保護、特に高齢者等の消費者被害防止のため、東京都・近隣市町村・関係機関との連携による体制強化を図ります。

施策体系

消費生活	(1) 消費者意識の啓発
	(2) 消費者相談業務の充実

消費者相談受付件数



基本施策

(1) 消費者意識の啓発

- ① 消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。特に高齢者の被害防止等のため、庁内および関係機関との連携を強化します。
- ② 「広報おうめ」、ホームページ、パネル展示、生涯学習の場などを活用し、食品の安全性や省資源・省エネルギーに関すること、生活知識など消費生活についての意識啓発に努めます。

(2) 消費者相談業務の充実

- ① 相談件数の増加や相談内容の多様化などに対応できるように、東京都や近隣の市町村と連携し、相談体制の充実を図ります。



後期基本計画

平成 20（2008）年度～平成 24（2012）年度



第 2 部 各 論

第 2 章

学び楽しむ
伝統・文化の街

第1節 生涯学習の推進

第1 生涯学習

現況と課題

平成18(2006)年に制定された教育基本法において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」という生涯学習の理念が規定されました。

本市では、平成10(1998)年に「青梅市生涯学習推進計画」を策定して以来、生涯学習推進体制の整備、学習環境の整備、自主グループ活動への支援、情報提供などに努めてきました。

今後はさらに、自主グループとの連携、市民の主体的な学習活動の推進、多様な市民ニーズへの対応、学習成果を生かせる場の提供など、市民本位の生涯学習推進体制が求められています。

基本方針

市民が生涯を通じ、あらゆる機会、あらゆる場所において、様々な知識や技術が習得できる「ともに学んで生きるまち」の実現に向けて、「いつでも、どこでも、だれでも」が学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進とそれらの基盤となる施設の充実を図ります。

■ まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
生涯学習施設の平均稼働率	約42%	50%以上

※ 市民の生涯学習の機会と場の提供の充実を図り、生涯学習施設の稼働率を高めていきます。

指標対象生涯学習施設：市民センター会議室・和室・料理教室、市民センター体育館および社会教育施設のうち、釜の淵市民館、ふれあいセンター、永山公園体育施設、市民球技場、わかぐさ公園野球場、ちがむら球技場、東原公園球技場、友田レクリエーション広場、青梅スタジアム

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
市民一人当たりの図書貸出冊数	4.9冊	7.6冊以上

※ この指標は中央図書館をはじめとする図書館のサービス向上に努めることで、市民一人当たりの図書貸出冊数について、平成18(2006)年度多摩地区(26市)の平均値である7.6冊以上とすることを目標とします。

施策体系

生涯学習	(1) 生涯学習推進体制の整備
	(2) 生涯学習施設等の整備・充実
	(3) 生涯学習機会の充実

基本施策

(1) 生涯学習推進体制の整備

- ① 生涯学習を、職業、生活、教養、趣味、スポーツなど個人の生活全体にわたる広範囲なものとして、また幼児期から高齢期までの生涯を通じた学習としてとらえ、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、関連する諸機関、諸団体との連携を図り、生涯学習推進体制を整備します。
- ② 生涯学習拠点として、重要な役割を果たしている市民センターにおける学習活動の推進を図ります。
- ③ 生涯学習活動や学校教育活動を支援する各分野の講師や指導者の発掘に努めるとともに、生涯学習人材登録制度を充実していきます。
また、指導者の紹介、相談・支援体制の充実などにより、自主グループの育成などを促進します。
- ④ 学習の成果が一部の参加者にとどまることがないように、発表、活動の場や機会づくりを図ります。
- ⑤ インターネットを活用し、生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。


(2) 生涯学習施設等の整備・充実

- ① 中央図書館およびネットワークで結ばれた各分館を地域の情報拠点として、インターネットによる図書予約を実施するなど、システムの整備を図るとともに、視聴覚サービス、情報提供サービス、ハンディキャップサービスなどの新しいサービスを提供することにより図書館サービスの充実に努めます。

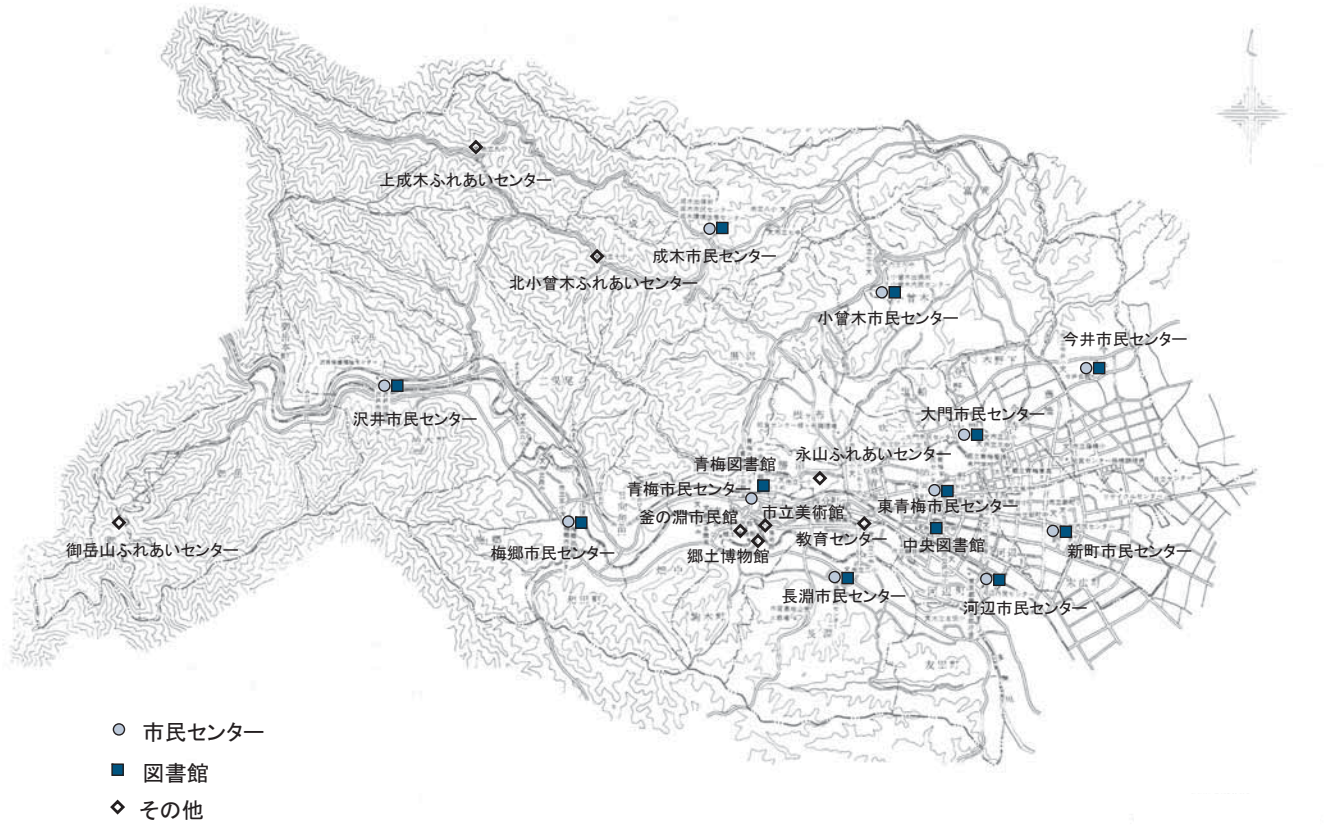
(3) 生涯学習機会の充実

- ① 市民の誰もが情報通信技術の恩恵を享受できる社会の構築を目指し、楽しみながら学べるIT講習会を引き続き実施していきます。また、生涯学習各種事業について、再構築を図るとともに、家庭教育に関する講座を充実するなど市民の学習機会の拡充を図ります。
- ② 学校開放講座や家庭、地域と連携した各種体験学習など、子どもたちが興味を持って参加できる取組を推進します。
- ③ 市民の要望に応じて職員などを講師として派遣する「生涯学習まちづくり出前講座」を実施します。
- ④ 子どもの読書活動を推進するため、「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、講演会およびブックリストの配布等を実施します。
- ⑤ 青梅市の地域資源を生かした生涯学習活動を推進し、まちづくりを担う人材や組織の育成を図ります。また、学習の成果を生かしたボランティア活動への参加など、生涯学習とまちづくり活動の連携を促進します。

事業計画

事業名	事業概要
図書館情報システムの整備事業	図書館システムを幅広く活用するために、図書館内のIT環境を整備する。
図書館資料整備事業	生涯学習体制を充実するための図書資料等の整備を実施する。
子ども読書活動推進事業	 子ども読書活動推進計画を策定し、講演会やブックリストの配布等を実施する。
IT講習会の開催	IT講習会を開催し、市民の情報通信技術の向上を図る。

生涯学習施設等の現況



第2 学校教育

現況と課題

国際化、高度情報化など著しく変化する社会を背景に、本市では、生涯学習の基礎づくりとして、基礎学力の向上を図るとともに、個性を尊重した創造性豊かな教育、心の教育や生きる力を育む教育を推進しています。また、地域資源を生かした特色ある学校、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりに取り組んでいます。

本市には、小学校 17 校、中学校 11 校があり、少子化の進行に伴い児童・生徒数が減少傾向にある一方、一部地域では児童・生徒数の増加が見られ、学校規模に格差が生じているほか、学校施設の老朽化が進んでいます。

教育環境の向上に向けて、学校規模の適正化や計画的な施設改修の実施、防災拠点としての機能強化などを進めていくことが必要です。

また、平成 20(2008)年に告示された新学習指導要領にもとづき、特色ある学校づくりや学校・家庭・地域の連携を通して、子どもたちの「人間力」を育むことが必要です。

基本方針

「青梅市教育推進プラン」にもとづき、子どもたちが国際社会に生きるための資質や能力を育成します。

また、社会のよき形成者となるための基礎や基本を育む教育や、青梅の将来を担うための地域に根ざした教育を推進します。

そして、このような教育を推進するために、安全・安心な学校づくりを進めながら、学校の経営力や教員の資質の向上を図っていきます。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成 19 年度)	目標 (平成 24 年度)
小学校におけるあらゆる授業に活用できるパーソナルコンピュータ整備台数	1台当たりの児童数 10.9 人	1台当たりの児童数 9 人
中学校におけるあらゆる授業に活用できるパーソナルコンピュータ整備台数	1台当たりの生徒数 9.3 人	1台当たりの生徒数 6 人

※ 情報教育にかかわる学習環境の整備に関する指標です。数値は5月1日現在。

施策体系

学校教育	(1) 教育内容の充実
	(2) 特色ある学校・開かれた学校づくりの推進
	(3) 教育環境・施設の整備
	(4) 心の教育の推進
	(5) 特別支援教育の充実
	(6) 教職員の資質の向上
	(7) 幼児教育の充実

基本施策

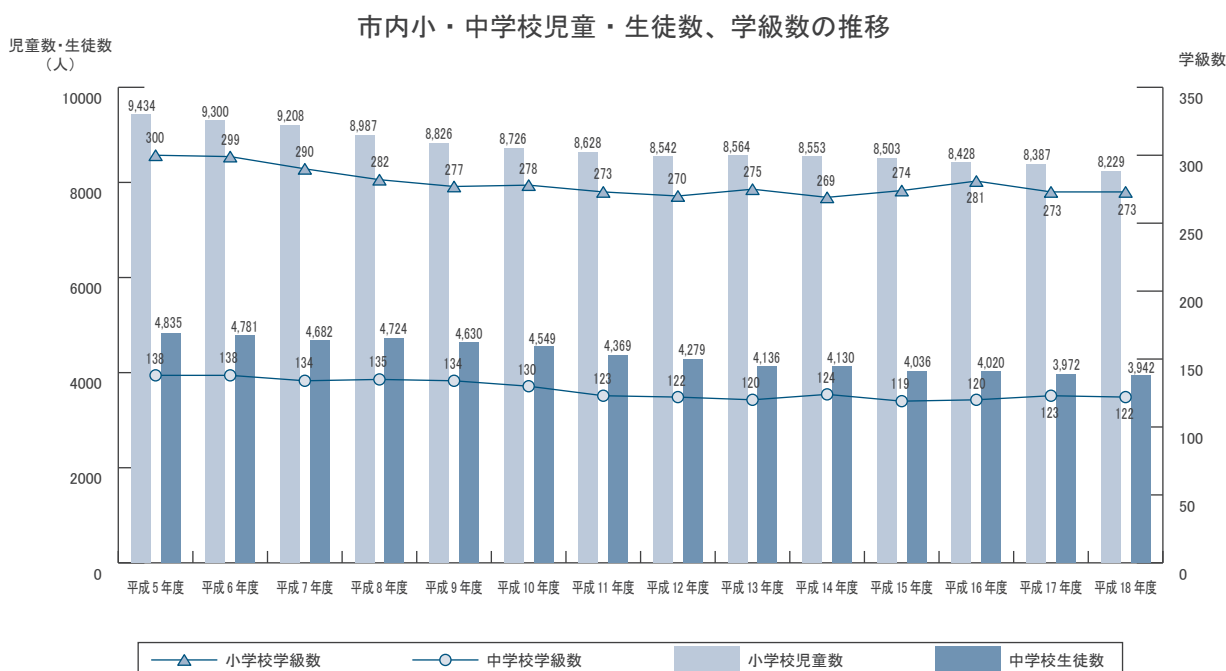
(1) 教育内容の充実

- ① 人権、環境、情報、福祉、国際理解など、現代社会の変化に対応した教育を進めます。また、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、個に応じた指導の充実を図るとともに、個性や興味・関心に応じた「総合的な学習の時間」や選択教科などの学習を工夫・改善していきます。さらに、移動教室等による、集団生活の基本の習得、人とのふれあいの機会づくりに努めます。
- ② 校内LANの構築など情報教育にかかわるシステムと学習環境の整備を一層充実するとともに、情報通信機器を授業へ活用していくなど、児童・生徒の情報活用能力および情報社会に参画する態度の育成を図ります。
- ③ 生涯にわたる豊かなスポーツライフや健康の維持・増進に向けて、スポーツに親しむ習慣を養うとともに、スポーツ活動を通して体力づくりを進めます。

- ④ 児童・生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、食生活の習慣や知識を身に付けることによる生活習慣病の予防や健康診断の充実など、学校、教育委員会、医師会などが協力し学校保健の充実を図るとともに、家庭教育との連携を図ります。
- ⑤ 青梅の将来を担う子どもたちに、読書活動の推進、研究推進校の指定と研究成果の反映、主張大会など学校教育全体を通じて、すべての教科の基盤となる国語力を培います。
- ⑥ 青梅の文化伝統芸能に優れた技能を有する児童・生徒に対して、その功績をたたえ、表彰します。
- ⑦ 学校教育の様々な分野において、明星大学との共同研究を進め、より質の高い教育を目指していきます。

(2) 特色ある学校・開かれた学校づくりの推進

- ① 林業体験や農業体験など小・中学校・高等学校との連携を図りながら、青梅の特性を生かした自然体験学習に取り組み、豊かな自然に親しみながら生きる力を育む教育の充実を図ります。



- ② 小・中学校が連携し、地域に根ざした教育活動の充実を図るとともに、個々の児童・生徒の適性や能力に応じた指導を行い、その資質・能力が一層、発揮、伸長されるように小・中学校一貫教育を構築します。
- ③ 教育ボランティアとして地域人材の活用を図ることによって、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域に根ざした特色ある教育活動の充実を図ります。
- ④ 家庭、学校、地域が連携した教育の推進に向けて、PTA活動や学校運営連絡協議会活動を充実し、積極的な情報提供のもとに、学校運営への市民参画を促進します。

(3) 教育環境・施設の整備

- ① 老朽化した学校施設・設備については、耐震化も含め計画的な改修を進め、児童・生徒の安全性の確保と、地域の防災拠点としての強化を図ります。また、老朽化が進む第二小学校校舎の建替えを図るとともに、第四小学校屋内運動場についても、建替えに向け準備を進めます。
- ② 学校備品や教材の整備を計画的に行うとともに、青梅の自然や文化を創意・工夫により教材として活用するほか、地域の人材を生かした教育を充実します。
- ③ 学校規模適正化検討委員会を開催し、新町小学校について市内学区全域のバランスを考慮しながら、学校規模の適正化に努めます。
- ④ 学校給食を学校教育における重要な活動の一つとして位置付け、より充実発展させるために、調理方式の検討、調理場の施設整備を推進するとともに学校給食にふさわしい食器改善を図ります。また、給食センターや学校から出る給食残さ等生ごみについては、減量とたい肥などの資源化に引き続き取り組みます。

(4) 心の教育の推進

- ① いじめや不登校などの多様な課題に対応するため、互いに認め合い、心の通い合う学校づくりに努めるとともに、教育相談所および適応指導教室による適切な対応を図ります。
- ② 児童・生徒が、生命を尊重し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身につけるとともに、社会貢献の精神を育むため、家庭、学校、地域が連携し、道徳教育の充実などを通して「心の教育」の推進を図ります。

(5) 特別支援教育の充実

- ① 特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個々の状態に応じた適切な指導を行うため、教育活動支援員の養成など特別支援教育の充実を図ります。
- ② 副籍制度を活用し、特別支援学校在籍児童・生徒と地域指定校との交流を図ります。また、特別支援教育の実施体制および指導環境を整備するとともに特別支援学級設置校の拡充を図ります。

(6) 教職員の資質の向上

- ① 教職員の校内研修の充実と校外研修への積極的参加により、授業力の向上、人間的魅力を深める得意分野づくり、ボランティア活動や地域活動への参加による社会体験の充実など、実践的指導力の強化を図ります。

(7) 幼児教育の充実

- ① より良い環境のもとで幼稚園教育を展開するため、私立幼稚園等の助成の充実に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
第二小学校校舎の改築に伴う基本設計委託、実施設計委託、改築工事	老朽化した第二小学校を改築する。
小・中学校校舎等耐震実施設計および補強工事	平成 18(2006) 年度に実施した耐震診断結果を踏まえて、耐震補強工事を計画的に実施する。
国語力向上モデル事業	コミュニケーション能力や表現力を培うために専門家を派遣する。
小・中学校一貫教育モデル事業	モデル地域を指定し、小・中学校の9年間を見通した教育を実施する。
特別支援教育の充実	教育活動支援員の養成研修、副籍制度を利用した交流等を実施する。
児童・生徒の適応指導教室の充実	適応指導教室を運用し不登校児・生徒への適切な対応を図る。
小・中学校施設整備事業	学校施設を計画的に整備する。 【主な内容】 ・校舎外壁改修 ・屋上防水工事 ・普通教室照明設備改修
学校情報教育環境の充実	情報教育を推進するため、環境等を整える。 【主な整備内容】 ・情報機器の更新 ・無線アクセスポイント設置工事
給食センター施設の整備等	藤橋調理場の設備等を計画的に整備する。
学校備品・教材の整備等	学校備品・教材を計画的に整備・修理する。 【主な整備内容】 ・音楽、理科教材の整備 ・その他教材の整備・修理
体験学習の充実	地域特性を生かし、林業体験、農業体験、自然体験等を実施する。
青梅の伝統文化奨励事業の実施	青梅の伝統文化を継承し、優れた技能を有する児童・生徒またはその団体を表彰する制度を設置する。
明星大学との共同研究事業（特別支援教育、野外教育、文化芸術等）	学校教育に関する内容を共同研究する。
第四小学校屋内運動場改築	老朽化した第四小学校の屋内運動場の改築準備を進める。

第2節 文化・スポーツの振興

第1 文化・芸術

現況と課題

本市には、国宝「赤糸威鎧」^{あかいとおどしよろい}、「円文螺鈿鏡鞍」^{えんもんらでんかがみくら}をはじめ、国指定文化財16点、都指定文化財48点、市指定文化財139点があるほか、小説家吉川英治と画家川合玉堂のゆかりの地として吉川英治記念館や玉堂美術館が整備され、文化資源に恵まれています。

また、市立美術館と郷土博物館では、芸術や歴史にふれあう場として、常設展のほか、特別展、公募展、企画展などを開催し、また市民会館では市民劇場、市民映画会の開催や青梅市総合文化祭を実施するなど、芸術鑑賞や発表の機会づくりに努めています。

今後も、市民がより一層気軽に歴史、文化、芸術にふれ、楽しみ、まちづくりや生活に生かし、新たな文化の創造を図ることができるよう、文化財や伝統芸能、伝統行事の保存、継承を図るとともに、芸術、文化創造の仕組みづくりに取り組んでいくことが必要です。

基本方針

心豊かな文化の香り高いまちを目指して、地域の文化財の保護と活用に努めるとともに、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化・芸術活動を支援します。

■ まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
美術館年間入館者数	8,266人	10,000人以上

※ 芸術事業の充実や、創作活動と作品発表の場の提供などにより青梅市立美術館・青梅市立小島善太郎美術館の年間入館者数を増加します。

施策体系

文化・芸術	(1) 文化・芸術活動の推進
	(2) 文化財の保護・活用(展示)

指定文化財総括表

区分	種別	件数	主な文化財の名称
国	国 宝	2	赤糸威鎧、円文螺鈿鏡鞍
	重要文化財	9	紫裾濃鎧、鍍金長覆輪太刀、絹本着色如意輪観世音像、観音寺本堂他
	重要美術品	4	御嶽神社旧本殿、宝寿丸太刀他
	天然記念物	1	御岳の神代ケヤキ
		16	
都	有形文化財	29	観音寺金剛力士像、旧吉野家住宅、馬場家御師住宅、安楽寺本堂他
	有形民俗文化財	1	旧稲葉家住宅
	無形民俗文化財	3	武蔵御嶽神社太々神楽、沢井の獅子舞、虎柏神社の祭礼行事
	天然記念物	4	金剛寺の青梅、観音寺の大スギ、安楽寺の大スギ、宗泉寺のカヤ
	史 跡	7	天寧寺境域、成木熊野神社境域、勝沼城跡、青梅新町の大井戸他
	旧 跡	3	根岸典則墓、海禅寺三田氏墓、鈴法寺跡
	名 勝	1	奥御岳景園地
		48	
市	有形文化財	84	観音寺薬師堂、報恩寺地蔵堂、延命寺山門、下山八幡神社本殿他
	有形民俗文化財	8	地機、青梅縞、山車人形(住江町、裏宿、仲町、上町、森下町)他
	無形民俗文化財	7	高水山獅子舞、熊野神社獅子舞、春日神社獅子舞、鹿島玉川神社獅子舞他
	天然記念物	14	梅岩寺しだれ桜、大背戸のカシ、杜のシイノキ、石神神社の大イチョウ他
	史 跡	23	藤橋城跡、住吉神社、今井城跡、辛垣城跡、岩蔵温泉、鎧塚他
	旧 跡	3	神代万年橋跡、森下陣屋跡、玉泉寺
		139	
合 計		203	

基本施策

(1) 文化・芸術活動の推進

- ① 市民会館施設の整備を計画的に進め、市民の文化活動の基盤としての機能の維持を図ります。また、将来に向けて新しい文化施設の建設構想を検討します。
- ② 公募展として定着している多摩秀作美術展をはじめ各種芸術事業の充実を図るほか、創作活動と作品発表の場を提供し、市民の芸術活動を支援するとともに快適な環境を整備することで美術館利用を促進します。また、芸術文化の面で優れた成績を残した市民や団体を表彰し、市民の芸術活動を奨励します。
- ③ 市民劇場や市民映画会、文化財コンサートなどの充実を図り、市民が気軽に優れた文化・芸術にふれる場や機会を提供するとともに、広報活動を通して、市民の参加を促進します。
- ④ 東京都立の多摩文化ホール（仮称）の早期建設について、引き続き東京都へ要請するとともに陶芸館についても検討します。
- ⑤ 文化・芸術イベントを支えるボランティアの育成に努めるとともに、生涯学習フェスティバルなど自主グループの発表の場や機会の提供を図ります。

- ⑥ 市内の地域資源を文化創造の視点から再認識し、連携の仕組みづくりに取り組みます。

(2) 文化財の保護・活用（展示）

- ① 旧稲葉家住宅、旧宮崎家住宅などの歴史的建物を永く後世に伝えるために保存整備し、文化遺産の魅力を生かしたまちづくりを進めます。また、新町資料館の整備について検討します。
- ② むらさきすそごよらい紫裾濃鎧をはじめ、貴重な文化財を後世に残し、伝えるための調査、保存活動、各種文化財調査報告書の刊行などを進めます。
- ③ 郷土博物館において、収蔵資料の電算管理による保存・展示の効率化を図るとともに、特別展、企画展などを充実し、市民が文化財に触れる場や機会づくりに努めます。
- ④ 獅子舞などの郷土芸能の伝承に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
市民会館施設の整備	市民会館の施設改善を実施し、文化活動基盤の機能向上を図る。 【主な整備内容】 ・調光室の改修、整備 ・舞台照明設備の改修
旧稲葉家住宅の整備	旧稲葉家住宅の保存と活用を図るため、施設の解体、復原等を実施する。
旧宮崎家住宅屋根葺き替え等整備	旧宮崎家住宅の保存と活用を図るため、施設の修繕等を実施する。 【主な整備内容】 ・屋根の葺き替え ・基礎等の修繕
青梅の伝統文化奨励事業の実施	 第2章 第1節「第2 学校教育」を参照

第2 スポーツ・レクリエーション

現況と課題

余暇の増大、健康志向の高まりに伴い、スポーツ・レクリエーション活動に関心を持つ人が増える一方、子どもや若年層のスポーツ離れなどによる体力の低下が心配されます。

本市には、総合体育館、永山公園総合運動場、青梅スタジアムなど、様々なスポーツ・レクリエーション施設があり、市民体育大会をはじめとする市民のスポーツ活動が活発に行われています。市民マラソン発祥の地として開催される青梅マラソンには、毎年約 15,000 人のランナーが参加しています。また、自然環境に恵まれた本市は、多くの観光客がハイキングや登山に訪れる景勝の地であり、カヌーや釣りなどのメッカとなっています。

様々な年代の市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、充実した時間を過ごし、生活習慣病を予防して健康寿命を伸ばせるよう、有酸素運動の普及やニュースポーツの導入・普及、総合型地域スポーツクラブの導入、スポーツ施設の改修・充実などが求められます。

基本方針

誰もが、それぞれの体力や年齢に応じて、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、健康が維持できるよう、活動の機会や場の提供、総合型地域スポーツクラブ設立のモデル地区選定や既存施設の多目的利用を進め、生涯スポーツの振興を図ります。

まちづくりの指標

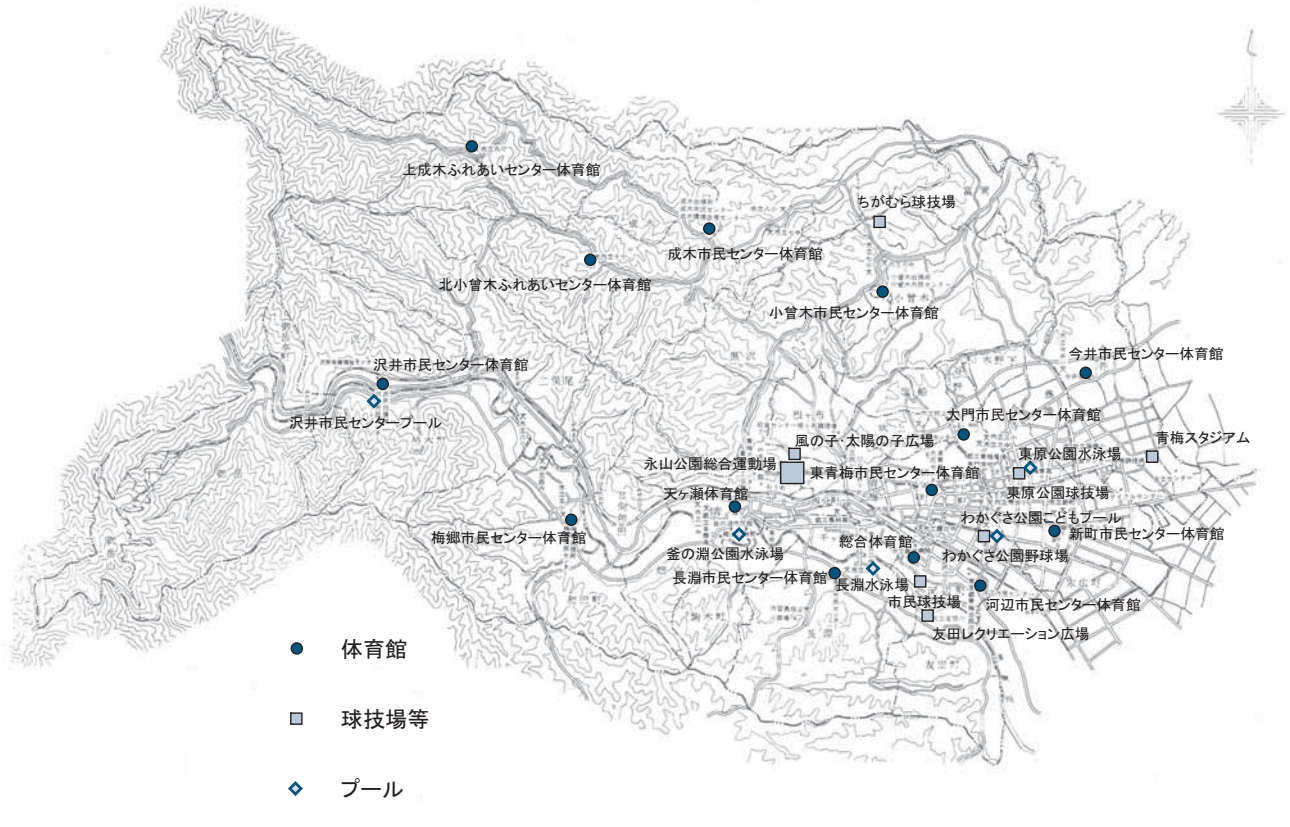
指標名	現状 (平成 16 年)	目標 (平成 24 年)
市民(成人)の週 1 回以上のスポーツ実施率	26.3% (概ね4人に1人)	50% (2人に1人)

※ この指標は、週1回以上スポーツを実施している成人市民の割合です。市民の一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツに親しむことのできるスポーツ環境を整備し、市民のスポーツ実施率を高め、健康づくりを促進しようとするものです。現状の値は、平成 16(2004)年3月の青梅市民の健康・運動・スポーツに関する意識調査結果の値です。

施策体系

スポーツ・レクリエーション	(1) 生涯スポーツの振興
	(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備

体育施設の現況



基本施策

(1) 生涯スポーツの振興

- ① スポーツの振興をめぐる諸課題に体系的、計画的に取り組むため、「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、体育協会、関係団体などの協力により、生涯スポーツ・レクリエーション活動から競技スポーツ活動まで気軽に参加できるようにモデル地区を指定し総合型地域スポーツクラブを設立します。さらに、市民体育大会など各種大会の充実を図り、子どもから高齢者まで、初めての人でも楽しんで参加できるスポーツイベント、スポーツ教室を拡充するとともに、軽スポーツの普及などを進め、市民一人1スポーツを促進します。
- ② 「青梅市健康増進計画」にもとづき、生活習慣病の予防に向けて保健、医療、福祉、体育部門が連携し、市民一人ひとりの健康状態に合わせた継続的な運動指導ができる体制づくりを進めます。また、ウォーキング、スイミングなどの有酸素運動の普及を図ります。
- ③ 体育指導委員や体育協会と連携を図り、研修を充実して指導者の発掘と育成に努めます。

- ④ ハイキング、登山、カヌーなど、豊かな自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションの振興を促進します。
- ⑤ 平成 25(2013) 年に東京都多摩地域を中心に開催が予定される第 68 回国民体育大会のカヌー競技運営を円滑に行えるよう図ります。また、競技力の向上に努め、特にジュニアの育成を推進します。
- ⑥ 体力向上と健康増進のため、年間を通じ市内の民間温水プール施設を市民の利用に供します。

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ① 永山テニスコートなどについて、施設の機能向上を図り、施設の快適性、利便性を高めていきます。また、総合体育館、水泳場等既存体育施設の改修・整備を進めます。
- ② 緑の芝生のもとでサッカーなどが楽しめる運動場の整備について検討します。
- ③ 西多摩地域広域行政圏協議会構成市町村と連携し、体育施設等の相互利用を検討します。
- ④ 小・中学校の施設開放を充実するため、校庭への利用団体用トイレや夜間照明の設置について検討します。

事業計画

事業名	事業概要
総合型地域スポーツクラブ設立	市民が運営主体となり、誰もが参加できるスポーツクラブのモデル地区を指定し設立する。
体育施設の整備	永山テニスコートの整備、東原公園水泳場の塗装改修等を実施する。
東京国体開催準備	第 68 回国民体育大会の開催準備を進める。
総合体育館の整備	第1スポーツホールの屋根等耐震補強工事と床張替工事を実施する。

第3節 交流の促進

第1 青少年活動

現況と課題

青少年を取り巻く環境は、都市化の進展などによって家庭、地域の教育力の低下や、人間関係の希薄化などが進んでいます。

また、情報等が氾濫する中、様々な人間関係が生み出され、青少年の成長・発展に悪影響を与え、社会的な問題となっています。

本市では、各種事業を通じて、青少年の社会参加や学習機会の提供に努めるとともに、「青梅市青少年健全育成運動基本方針」にもとづき、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会などの活動により、青少年の健全育成に取り組んでいます。

青少年が地域の一員として、いきいきと生活できるよう、青少年活動を支援するとともに、家庭、学校、地域および関係機関が一体となり、時代の変化に対応した青少年の健全育成のための取組を推進する必要があります。

基本方針

地域への関心と誇りを持ち、互いに交流しながらまちづくり活動などに積極的に参画し、主体的に行動できる青少年の育成に向けて、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと青少年活動への支援を図ります。

施策体系

青少年活動	(1) 青少年活動の促進
	(2) 青少年の健全育成

基本施策

(1) 青少年活動の促進

- ① ボランティア活動への青少年の自主的な参加を促進するため、場の提供を図るとともに活動を支援します。
- ② 学校開放講座やジュニアスポーツ教室の充実など、青少年が成長段階に応じて様々な体験活動ができる場や機会の提供に努めます。
- ③ 青少年リーダー育成研修会を通し、リーダーの育成に努めるとともに、学校や地域などで青少年が指導的役割を果たせるよう、異年齢交流を促進します。
- ④ 青少年対策等活動の拠点づくりとして、市民センター等での事業の充実を図ります。

(2) 青少年の健全育成

- ① 青少年が各自の持つ個性や能力を十分に発揮し、地域の一員として、精神的にも社会的にも自立するため、青梅市青少年問題協議会が策定する「青梅市青少年健全育成運動基本方針」にもとづき、青少年対策地区委員会などの関係各種団体と連携を図り、青少年健全育成事業を推進します。
- ② 青少年を取り巻く社会環境の変化、情報等の氾濫が著しい現状を認識し、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす環境の浄化に向け、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を踏まえつつ、地域ぐるみで取り組んでいきます。

第2 男女平等参画

現況と課題

働く女性が増え、職場、学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍が著しく進んでいます。

本市では、四次にわたる「青梅市男女平等推進計画」を策定し、男性と女性が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会を目指し、さまざまな取組を行っています。

また、国においても平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進することとしています。

しかし、現在においても固定的な性別役割分業意識が残り、男女平等参画社会づくりの阻害要因の一つとなっています。

こうした固定的な役割分業意識の解消を積極的に進めること、また、少子・高齢化、核家族化の進展や、男女を問わず価値観の多様化が進む中で新たな課題も生じています。

基本施策

(1) 男女平等意識の高揚

① 「青梅市男女平等推進計画」にもとづき、「広報おうめ」、ホームページなどの活用、講座の開催などにより、固定的な性別役割分業意識解消のため、男女平等参画意識の高揚に向けた啓発に努めます。

(2) 男女平等関連施策の総合的な推進

① 「青梅市男女平等推進計画」にもとづき、組織の連携を図りながら、総合的に施策を推進します。
② 男女が共に様々な社会活動を続けられるよう、仕事と子育てや介護などが両立できるために、働き方の

基本方針

男女平等参画社会の実現に向けて、「青梅市男女平等推進計画」にもとづき、固定的な性別役割分業意識の解消のために男女平等意識の高揚と人権意識の啓発を含めた配偶者等からの暴力の防止、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進などの男女平等参画を支える社会環境の整備を進めます。

■ まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
市の審議会等の委員における女性の割合	20.7%	30%

施策体系

男女平等参画	(1) 男女平等意識の高揚
	(2) 男女平等関連施策の総合的な推進

見直しを含む「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を推進します。

- ③ 男女の経済的自立や生活の自立に向けて、女性の再就職支援や、職場での地位向上などを推進します。
④ 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止に向けて、関係機関と連携しながら、啓発に努め、相談等の充実を図ります。
⑤ 地域活動、ボランティア活動など、様々な活動に男女が平等に参画できるよう、情報の提供、活動の促進などを図り、市民との連携により、男女平等参画を推進します。

第3 国際交流・地域間交流

現況と課題

本市では、昭和40(1965)年にドイツのポツパルト市と姉妹都市提携を結び、青少年友好親善使節の取組、ホームステイ、青梅・ポツパルト友好協会など市民を主体とした国際交流が活発に行われています。また、青梅マラソンと、ボストンマラソンを通じた国際スポーツ交流を推進するとともに、英語指導助手の中学校への派遣および小学校への訪問、各種講座の開催などによる国際理解教育にも努めています。

国内では、梅を地域資源とする全国13市町村で組織する梅サミットなどを通して、自治体間交流を深めています。

異なる文化や生活習慣を持つ人々が相互に交流して理解を深め、体験の幅を広げていくために、国際交流・地域間交流を推進することが求められます。また、世界連邦平和都市宣言にもとづき、世界の恒久平和実現のために、関係団体と連携して市民の平和思想高揚に努めています。

基本施策

(1) 国際交流の促進

- ① インターネットによる情報提供、国際交流基金を通じた支援などにより、市民が主体となった国際交流活動を促進します。また、新庁舎における国際交流コーナーの設置、外国人と交流する機会の充実など、市民の国際理解、国際感覚の醸成に役立つ場づくりに努めます。
- ② 青少年の国際的視野を広げるとともに、継続的な交流の基礎となる人材の育成に向け、青少年友好親善使節団の派遣と受入れの充実を図り、姉妹都市交流を推進します。
- ③ 生活情報や行政情報の提供を行い、外国人が住みよい環境づくりに努めます。また、英語指導助手や在日外国人との交流などを通じ、語学学習の充実、異なった文化の学習に向けた取組を進めます。さらに、市内の外国人に対し日本語講座を開催し、社会参加を促進します。
- ④ 青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベントなどを通じた国際交流を進めます。

基本方針

多様な分野で行われている、青梅の個性を生かした国際交流・地域間交流を活性化するとともに、広い視野を持つ人材の育成と組織化を図り、全国そして世界に開かれたまちづくりを推進します。

施策体系

国際交流・地域間交流	(1) 国際交流の促進
	(2) 地域間交流の促進
	(3) 平和事業の拡充

- ⑤ 国際協力、国際ボランティア活動など、地球規模での課題に取り組む活動のあり方についても検討します。

(2) 地域間交流の促進

- ① 地域特性や資源を活用した地域間交流について検討します。
- ② 市域を貫流する多摩川について、多摩川沿いのウォーキングイベント、多摩川をテーマにしたシンポジウムの開催など、多摩川流域の地域間交流について検討していきます。

(3) 平和事業の拡充

- ① 世界連邦宣言自治体全国協議会を通じ、自治体間での平和交流を推進していきます。また、世界連邦運動協会と連携協力して、平和をテーマとした写真展やポスター展などを行い、平和思想の普及と世界連邦運動の広報や啓発に努めます。



後期基本計画

平成 20（2008）年度～平成 24（2012）年度



第 2 部 各 論

第 3 章

健やかでやさしい
福祉の街

第1節 保健・医療の充実

第1 予防・健康

現況と課題

健康寿命の延伸や生活の質の向上などを図るため、生活習慣病の予防と寝たきり予防など、保健事業の充実とともに、健康づくりを社会全体で支援する体制づくりが必要です。

国は、生活習慣病（脂質異常症、糖尿病、高血圧など）や、認知症や寝たきりなどの要介護高齢者が増える中で、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を平成12(2000)年から開始し、具体的な数値目標のもとに健康づくりを促進しています。また、「健康増進法」の制定や、「老人保健法」の改正など、国の医療制度改革が進められており、平成20(2008)年度からは新たに後期高齢者医療制度が創設されることになりました。また、生活習慣病の予防をさらに推進するため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した、特定健康診査、特定保健指導が、各医療保険者毎に実施されることとなっています。

本市では、平成16(2004)年度に、「青梅市健康増進計画」を策定し、健康センターを中心に、がん検診などの各種検診事業や健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導など疾病予防に向けた保健事業を推進するとともに、体操・スポーツなど市民の健康づくりを支援してきました。また、感染症予防対策や妊娠・出産から乳幼児期に至るまでの一貫した母子の健康づくりの促進などを図ってきたところです。

今後は、健康増進事業としてがん検診、健康教育、相談等の各種保健事業を推進するなど、市民の健康づくりが求められています。また、健全な食生活を目指す「食育」の取組などが課題となっています。

基本方針

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、生活の質の向上に努めながら、健康寿命を伸ばせるよう、自主的な健康づくりを支援する体制づくりと健康づくりの普及啓発、保健サービスの充実などを推進します。また、食育の取組を進めます。

■ まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
特定健康診査の実施率	約35%	65%以上

※ これまで基本健康診査として実施してきた事業が、平成20(2008)年度からは、新たに保険者が行う特定健康診査になります。この指標は、国民健康保険の保険者である市の特定健康診査の実施率を高めることで、生活習慣病対策を推進し、市民の健康づくりを促進しようとするものです。

なお、特定健康診査は現時点では未実施のため、平成18(2006)年度における基本健康診査受診者のうち青梅市国民健康保険の被保険者(40歳から74歳)であった人の実施率を現況値としています。

施策体系

予防・健康	(1) 健康づくり推進体制の充実
	(2) 市民の健康づくりの促進
	(3) 保健サービスの充実

基本施策

(1) 健康づくり推進体制の充実

- ① 生活習慣病の予防に向けて、「青梅市健康増進計画」を改訂し、保健・医療・福祉・介護部門と生涯スポーツ、生涯学習、学校教育部門などが連携した健康づくりを、市全体で支援する体制を充実します。
- ② 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための総合的な食に関する取組である食育の推進を図るため、保健・医療などの部門と、生涯学習、学校教育、農業、環境部門などが連携し、総合的に食に関する取組を進める「青梅市食育推進計画（仮称）」を策定します。

(2) 市民の健康づくりの促進

- ① 「広報おうめ」やパンフレット、ホームページなどによる情報提供、健康教室、健康相談などを通じて、市民一人ひとりの自己管理による心と体の健康づくりの普及啓発と意識高揚を図り、食生活や運動、休養、ストレス、口腔の健康、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善を促進します。
- ② 健康的な心身と豊かな心を育むために、幼児期から生涯にわたる健康づくりの基礎となる食習慣などを身につけるための家庭支援とともに、社会人においては食の大切さを自覚し、自らが正しい選択と判断による健全な食生活が実践できるよう情報提供等を推進します。
- ③ 保健と体育の連携により、ウォーキングやジョギング、スイミング、健康体操など、健康を増進する有酸素運動などへの参加と活動を支援します。
- ④ 市民自らがまちを歩きながら、健康を増進し、疾病を予防・改善し、心を豊かにする「健康の道」づくりを推進します。

- ⑤ 「青梅市次世代育成支援地域行動計画」にもとづき、母性の保護と乳幼児の健やかな成育環境の充実を図ります。
- ⑥ 東京都、薬物乱用防止推進青梅・奥多摩地区協議会や青梅市青少年対策地区委員会などの活動を通じて、薬物乱用防止の普及啓発を促進します。

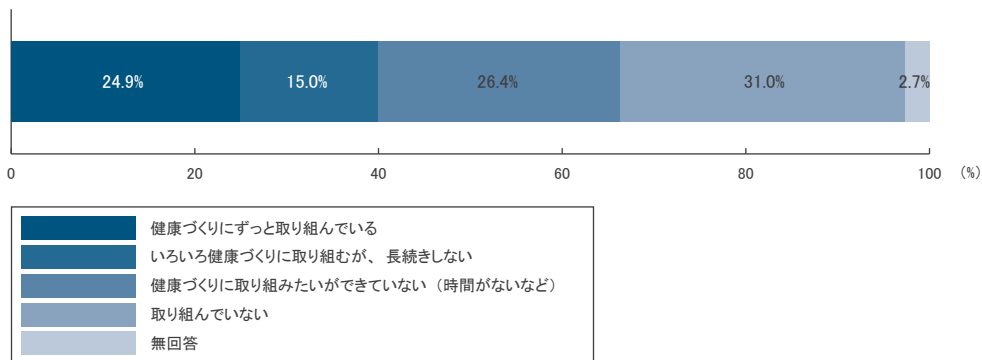
(3) 保健サービスの充実

- ① 各種がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療を促進します。また、「健康増進法」にもとづき、生活習慣病の予防や市民の健康づくりを支援します。
- ② 「青梅市次世代育成支援地域行動計画」にもとづき、乳幼児健康診査・健康相談、両親学級など、妊娠・出産、乳幼児期に至るまでの一貫した健康づくりを促進するとともに、母子サークルへの支援などを図ります。
- ③ 8020(80歳に20本の自分の歯を残す)を目標に、正しい食習慣の情報提供や、子どもの虫歯予防指導、成人歯科検診等により、歯周病の予防を促進します。
- ④ エイズ、肝炎、結核、O-157などの感染症に関する啓発活動や予防対策に努めます。
- ⑤ 健康に関する相談に応じ、必要な助言および支援を行い、疾病の予防や療養生活の自立を図ります。
- ⑥ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した、特定健康診査、特定保健指導については、国民健康保険事業者として被保険者を対象に実施し、健診の事後指導である特定保健指導事業により、生活習慣の改善を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療を促進します。

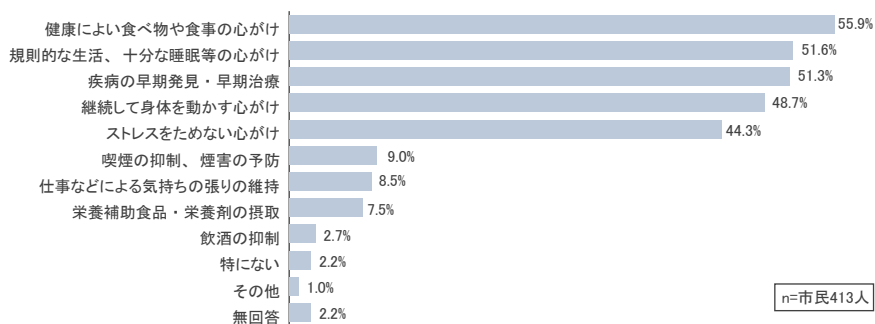
事業計画

事業名	事業概要
健康増進計画の策定 	市民の健康増進の推進に関する施策についての計画を策定する。
老人保健事業の見直しによる保健事業の体制整備	老人保健法の改正に伴い関連事業を健康増進事業と位置付け引き続き市民の健康づくりを推進する。
特定健康診査および特定保健指導の実施	第3章 第3節「第1 社会保障」を参照
食育推進計画（仮称）の策定 	食に関する総合的な取組を進める食育推進計画（仮称）を策定する。
食育とふれあい農業の推進事業 	第4章 第4節「第1 農業・林業」を参照
次世代育成支援地域行動計画の策定	第3章 第2節「第2 児童福祉、子育て支援」を参照

健康づくりのために何か取り組んでいるか



今後、健康づくりのために重点的にとりくみたいこと（複数回答）



注：平成16年11月実施の市民アンケート結果から

第2 医療体制、市立総合病院経営

現況と課題

市内には、西多摩保健医療圏の中核病院として、救命救急センターを併設する市立総合病院をはじめ、15の病院、94の一般診療所があり、一般的な傷病の治療や救急医療に備えています。

本市における救急医療は、休日・夜間について、健康センターなどで対応しています。

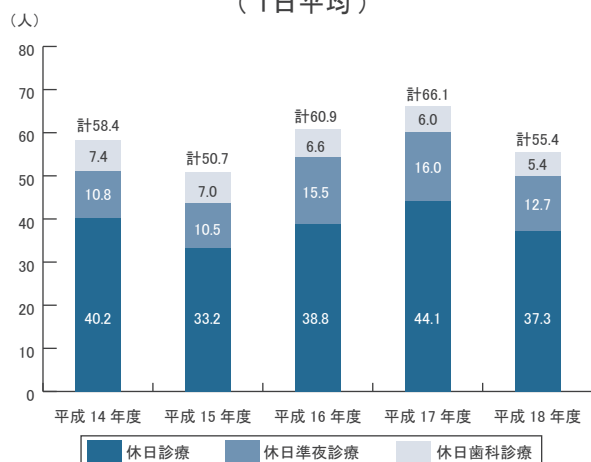
また、平成17(2005)年からは、地域の医療機関と連携し、市立総合病院において24時間365日の小児科の夜間・休日診療体制を強化したところです。

高齢化がますます進展することから、在宅介護体制や医療技術の進歩による在宅での医療サービスの充実が課題です。

また、かかりつけ医による在宅医療体制の整備とともに、救急医療体制の充実と高度専門医療を担う市立総合病院との連携など、病院・診療所など医療提供施設の役割分担の明確化による連携の強化が求められています。

市立総合病院においては、社会的に問題となっている医師や看護師確保問題、さらに老朽化した病院の建替え問題への対応が課題となっています。

休日診療・休日準夜診療、休日歯科診療受診者の推移
(1日平均)



基本方針

増大・多様化する医療ニーズに対応できるよう、かかりつけ医と連携した医療の充実を促進します。また、地域の医療体制や市立総合病院の高度専門医療との連携の充実を図るとともに、市立総合病院の建替えに向けた検討を進めます。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
救急医療体制について満足している市民の割合	20.1% (第27回市政総合世論調査)	倍増

※ この指標は、市内の救急医療体制について満足している人の割合です。救急医療体制の充実を図ることで、満足する市民の割合を倍増しようとするものです。現状の値は平成18(2006)年度実施の第27回市政総合世論調査の結果です。

施策体系

医療体制、市立総合病院経営	(1) 地域医療体制の充実
	(2) 救急医療体制の充実
	(3) 市立総合病院の経営

病院・診療所・病床数比較表

年度	病院				診療所		歯科診療所	
	施設数	ベット数				施設数		ベット数
		総数	普通	精神	感染			
平成14	15	4,703	2,293	2,406	4	89	81	63
平成15	15	4,669	2,261	2,404	4	88	87	65
平成16	15	4,669	2,261	2,404	4	96	60	63
平成17	15	4,614	2,242	2,368	4	95	80	63
平成18	15	4,567	2,195	2,368	4	94	72	63

資料：西多摩保健所

基本施策

(1) 地域医療体制の充実

- ① 市立総合病院や民間の病院・診療所などの医療提供施設の役割分担の明確化と連携の強化を図ります。
- ② 医師会や歯科医師会とも連携し、地域における市民のかかりつけ医の体制づくりを促進します。

(2) 救急医療体制の充実

- ① 東京都の救急医療体制にもとづく、初期救急（入院を必要としない急病患者に対する医療）、二次救急（入院を要する中・重傷患者に対する医療）、三次救急（生命危機が切迫している重傷・重篤患者に対する医療）の整備・連携を図るとともに、市民への情報周知に努めます。
- ② 医師会・歯科医師会などと連携を図りながら、夜間・休日診療体制の充実を図ります。
- ③ 消防署と連携し、救急医療の初期段階における、重要な応急手当の普及啓発活動を促進します

(3) 市立総合病院の経営

- ① 市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、感染症等の特殊医療、地域がん診療連携拠点病院としてのがん治療、心臓血管外科等の高度医療、救命救急センターで対応する救急医療等、公立病院の使命である高度、特殊、先駆的、不採算医療を中心に、地域に信頼される医療の向上に努めます。
- ② 親切な対応と分かりやすい説明、患者さんに優しく、温かい、清潔で静かな療養環境の提供に努めるとともに、計画的に医療器械の整備を図ります。
- ③ 自治体病院としての経営のあり方を検討するとともに、健全な運営に努めます。既存施設については、改修による維持保全を図り、将来的な建替え等に対応するため、建設にかかる財源確保に努めます。さらに、臨床研修指定病院、各学会の認定研修施設、看護師、薬剤師、臨床検査技師等の学生実習施設としての機能も継続します。

事業計画

事業名	事業概要
東西南棟維持保全事業	老朽化する既存施設を維持保全するために「ライフスパン計画」にもとづき必要な改修工事を実施する。
医療器械の整備	施設の有効利用と医療水準の向上を図るため、医療機械を計画的に整備する。

第2節 福祉の充実

第1 地域福祉

現況と課題

少子・高齢化や核家族化の進展などにより、各種福祉施策を必要とする市民が増加しています。一方、社会福祉制度は、介護保険が実施されるなど、措置制度から契約（利用）制度へ移行し、自助・共助・公助のバランスがとれた、互いに支えあい、安心して生活することができる地域福祉社会づくりが求められています。

これまで本市では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、各種団体などが連携し、地域での見守り活動、ボランティア活動などの地域福祉活動の促進とともに、「青梅市地域福祉計画」を策定し、地域の体制づくりに努めてきたところです。また、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」を定め、公共・公益施設のバリアフリー化なども進めてきました。

保健・医療、教育など、各分野との連携を強化しながら、市民の自主的なボランティア活動を促進し、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりの推進が求められています。

また、バリアフリー法の改正などを踏まえ、子ども、障害者、高齢者など、誰もが生活しやすいまちづくり、利用しやすい施設づくりを、ユニバーサルデザイン^(注)などの視点に立って進める必要があります。

注)ユニバーサルデザイン：誰もが使いやすいように設計されたデザイン

基本方針

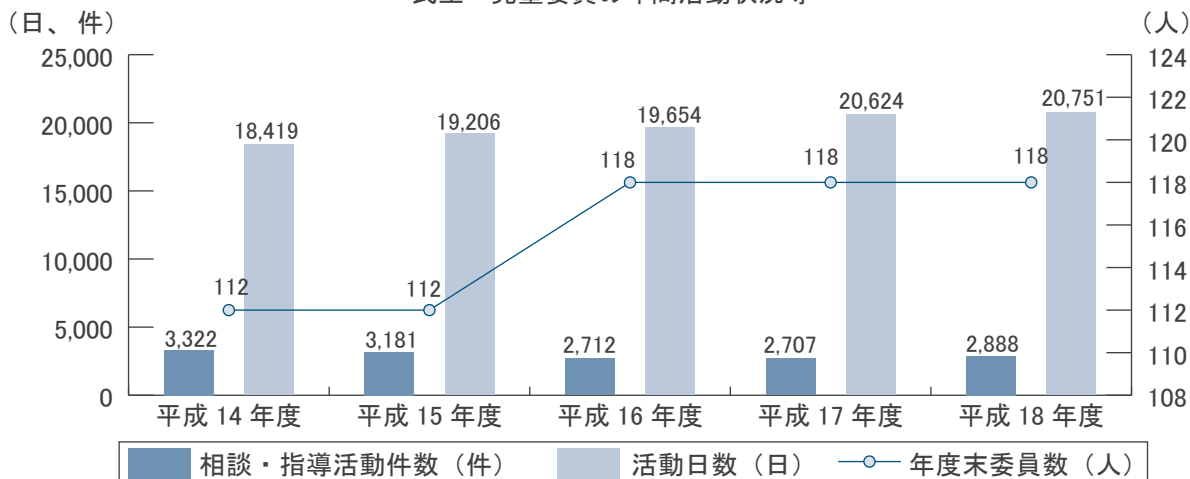
市民が地域で自主・自立しながら安心して暮らせるまちを目指し、サービス利用の相談体制の整備、世代を超えた市民による助け合い活動や多様なボランティア活動、人にやさしいまちづくりなどを総合的に促進します。

また、高齢者福祉施設等の配置については、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」にもとづき対応します。

施策体系

地域福祉	(1) 個人の自立意識と福祉意識の向上
	(2) 地域福祉活動の促進
	(3) 人にやさしいまちづくりの推進

民生・児童委員の年間活動状況等



基本施策

(1) 個人の自立意識と福祉意識の向上

- ① 「青梅市地域福祉計画」にもとづき、市民が住み慣れた地域環境の中で、誇りを持って自立しながら安心して暮らせるまちを目指し、自助・共助・公助のバランスがとれ、市民や地域全体がお互いに尊重し支え合う総合的な福祉施策を推進します。
- ② 介護保険サービスを自らの責任で選択し利用する市民の利用者意識を確立するため、情報提供の充実、成年後見制度や社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業の周知・普及などを図ります。
- ③ 「広報おうめ」や「社協だより」、ボランティア情報誌、ホームページなど、あらゆる機会を活用し、心に響く福祉広報の充実に努めます。
- ④ 学校や地域での福祉教育の推進、子どものころから高齢者や障害者とふれあう機会や場づくり、子育てや高齢者・障害者などのボランティア体験機会の拡充などに努め、ノーマライゼーション^(注)理念の普及と、共に助け合う福祉意識の高揚を図ります。

(2) 地域福祉活動の促進

- ① 地域福祉活動の中心組織として、社会福祉協議会の組織強化を図ります。
- ② 地域福祉の向上のため、民生委員・児童委員の適正配置を図ります。

- ③ 青梅ボランティア・市民活動センターを通じ、ボランティア・市民活動に関わる総合的な相談、情報の収集および発信を行ないます。
- ④ 地域福祉活動の拠点施設として、市民センター、福祉センターや地域保健福祉センターなどの活用を検討します。

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

- ① 「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」により、公共交通施設や公共公益建物、道路・公園、住宅などのバリアフリー化、歩道の設置と段差の解消など、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、東青梅駅北口駅前整備事業にあわせて、駅や周辺道路のバリアフリー化を進めます。
- ② バリアフリー新法の基本方針にもとづく基本構想を策定し、駅やその周辺などの道路等、バリアフリー化を進めます。
- ③ 「福祉マップ」を関係団体とともに改訂し、ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図ります。
- ④ 公共交通機関の利便性の向上、移送ボランティアの促進など、高齢者や障害者の移手段の確保に努めます。

注) ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、その尊厳と権利において平等であり、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指すこと。

事業計画

事業名	事業概要
バリアフリー基本構想の策定	高齢者、障害者等の自立した日常生活、社会生活における移動、施設利用の利便性および安全性の向上を促進するための基本構想を策定する。
福祉マップの改訂版の作成	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、関係団体の協力を得て、改訂版を作成する。

第2 児童福祉、子育て支援

現況と課題

核家族、共働き家庭の増加や就労の多様化などに伴い、保育ニーズの多様化と、子育てに関する相談の増加など、子育てに不安を抱える保護者が増えています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」にもとづき、平成17(2005)年3月、子育て支援施策および母子保健施策を総合的・体系的にまとめた「青梅市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、集中的・計画的に事業を推進することとしました。

この行動計画にもとづき、民間の認可保育所32園(定員3,056人)における、延長保育や0歳児保育、休日保育、一時保育、障害児保育、病後児保育などの保育の充実のほか、乳幼児ショートステイや0～2歳児を対象とする家庭福祉員、認証保育所、各小学校区を単位とする学童保育所などの取組を進めています。この結果、保育所や学童保育所の待機児童は、西部地域において概ね解消の方向に向かっています。しかし、市街化が進む東部を中心として、依然、待機児童が増えている状況です。

また、保育所での子育て広場、子育てと子どもの健やかな成長を支援する場としての子育て支援センターの開設のほか、子どもと家庭に関する総合相談を行う子ども家庭支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業の開始。また、市民センターおよび永山ふれあいセンターにおいて実施している子どもの安全な遊び場の提供と子育て中の親子のふれあいの場の提供などに努めてきました。

多様な保育ニーズに対応した保育所サービスの充実と待機児童の解消を図るとともに、子育て家庭に対する総合的な相談体制と支援の充実や地域と連携した身近で安心できる遊び場の整備など、子どもがのびのびと育ち、安心して子どもを産み育てられるまちづくりの推進が必要となっています。また、児童虐待などへの対応も課題となっています。

基本方針

子どもの人権が尊重され、子どもたちが心身ともに健やかに楽しく成長するとともに、子どもを産み育てることに喜びを感じることのできる社会の実現を目指し、子育てを地域や社会全体で支えるまちづくりを進めます。

■ まちづくりの指標

指標名	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)
保育所の待機児童数	36人 (4月現在)	解消
学童保育所の待機児童数	93人 (4月現在)	解消

※ この指標は、保育サービスの充実を図ることで、保育所や学童保育所での新年度時点における待機児童数を縮減・解消しようとする指標です。

施策体系

児童福祉、 子育て支援	(1) 計画の推進・策定
	(2) 子どもの成長支援・家庭支援
	(3) 子育て支援の充実
	(4) 保育サービスの充実

基本施策

(1) 計画の推進・策定

- ① 「青梅市次世代育成支援地域行動計画」にもとづき、子どもの豊かな感性や生きる力を育てるため、地域や社会全体で子育てができる環境づくりと総合的な子育て支援施策を推進するとともに、後期の計画を策定します。

(2) 子どもの成長支援・家庭支援

- ① 市民センター、学校の余裕教室や校庭、地域の自治会館、公園や広場などを活用した、子どもが身近で遊べる場や居場所の確保を図ります。
- ② 市民センターの会議室や体育館を使用し、乳幼児や児童等を対象に自由に遊べる場として実施している子育て支援事業を充実し、子どもの居場所づくりに取り組みます。
- ③ 児童遊園の整備、遊具の安全点検とその整備や身近な自然とふれあえる魅力ある遊び環境づくりを進めます。
- ④ 「おうめ子ども情報局」での情報発信、異年齢集団による体験学習や伝承活動など、子どもの感性を育む活動を支援します。
- ⑤ 家庭教育講座による子どもへの適切な対応など保護者への学習機会の充実を図ります。
- ⑥ 子ども家庭支援センター事業の推進などを通じて、子どもと家庭に関する総合相談を行い、様々な子育て支援サービスや関係機関との調整により子育てを支援します。
- ⑦ 児童虐待の早期発見および適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関等との情報交換とともに連携・協力を進めます。
- ⑧ 乳児がいるすべての家庭を訪問して子育てについての助言などを行う事業を推進します。

(3) 子育て支援の充実

- ① 「広報おうめ」やホームページ、子育てに関する各種講座・教室の充実などにより、子育て支援や保育情報の積極的な提供を図ります。
- ② 子どもと保護者あるいは保護者同士の交流の場として、市民センターにおける子育て支援事業、子育て支援センター、永山親子ふれあいルームの周知と利用を促進するほか、地域の自治会館等の既存施設の活用に取り組みます。
- ③ 子育てサークルや子育て支援グループへの支援の充実を図るとともに、地域子育てネットワークづくりを促進します。
- ④ 出産・子育てに必要な経済的負担を軽減するために、子どもの医療費助成制度の充実や児童手当などの支援制度の周知に努めます。
- ⑤ 子育て家庭の援助および地域での支え合いによる子育て機能の充実を図るため、会員同士が助け合いながら子育てをする、有償の育児相互援助活動の推進を図ります。
- ⑥ 緊急時に利用できる乳幼児ショートステイ事業を推進します。

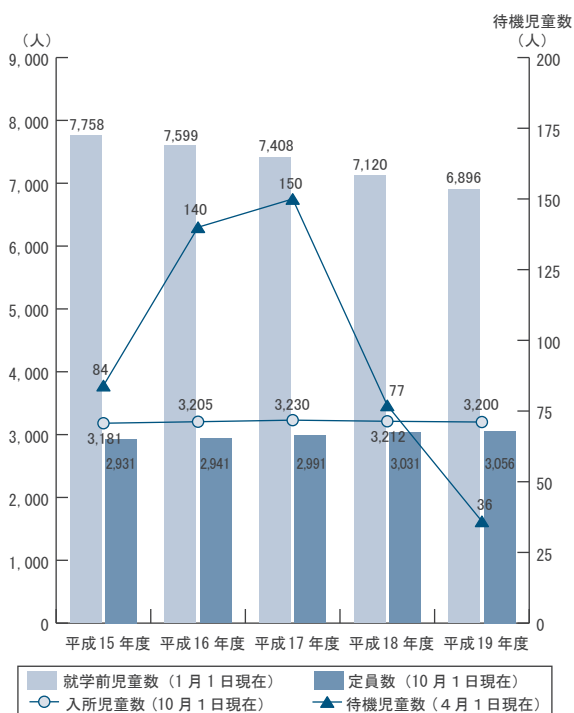
(4) 保育サービスの充実

- ① 多様化する保育ニーズに対応できるよう、増改築により保育施設の整備を行います。また、一時保育・延長保育の拡充など、保育サービスの充実を促進します。
- ② 都の認証保育所制度、家庭福祉員制度の活用などにより、多様な保育ニーズへの対応を推進します。
- ③ 自然体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動や遊び、就学前教育の推進など、保育内容の充実を促進します。
- ④ 放課後家庭で保護者の適切な監護が受けられない学童の健全な育成を目的とする学童保育所については、待機児童の多い学童保育所の拡充を図るため、学校の余裕教室の活用、定員の増加を検討します。また、障害のある児童の入所拡大について検討します。
- ⑤ 保育所と幼稚園の連携を促進します。

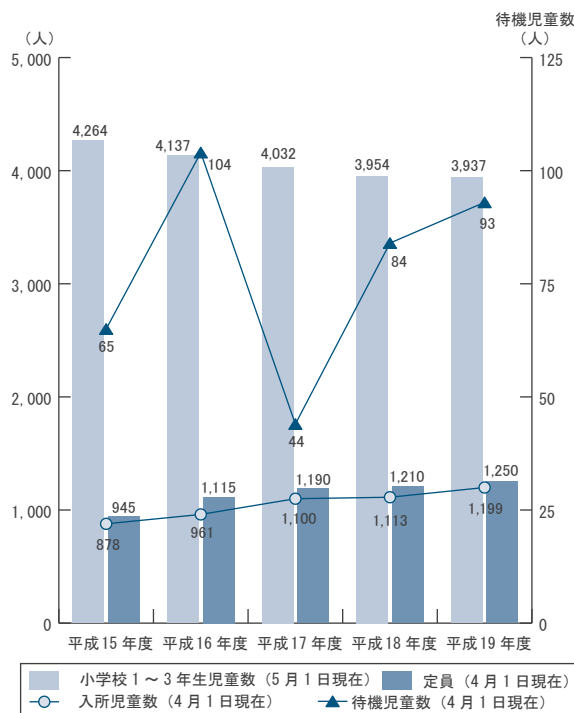
事業計画

事業名	事業概要
次世代育成支援地域行動計画の策定	次世代育成支援対策の推進に関し必要な次世代育成支援地域行動計画の後期計画を策定する。
認可保育所の整備	保育所の増改築に合わせ、定員増と内容充実を図る。
学童保育所の整備	学校の余裕教室等を活用し、定員増を図る。
子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談に応じ、子どもと家庭に関する支援を行う。
育児支援ヘルパー事業	産前・産後等のほか、支援が必要な家庭に対し、家事援助サービスの提供を実施する。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者の短期就労や急な用事、出張、病気などにより、一時的に保育所や学童クラブなどへの送迎や子どもの預かりなどの相互援助活動を実施する。

保育所の入所者数と子どもの人口および人口比



学童保育所の入所者数と子どもの人口および人口比



第3 母子・父子福祉

現況と課題

母子・父子家庭では、子育てと仕事の両立や子育て自体への負担が大きく、精神的・経済的に不安定な状況も見られます。

本市では、子ども家庭支援センターを中心に、子育て、就労など様々な相談に応じるほか、ひとり親家庭に対して、経済的支援や福祉サービスを提供するなど、母子・父子家庭への支援に努めています。

引き続き、母子福祉資金や児童扶養手当、児童育成手当、医療費の助成など公的保障制度の活用促進などに取り組みながら、保育所や学童保育所などへの優先入所など母親や父親が安心して働ける環境づくりなどを進める必要があります。

基本方針

母子・父子家庭の生活の安定と自立を促進するために、経済面と相談等の精神面の支援体制の充実を図ります。

施策体系

母子・父子福祉	(1) 自立への支援
	(2) 相談・連携体制の充実

基本施策

(1) 自立への支援

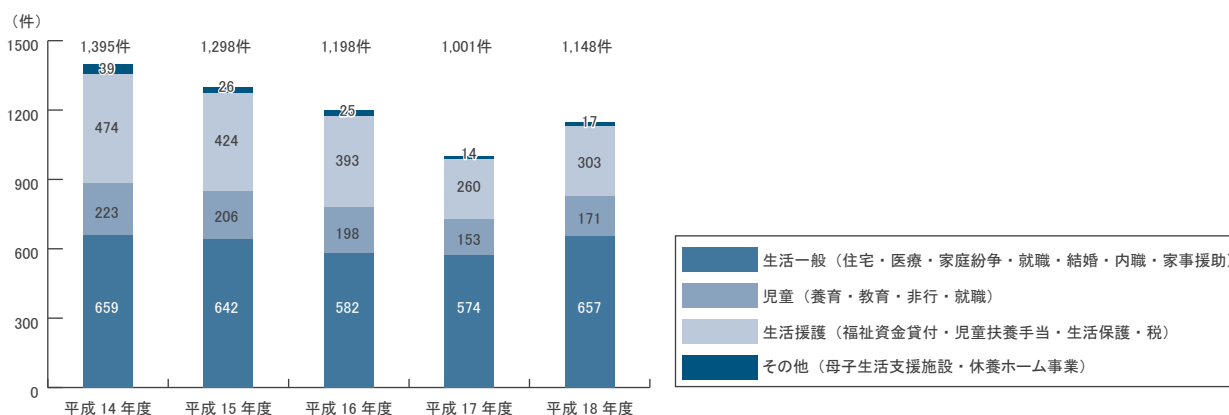
- ① 児童扶養手当、医療費の助成および母子福祉資金の貸付など公的保障制度の周知・活用を促進し、母子・父子家庭の経済的安定を支援します。
- ② 母親や父親が安心して働けるよう、保育所や学童保育所の充実を図ります。
- ③ 疾病や仕事などの理由で、日常生活に支障が生じている母子・父子家庭に対し、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを実施します。

- ④ 緊急に保護を要する母子を一時的に施設に入所させ、必要な保護と相談、指導を行います。
- ⑤ 母子家庭が自立し安定した生活を築くため、東京都、ハローワーク青梅等と連携しながら、就業できるよう支援します。また、就業する際に必要な教育訓練の受講を支援します。

(2) 相談・連携体制の充実

- ① 相談窓口の充実、母子自立支援員、婦人相談員や民生委員・児童委員などによる相談活動を促進し、母子・父子家庭の不安の解消に努めます。

母子自立支援員の年間相談件数



第4 障害者（児）福祉

現況と課題

平成 19(2007)年 3月 31日現在、市内の身体障害者手帳所持者は 3,978 人、愛の手帳所持者は 684 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は、668 人です。

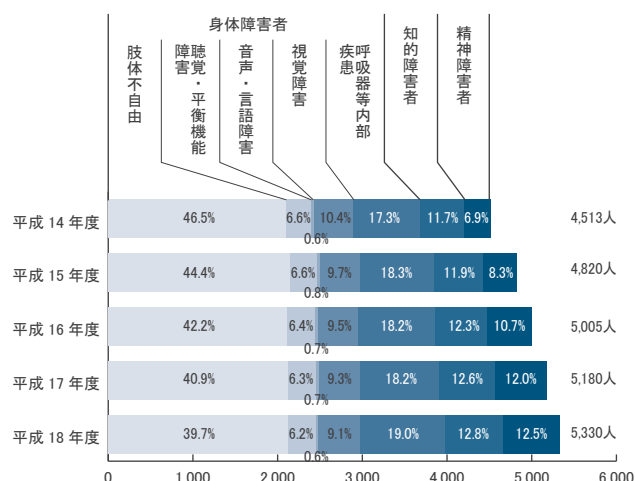
本市では、「青梅市自立センター」や「青梅市しろまえ児童学園」を設置し、心身に障害がある人の就労、生活指導と、心身障害児の保育、訓練、指導を行ってきました。

また、「青梅市障害者計画」「青梅市障害福祉計画」を策定し、障害者が生き生きと暮らせる生活環境の整備を図るとともに、居宅介護（ホームヘルプ）サービスをはじめとする様々な障害福祉サービスの提供体制の整備や授産・更生施設の利用者への援助など、自立への支援、就労の場の確保、経済的支援などに努めています。

さらに、市内では、障害者の生活の質の向上に向けて、障害者団体やボランティア団体などを中心に、スポーツ大会やレクリエーション活動などが活発に行われています。

国は、平成 18(2006)年に「障害者自立支援法」を施行し、障害福祉サービスの再編が行われることとなりました。障害者（児）福祉の事業形態が大きく変化する中で、障害者の自立に向けた取組が求められるとともに、制度の移行に向けた体制整備と対応などが課題となっています。

障害者数とその構成割合



基本方針

ノーマライゼーション^(注)と自己決定の理念のもとに、市民の理解と地域での支え合いの促進、障害者の自立と社会活動への参画の支援などを図るとともに、在宅福祉・保健医療サービスの充実や利用者保護の体制づくりを進め、住み慣れた地域で障害者が自立し、誇りを持って健やかに生活できるまちづくりを進めます。

注) ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、その尊厳と権利において平等であり、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指すこと。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成 18 年度末)	目標 (平成 24 年度末)
公共施設等における身障者用トイレの設置数	88 箇所	増加

※ この指標はバリアフリーの一例として、障害者が安心して外出できるまちづくりを進めるため、公共施設等における身障者用トイレの設置箇所数を示す指標です。

施策体系

障害者（児）福祉	(1) 計画の推進・策定
	(2) 障害者の視点に立ったサービスの確立
	(3) 自立生活の支援
	(4) 社会参加の促進

基本施策

(1) 計画の推進・策定

- ① 「青梅市障害者計画」「青梅市障害福祉計画」にもとづき、保健・医療、福祉・介護、教育などが連携し、障害福祉サービスの最適な実施を推進するとともに、「青梅市障害福祉計画」に掲げた障害福祉サービスの見込み量の確保に向けた施策を行います。また、次期の計画を策定します。
- ② 地域や学校行事等を通じた障害のある人となない人の交流活動、福祉ボランティア活動の充実や広報・啓発活動などにより、ノーマライゼーション理念の理解を深め、「心のバリアフリー」を促進します。

(2) 障害者の視点に立ったサービスの確立

- ① 「障害者自立支援法」の施行に伴う、制度内容の周知・普及を図るとともに、対象とする障害福祉サービスの充実、調整および相談支援体制の整備と強化などを図ります。
- ② 精神障害者の退院促進事業に対応するため、相談支援体制の強化を図ります。
- ③ 障害者（児）が自立した日常生活を送れるよう、相談支援や情報提供を行なうとともに、補装具費、日常生活用具費、医療費の給付、住宅設備改善費の支給、公共料金等の減免の証明など、経済的負担の軽減を図ります。
- ④ 「バリアフリー新法」の基本方針にもとづく基本構想を策定し、駅やその周辺などの道路等のバリアフリー化を進めます。
- ⑤ 段差の少ない歩道、スロープ、障害者用トイレの整備など、障害者が利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、民間施設への普及を図り、人にやさしいまちづくりを促進します。
- ⑥ SPコード等の情報媒体の普及、障害者（児）が地域で生き生きと暮らし続けるための情報提供、相談活動を推進し、自立と社会参加を支援します。
- ⑦ 就学相談の充実など、障害児の実態に応じた保育・教育が受けられる体制づくりを進めます。また、特別支援教育の円滑な実施を図るため、教育、保健・医療、福祉、労働等との連携による支援体制の構築を進めます。

- ⑧ 災害時や急病時に緊急対応が必要な障害者（児）を把握できるよう、民生委員・児童委員などとの連携強化や緊急通報システムの普及、災害時の安否確認体制づくりなどに努めます。
- ⑨ 乳幼児健康診査、健康相談や妊婦への保健指導などを通じ、障害の発生予防と早期発見に努めます。

(3) 自立生活の支援

- ① 障害者の適性と能力に応じて働けるよう、自立センターや民間事業所などの福祉的就労の場の維持・充実を図るとともに、既存施設を活用した相談・情報の授受、就労支援の場の整備を検討します。また、自立センターの「障害者自立支援法」にもとづく新サービス体系への対応については、サービスの提供が確保できるよう体制の整備を行います。
- ② 地域活動支援センターの運営など、地域生活支援事業の充実・強化に努めます。
- ③ 障害者の権利擁護、障害福祉サービスの適正な利用などを保障する地域福祉権利擁護事業の促進と成年後見制度の周知を図ります。
- ④ 創作活動や自立支援活動等を行う障害者団体の地域社会への参加と自立を促進します。
- ⑤ 精神保健事業の整備・強化の促進を図ります。

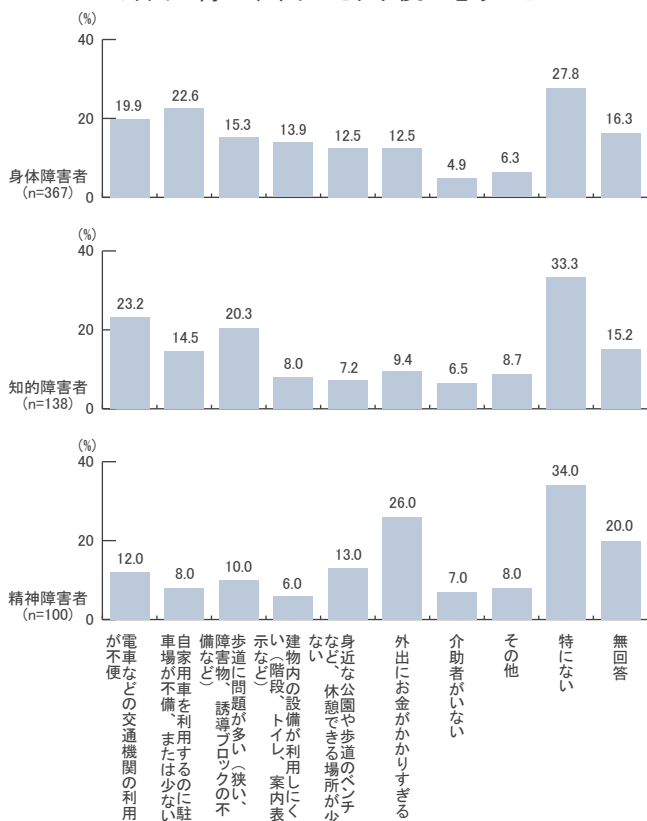
(4) 社会参加の促進

- ① 障害者（児）が希望する文化・スポーツ・レクリエーションなどの多様な活動に参加できるよう、「福祉まつり」などのイベント情報の提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保などに努め、地域住民との交流活動の活性化を図ります。
- ② 福祉バスの運行と福祉有償運送事業者への支援、またガイドヘルパーの派遣等を行う移動支援事業、公共交通機関の割引制度の周知・普及など、障害者（児）が外出しやすいまちづくりを推進します。
- ③ 福祉のまちづくりの推進と、地域住民等の意識の醸成を図るための普及活動の一環として、関係団体と協力して「福祉マップ」を改訂します。

事業計画

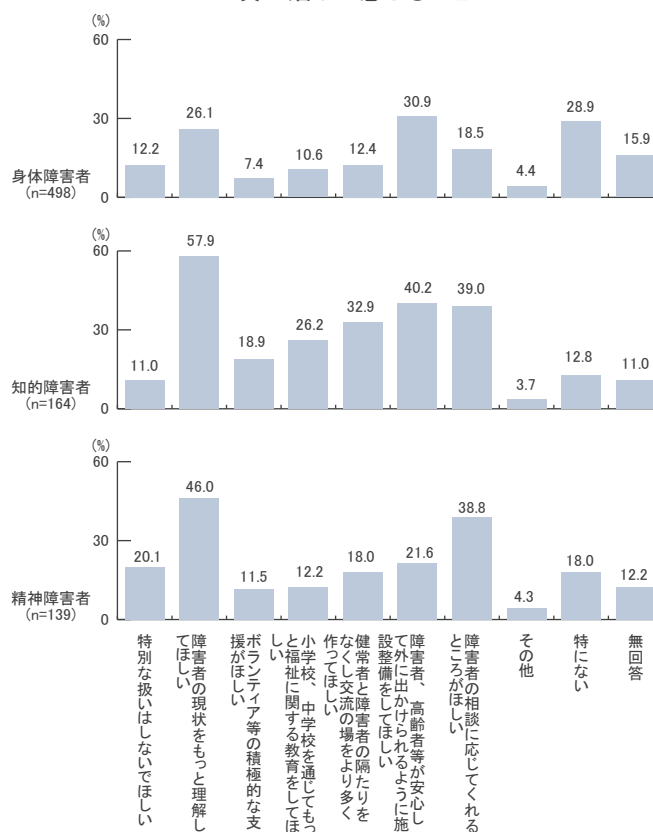
事業名	事業概要
障害者計画の策定	障害のある人のための施策に関する基本的な計画として、次期の計画を策定する。
障害福祉計画の策定	障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事業計画を策定する。
障害者就労支援センター事業	障害のある人の就労に関すること全般を支援する拠点として、設置、運営を実施する。
バリアフリー基本構想の策定	第3章 第2節「第1 地域福祉」を参照
福祉マップの改訂版の作成	第3章 第2節「第1 地域福祉」を参照
特別支援教育の充実	第2章 第1節「第2 学校教育」を参照

外出の際に、困ったり不便に思うこと



注：平成18年9月実施の市民アンケート結果から

日頃生活して感じる事



注：平成18年9月実施の市民アンケート結果から

第5 高齢者福祉

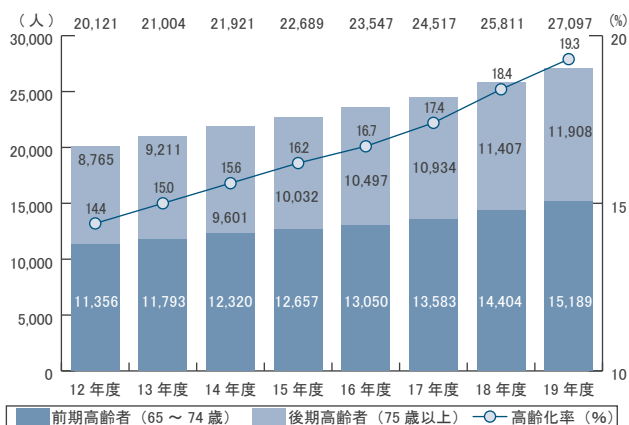
現況と課題

現在、本市の高齢化率は19.3%（平成19(2007)年10月1日現在）で、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増えています。

平成19(2007)年度当初において、市内には55の高齢者クラブがあり、健康づくりや交流活動、ボランティア活動などを展開するほか、老壮大学を開校し、高齢者の学習機会の提供を図っています。また、シルバー人材センターを通じて、高齢者の能力や経験を生かした就業の促進に努めるとともに、高齢者の自立した生活を支援するため、介護予防通所支援事業や配食サービスなどの介護予防・生活支援事業を推進しています。このほか介護保険サービスにおいては、市内に31か所の介護保険施設があり、都内においても重要な役割を担っています。また、介護保険制度の改正を受け、平成18(2006)年からは、高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応するため、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域包括支援センターを設置しました。

団塊の世代の大量退職など、高齢者人口の増加によりますます高齢化が進む中で、高齢者が地域で誇りを持って生き生きと、安心して暮らせるよう、「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」にもとづき、高齢者の社会参加活動の促進、介護予防・生活支援事業や介護保険サービスの充実を図る必要があります。また、高齢者の権利擁護や虐待などへの対応も求められています。

高齢者人口推移と高齢化率



基本方針

高齢者が地域社会の一員として、誇りと生きがいを持ち、安心して元気に暮らせるよう、健康づくりや就労、生涯学習、社会参加活動などの取組を促進しながら、福祉・介護保険サービスの充実を図ります。

まちづくりの指標

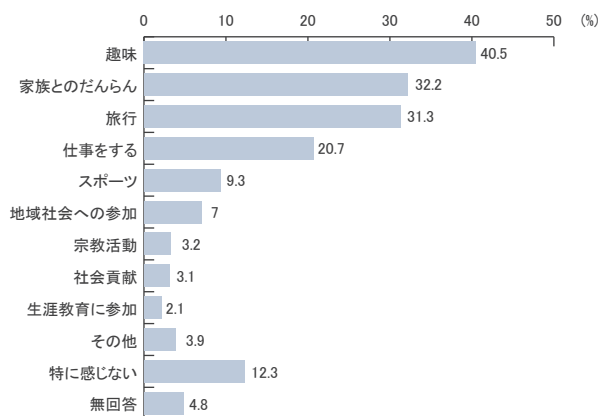
指標名	現状 (平成16年度)	目標 (平成24年度)
健康に暮らしている高齢者の割合	50.7%	増加

※ この指標は、健康に暮らしている高齢者の割合です。社会参加活動の促進や介護予防・生活支援サービスなどの充実を図ることで、健康高齢者の割合の増加に努めようとするものです。現状の値は、平成16(2004)年度の高齢者等実態調査結果の値です。

施策体系

高齢者福祉	(1) 社会参加活動の促進
	(2) 介護予防・生活支援サービスの充実
	(3) 高齢者福祉サービスの充実

生きがいを感じる時（アンケート結果）



基本施策

(1) 社会参加活動の促進

- ① 高齢者クラブや高齢者グループへの支援を図りながら、ボランティア活動や世代間交流、地域コミュニティ活動など、高齢者の地域活動を促進します。
- ② 高齢者が培ってきた貴重な技能や知識を生かし、社会の中で活動し続ける元気な高齢者の支援を行うため、シルバー人材センターによる就業機会の確保や、退職した高齢者の人材活用などを進め、高齢者の働く場や機会の拡充に努めます。
- ③ 高齢者の地域での活動拠点として、市民センターや老人センター、地域保健福祉センターなどの活用を図ります。
- ④ 学習活動、軽スポーツやレクリエーション活動、文化活動など、高齢者の多様な生涯学習活動を促進するとともに、生活文化や地域文化の継承など、高齢者の豊富な経験が生かせる場や機会の拡充に努めます。
- ⑤ 優れた技能、知識、経験等を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動の講師や指導者として推薦します。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

- ① 高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的、継続的に調整するとともに、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスについて、様々な形で利用者や事業者への支援を行います。
- ② ひとり暮らし高齢者の安否確認や緊急時対応のための緊急通報システム、火災安全システムの普及などを図ります。また、災害時における高齢者の安否確認体制づくりを進めます。

- ③ 生活機能が低下し、要支援、要介護となるおそれがある高齢者（特定高齢者）が、主体的・継続的に筋力向上トレーニングや介護予防栄養改善、介護予防通所支援などに取り組むことで、介護予防を促進します。また、元気な高齢者の健康づくりを支援する、高齢者クラブ健康づくりモデル事業や介護予防普及啓発事業など、一般高齢者向けの介護予防事業も進めてまいります。
- ④ 配食サービス、住宅改造費の助成、紙おむつ等の給付などにより、高齢者の在宅生活の維持・継続に努めます。
- ⑤ 家族介護者への支援の充実に努めます。
- ⑥ 在宅の要介護高齢者およびその介護者に対して、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、そのニーズに対応した適切な保健、医療、福祉サービスが受けられるように関係機関との連絡調整を行います。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

- ① 介護を必要とする人が、住み慣れた家庭や地域のなかで安心して必要なサービスが受けられるよう、「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」にもとづき、保健・医療・福祉・介護の連携を図りながら、介護保険サービスの円滑な実施を推進します。
- ② 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会などを通じた虐待への取組や市役所窓口でのサービス向上、相談体制の充実、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知・普及などを図り、苦情処理や利用手続きの援助など、利用者の保護・権利擁護への対応と介護保険サービスの利用を促進します。

事業計画

事業名	事業概要
高齢者保健福祉計画の策定	介護保険運営委員会において、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を策定する。
介護保険事業計画の策定	第3章 第3節「第1 社会保障」を参照

第6 生活保護

現況と課題

平成 18(2006) 年度の市内における生活保護の被保護世帯数は 985 世帯、保護人員は 1,361 人で、高齢化等の影響により、単身高齢世帯を中心に年々増加しており、民生委員・児童委員などの協力も得ながら、相談業務や支援などを行っています。

近年の被保護世帯は、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、虐待、多重債務、ホームレスなど多様な問題を抱えている場合が多く見られ、その実態と要望を的確に把握しながら、相談や支援活動を進めていく必要があります。また、被保護者に対する就労支援などの自立に向けた様々な取組が求められてきています。

基本方針

生活保護の適正実施と実施体制の充実に努め、生活保護を必要とする世帯の生活の安定と自立を図ります。

施策体系

生活保護	(1) 適正実施と実施体制の充実
	(2) 生活自立への支援

基本施策

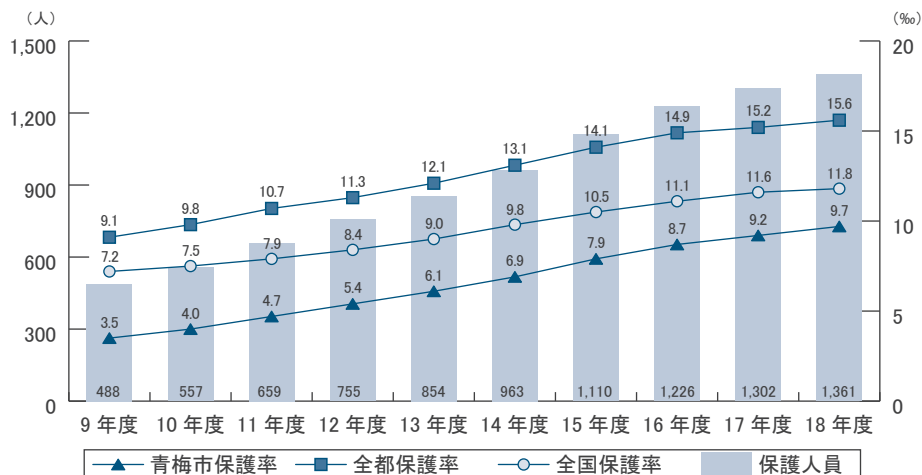
(1) 適正実施と実施体制の充実

- ① 援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。
- ② 実施体制を強化し、各種福祉施策などの活用や相談体制の充実を図ります。

(2) 生活自立への支援

- ① 地域雇用問題連絡会議等を通じて、ハローワーク青梅と連絡調整等に努め、情報提供の充実を図ります。
- ② 生活保護受給者等就労支援事業の実施により、就労支援の充実を図ります。
- ③ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などとの連携を強化し、生活自立への支援を充実します。

生活保護 被保護人員・保護率(国・都・市の比較)



第3節 社会保障の充実

第1 社会保障

現況と課題

社会保障制度は、国民の「安心」と生活の「安定」を支えるセーフティネットですが、少子・高齢化の進展に伴い、各制度の改革が課題です。

国民健康保険は、昭和35(1960)年に発足して以来、医療保険の柱として、国民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきました。

平成18(2006)年度の加入世帯数は26,529世帯、49,444人(加入率35.2%)、老人保健医療給付対象者数は9,200人(国保における老人加入率18.6%)ですが、他の医療保険等の加入者を除くすべての市民を対象とするため、運営基盤がぜい弱で、保険運営の安定化が常に課題です。

今後は、国保運営の広域化を図るなど都道府県により積極的な役割とともに国保税の滞納問題の解消による負担の公平感確保が求められます。

老人保健医療は、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」と改正され、平成20(2008)年4月に制度が大きく変更となります。今後は、75歳(障害認定65歳)以上を対象に東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療給付等を行います。

介護保険は、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12(2000)年からスタートし、老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護体制を、多様なサービス事業者から利用者の選択による介護サービスを受けられる、新しい社会支援システムとして形成されました。平成18(2006)年4月には、介護予防重視の視点にたった大幅な制度見直しが行われました。国や都の動向を見据えながら、今後とも、将来にわたり高齢者が元気で安心して生活ができる制度として継続していきます。

なお、市内には、介護保険施設が31か所あるほか、NPOを含む民間事業者など、多くの居宅サービス事業

者が事業を展開し、サービス提供体制は充実しているものの、今後の課題として、介護保険制度の周知と理解のもとに、公正・公平な要介護認定の継続とサービス提供の充実、サービスの利用促進、苦情・相談体制など利用者保護の充実、介護予防の充実などによる保険財政の健全運営などが挙げられます。

国民年金は、昭和61(1986)年に新制度として再出発し、全国民共通の基礎年金の導入など、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしています。しかし、少子高齢化が進み、受給世代の増大と現役世代の負担が大きくなるとなり、平成16(2004)年にマクロ経済スライド制が導入されるなど、給付と負担の見直しがなされました。また、社会保険庁改革により、平成22(2010)年1月には、社会保険庁を廃止して日本年金機構という新しい公法人の設立が予定されています。なお、平成19(2007)年10月に、西多摩地域の各市町村を管轄とする、青梅社会保険事務所が新設されました。

基本方針

国民健康保険については、適正な保険税の賦課と収納率の向上を図るとともに、資格・受診の適正化の促進や特定健康診査・特定保健指導の徹底による医療費の抑制に努め、健全で円滑な運営を目指します。

後期高齢者医療については、広域連合と連携し、制度の周知と収納率の向上などを図るとともに、適正な運営に努めます。

介護保険については、介護予防事業の重点的な実施とともに、老後の介護の不安の解消と家族の介護負担の軽減に向け、介護を社会全体で支えるため、事業を推進します。

国民年金については、市民への啓発を推進するとともに、青梅社会保険事務所等関係機関との緊密な連携に努めます。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成16年度)	目標 (平成24年度)
要介護認定結果に納得している在宅の要介護認定者の割合	81.1%	増加

※ この指標は、要介護認定の結果に納得している在宅の要介護認定者の割合です。介護保険制度の周知と理解を図るとともに、訪問調査・要介護認定の公正・公平性を確保することで、その結果に納得する人の割合の増加に努めようとするものです。
現状の値は、平成16(2004)年度の高齢者等実態調査結果の値です。

施策体系

社会保障	(1) 国民健康保険
	(2) 後期高齢者医療
	(3) 介護保険
	(4) 国民年金

基本施策

(1) 国民健康保険

- ① 「広報おうめ」やパンフレット、ホームページなどを有効に活用し、国民健康保険制度についてわかりやすく市民へ周知します。
- ② 適正な国民健康保険税の賦課を図りながら、口座振替の促進や、徴収体制の強化を図り、滞納者に対する滞納整理を推進し、収納率の向上を図ります。
- ③ 医療費通知やレセプト点検の強化、広報活動による医療費についての意識啓発、被保険者の資格(変更の届出)・受診の適正化を促進します。
- ④ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した、特定健康診査、特定保健指導については、国民健康保険事業者として被保険者を対象に実施し、健診の事後指導である特定保健指導事業により、生活習慣の改善を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療を促進します。

(2) 後期高齢者医療

- ① 平成20(2008)年4月から開始される後期高齢者医療制度については、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な事務処理を行っていきます。
- ② 「広報おうめ」やパンフレット、ホームページなどを有効に活用し、後期高齢者医療制度について市民に周知するとともに、収納率の向上を図ります。
- ③ 特定健康診査に準じた健診を実施し、生活習慣病等の早期発見、早期治療に努めます。

(3) 介護保険

- ① 「広報おうめ」やパンフレット、ホームページなどを有効に活用し、介護保険制度についてわかりやすく市民へ周知します。
- ② 介護保険料の適正な賦課を図りながら、口座振替の促進や、徴収体制の強化を図るなど、滞納整理を推進し、収納率の向上を図ります。
- ③ 相談機能を高めるとともに、要介護認定の公正・公平性を確保するため、訪問調査等の適正実施と個人情報保護に努めます。
- ④ 介護保険事務の効率化を図るとともに、生活習慣病の予防、寝たきりや認知症などの介護予防の取組、保健・医療との連携などにより、介護保険財政の健全運営に努めます。
- ⑤ 介護サービスの利用や実績を踏まえ、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、サービスの向上と介護保険制度の充実を図ります。
- ⑥ 地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)などの支援を行います。
- ⑦ 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知・普及など、サービス利用者の保護に努めます。
- ⑧ 青梅市と介護サービス事業者間およびサービス事業者相互で定期的な情報交換と連絡協議を行います。
- ⑨ 地域包括支援センターの円滑かつ適切な運営と相談体制の強化を図りながら、地域密着型サービスの充実に努めます。
- ⑩ 介護サービス事業所の適正な運営の支援を行います。

(4) 国民年金

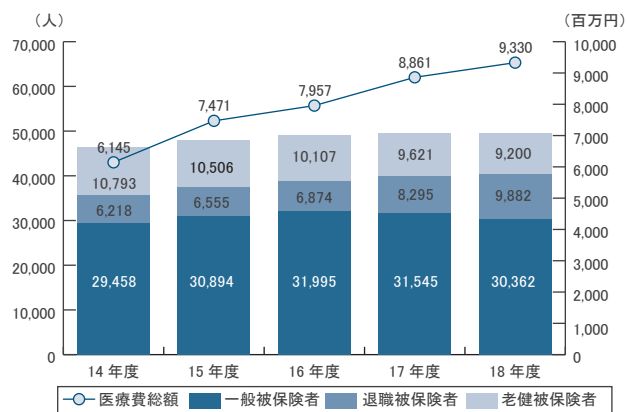
- ① 国民年金制度が「世代間扶養」の仕組みであること
の理解と関心を高め、すべての市民が年金を受けら

れるよう、関係機関と連携して、国民年金制度の意義や役割についての情報提供等の充実を図ります。

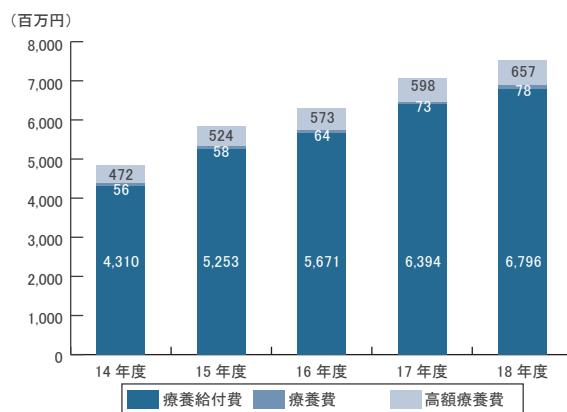
事業計画

事業名	事業概要
特定健康診査および特定保健指導の実施	生活習慣病予防の徹底を図るため、医療保険者として健診・保健指導を実施する。
介護保険事業計画の策定	介護保険運営委員会において、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を策定する。

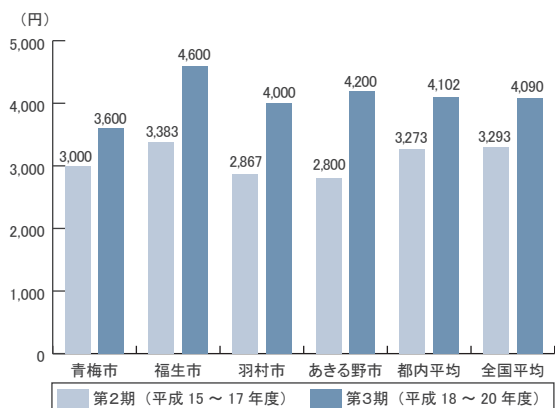
国民健康保険加入者と医療費総額の推移



国民健康保険医療給付費の推移

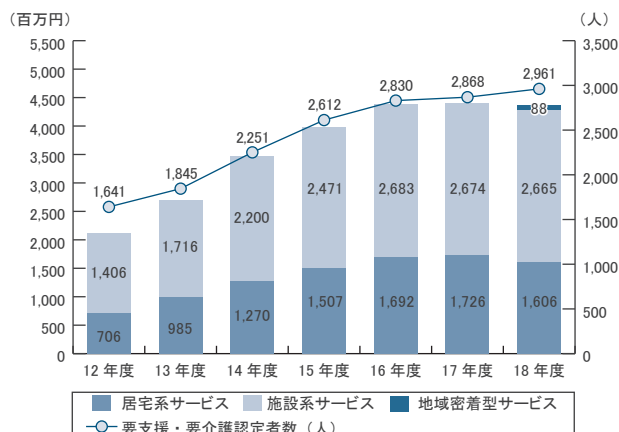


介護保険料(平均基準月額)の比較



注：都内平均および全国平均額は65歳以上人口による加重平均したもの

介護給付費と認定者数の推移





後期基本計画

平成 20（2008）年度～平成 24（2012）年度



第 2 部 各 論

第 4 章

活
気
に
満
ち
た

元
気
な
街

第1節 都市核の形成

第1 市街地整備

現況と課題

本市は、古くから青梅駅周辺を中心に市街地が発達し、歴史を感じさせる街並みが残されています。また、市域の東部は、土地区画整理事業の実施により良好な新市街地の拡大が図られ、東青梅駅周辺に行政機能、河辺駅周辺には商業、医療等の集積が進んでいます。

この青梅・東青梅・河辺駅周辺の中心市街地は、市民生活のあらゆる面で中心的役割を担い、市民の豊かな生活を育んできました。

しかし、こうした「まちの顔」ともいべき市街地も、車社会の進展など時代潮流の急速な進行によって、その姿は大きく変化してきました。本市においても、市街地中心部における商業機能の充実強化や居住促進が課題となっています。

また、青梅市全体の持続的な活性化を図る視点も重要であり、青梅インターチェンジ周辺地区や採石場跡地の有効活用、過疎化が進む山間地域の活性化も課題となっています。特に、青梅インターチェンジ周辺地区は、圏央道が中央自動車道と接続したことから、その利便性を生かした有効的な土地利用の誘導が課題となっています。

なお、本市は、国の首都圏整備計画では「業務核都市」、東京都の「東京構想 2000」においては「核都市」に位置付けられています。都市機能を集積し、魅力ある市街地を形成するとともに、豊富な自然を積極的に活用し、多摩西部地域のみならず近接する業務核都市との連携などを通じて周辺地域の拠点都市として求心力を高めていく必要があります。

基本方針

魅力とにぎわいのある中心市街地の形成に向け、業務、商業、文化、医療など、都市機能の集積を図ります。

また、既成市街地間で、人口や産業など各種都市機能の適切なバランスがとれるよう計画的な土地利用を促進し、快適な居住空間の創造に努め、良好な市街地の形成を推進していきます。

施策体系

市街地整備	(1) 中心市街地の整備
	(2) 計画的な土地利用の促進
	(3) 快適な街並みの形成

基本施策

(1) 中心市街地の整備

- ① 歴史的街並みと一体的に景観の形成を図る必要がある青梅駅周辺景観形成地区では、景観形成計画にもとづき、道路等公共施設の整備を進めます。
- ② 「シビックコア地区整備計画」の策定を推進し、東青梅駅南口地区へ行政サービス機能の集積を目指します。
また、東青梅駅北口整備については、利用者にやさしい駅前空間整備を推進します。

(2) 計画的な土地利用の促進



- ① 都市計画の目標および理念、土地利用の方針、全体構想と地域別構想を定める「青梅市都市計画マスタープラン」を、各地域の実情や経年変化にもとづく見直しを進め、計画的な市街地の整備や土地利用の推進を図ります。
- ② 青梅の特性を生かした広域的な機能の集積を図り、業務核都市にふさわしいまちづくりを進めます。

- ③ 「青梅市都市計画マスタープラン」に位置付けられた良好な居住環境や市街地景観の創出に向けて用途地域等の見直しを進めます。
- ④ 青梅インターチェンジ周辺地区については、立地特性を生かし、農業環境との調和を図りつつ都市的土地利用の誘導を進めます。権利者の意向に配慮しながら、広域物流拠点の誘致や農地の集約化など事業化に向けて、地元組織等との連携や調整を図っていきます。

(3) 快適な街並みの形成

- ① 地震に強いまちづくりを目指して狭あい道路の整備、生け垣の助成など、災害に強い街づくりを促進します。また、大震災の教訓を踏まえ、防災・都市対策の基礎資料として地籍データを整備するため地籍調査を進めます。
- ② 駅舎や公共施設は、特に景観やバリアフリーへの配慮を求めるとともに、駅周辺の電線類について地中化を推進します。また国道、都道についても、電線類地中化の早期事業着手、早期完成を要請していきます。

事業計画

事業名	事業概要
シビックコア地区整備計画策定事業 	整備計画の策定等
東青梅駅北口整備事業 	駅前広場を中心とした公共施設等の整備
都市計画マスタープランの変更	都市計画マスタープランの一部見直しの作成 都市計画マスタープラン変更素案作成
青梅インターチェンジ周辺整備事業 	事業調査設計 青3・4・13号青梅東端線整備
地籍調査事業	都市再生地籍調査事業 ・街区調査 2.12 km ² 一筆地調査 0.41 km ²
道路修景事業 	第1章 第2節「第1 都市景観」を参照

第2節 地域基盤の整備

第1 道路網

現況と課題

市民の通勤、買物、レクリエーションなど日常生活において、交通手段に自動車を使用する割合は高く、暮らしの向上に対応する道づくりへの関心が依然として高い状態にあります。

また、市民や企業の活動範囲の広域化に対応した全国的・広域的交通体系の整備が求められており、本市が業務核都市として成長・発展していくためには、長期的な展望に立って、都市活動の基盤となる幹線道路網の整備、充実を図ることが不可欠です。

首都圏の核となる都市の育成などを目的に整備が進められている圏央道は、関越自動車道（鶴ヶ島ジャンクション）から青梅インターチェンジを経て中央自動車道（八王子ジャンクション）までが開通し、さらには東名高速との接続に向けて工事が進められています。

また、本市の広域道路網は、都心方向と奥多摩町・山梨方面とを結ぶ国道411号や主要地方道5号（青梅街道）、主要地方道45号（吉野街道）が、東西軸となっています。

一方、南北軸は、交通量の増大に十分対応しきれず、東部の土地区画整理事業完了地区では整備されているものの、その他の地区では狭あい部分が残されています。

このため、市内における南北道路軸の強化と東西道路軸の充実など幹線道路網の整備とともに、住民の生活道路となる市道の整備、高齢者や子どもなどが歩きやすい安全な道づくりなど、道路網の質的な向上が課題となっています。

基本方針

圏央道、国道、都道の整備促進により、新たな流動性が生まれるよう、有機的なネットワークの構築を推進します。

また、市民生活に直結した生活道路については、交通危険箇所の解消や歩行者の安全で快適な空間の確保など、人にやさしい道づくりを進め、市道網等の計画的な整備と道路環境の向上を図ります。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度末)	目標 (平成24年度末)
都市計画道路の進ちよく (計画総延長78,330m)	延長 57,608 m	延長 58,668 m
市道歩道設置・改良の進ちよく (総歩道路面延長73,840m)	延長 11,012 m	延長 14,092 m

※ 歩道設置・改良の路面延長については、道路のバリアフリー化を示す数値です。

なお、総歩道路面延長は歩道設置されている片側の路面をそれぞれ合算した延長（両側歩道設置の場合は市道延長の倍）となっています。

施策体系

道路網	(1) 幹線道路網の整備要請等
	(2) 都市計画道路の整備
	(3) 市道の整備
	(4) 道路の管理等

基本施策

(1) 幹線道路網の整備要請等

- ① 圏央道については、関係市町村との連携を図り、東名高速自動車道や東北自動車道までの整備促進を要請していきます。一般国道411号については大荷田橋、凱旋橋を含む友田町地区から駒木町地区の未整備箇所や二俣尾4丁目から5丁目間のカーブが連続する危険箇所等の拡幅整備を要請していきます。
- ② 主要地方道5号（青梅街道）以西（滝ノ上～裏宿）の整備については、早期完成に向け、積極的に都に協力していきます。また、交差点改良工事の未整備箇所について引き続き要請していきます。青梅インターチェンジへのアクセス道路として期待される都市計画道路3・4・13号青梅東端線（青梅街道～所沢青梅線）の整備および3・5・5号新奥多摩街道線（東青梅1丁目～勝沼1丁目）の拡幅促進については、引き続き要請していくとともに、有効な整備手法の調査、検討を行っていきます。また、主要地方道31号（秋川街道）、45号（吉野街道）、28号（小曾木街道）、28号・53号（成木街道）、63号（豊岡街道、三小・三中前）の拡幅整備、一般都道193号下畑軍畑線（平溝川大橋～青梅街道）、201号十里木御嶽停車場線（御岳2丁目大鳥居～滝本駅）、184号奥多摩あきる野線・238号大久野青梅線、194号成木河辺線等の改修整備を引き続き要請していきます。さらに、東西幹線道路の整備促進を図るため、多摩新宿線についても早期具体化を要請していきます。

(2) 都市計画道路の整備

- ① 都市計画道路については、「第3次事業化計画」にもとづき、3・5・24号根ヶ布長淵線、3・5・26号永山グランド線など、課題となっている南北方向の交通を円滑化する路線について重点的に整備を推進します。また、3・4・18号線、3・4・13号線、3・5・12号線についても順次整備していきます。

(3) 市道の整備

- ① 幹線道路、生活道路については、市道整備基準にもとづき交通量や地域性を考慮しながら、交通・防災面での安全確保や利用度の高い道路を優先し、狭あい部分の拡幅整備や舗装の打替え等の整備を計画的に進めます。
- ② 道路拡幅等に伴う橋りょうの架替えや計画的な補修、バリアフリー化に向けた歩道の改良を進めます。

(4) 道路の管理等

- ① 台帳管理システムの整備を図り、市内道路網の適正な管理に努めます。また、建築基準法による敷地境界の後退により拡幅された敷地の道路整備についても取り組んでいきます。

事業計画

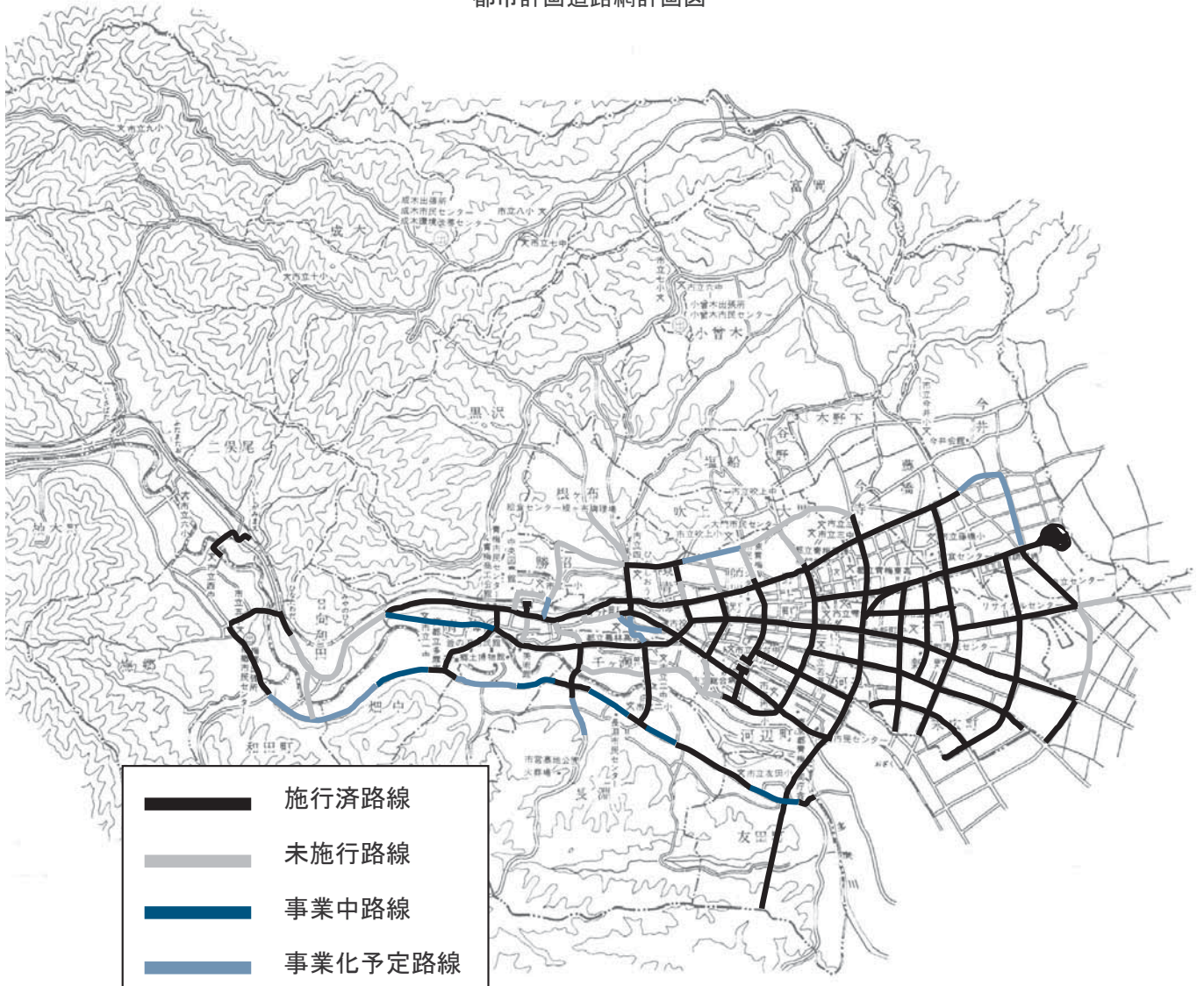
事業名	事業概要
幹線道路網の整備要請等	<p>整備要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道 411 号線の整備促進要望 ・主要地方道5号以西の整備協力、早期完成への要請 ・都市計画道路3・4・13号青梅東端線および都市計画道路3・5・5号新奥多摩街道線等の整備要請 ・多摩新宿線の早期具体化要請
都市計画道路の整備	都市計画道路3・5・24号 延長 330 m 幅員 12 m
	都市計画道路3・5・26号 延長 180 m 幅員 12 m
一般市道の整備	幹線道路改修舗装 延長 1,180 m 幅員 7.5 ~ 9m
	生活道路改修舗装 延長 1,434 m 幅員 4.6 ~ 5m
	南岸フットライン整備 線形検討
	橋りょう新設・架替え 架替え 3橋
	路面の改良工事 路面改良 延長 5,910 m
	歩道改良工事 設計委託・地質調査 延長 1,060 m

都市計画道路整備進捗状況および実施予定表

番号			路線名	既定計画		事業中路線	事業化 予定路線	進捗状況	
区分	規模	番号		幅員 (m)	延長 (m)			延長(m)	進捗率(%)
1	5	1の1	首都圏中央連絡道路	14	1,720			1,720	100
1	5	1の2	首都圏中央連絡道路	14	4,000			4,000	100
3	4	1	多摩川南岸線	16	7,600	2,268	2,020	3,312(4,372)	44(58)
3	3	2	武蔵野工業線	25	1,150			1,150	100
3	4	3	青梅福生線	16	1,300			1,300	100
3	4	4	新青梅街道線	20	10,080	1,305		7,010	70
3	5	5	新奥多摩街道線	15	3,060		450	2,250	74
3	4	6	東京街道線	16	2,760			2,760	100
3	5	7	東青梅駅前線	15	410			410	100
3	4	8	二本木青梅線	16	1,790			1,303	73
3	5	9	宮の前富士塚線	12	940			940	100
3	6	10	野上今井線	11.5	2,320			2,320	100
3	5	11	永山山麓線	12	500			0	0
3	5	12	青梅中央道線	12	6,980		510	6,480	93
3	4	13	青梅東端線	16	3,410		850	1,466	43
3	4	14	新町工業線	16	2,510			2,510	100
3	4	15	小作藤橋線	20	2,620			2,620	100
3	5	16	新町今寺線	12	1,070			1,070	100
3	4	17	小作新町線	20	1,560			1,560	100
3	4	18	環状2号線	16	4,940		720	3,060	62
3	4	19	環状1号線	16	4,380			2,270	52
3	4	20	河辺駅野上線	16	1,170			860	74
3	4	21	河辺駅南口線	16	340			340	100
3	5	22	河辺師岡線	12	1,410			850	60
3	5	23	六万城前線	12	630			630	100
3	5	24	根ヶ布長淵線	12	2,380		450	1,327	56
3	4	25	調布橋線	16	1,330		410	585	44
3	5	26	永山グランド線	12	180		180	0	0
3	3	27	青梅駅前線	25	320			65	20
3	5	28	万年橋線	12	830			830	100
3	5	29	和田線	12	450			0	0
3	4	30	神代橋線	16	600			600	100
3	4	31	永山北部線	16	880			0	0
3	4	32	永山南北線	16	700			0	0
7	6	1	今寺今井線	8	1,380			1,380	100
8	7	1	二俣尾梅郷線	3	630			630	100
合計					78,330	3,573	5,590	57,608 (58,668)	74 (75)

* 進捗状況は 18 年度末現在で、() は 24 年度末現在での予定

都市計画道路網計画図



(平成18年度末現在)

第2 公共交通

現況と課題

本市域にはJR青梅線が東西を走り、市内の10駅と隣接する小作駅を含めると、1日当たり約4万9千人（1日平均乗車人員）が利用しています。また、市内を運行する路線バスは、一部地域を除き概ね主要幹線道路と主要駅を網羅してネットワーク化されており、都営バスと民間事業者の3事業者により運行されています。

鉄道やバスは、通勤・通学・買物など、市民の日常生活になくてはならない交通手段であり、また、交通渋滞の解消や地球環境保全のための重要な役割を担っています。

しかし、本市の鉄道やバスの利用客数は、マイカーへの依存傾向が高い地域性などにより減少傾向にあります。

JR青梅線については、編成車両の増強等が図られていますが、なお一層の輸送力の増強や利便性の向上、バリアフリー等の駅舎・施設の改善が求められています。

また、バスについては、規制緩和などによりバス路線の減少なども心配されており、公共交通空白地帯の解消など、新たなバス交通網のあり方について検討を進めています。

公共交通機関は、高齢者、子ども、学生などにとって特に重要な交通手段であり、その利用促進と運行本数や路線の維持・充実などが求められます。

基本方針

鉄道輸送の利便性を高めるため、近隣自治体と連携し、東京直通の増発や、青梅線の輸送量増強につながる中央線の複々線化などを関係機関に要請するとともに、中心市街地のまちづくりに連携した施設の整備など駅周辺環境の向上に努めます。

バス交通については、生活に密着した環境にやさしい交通手段として、運行数や路線の維持・充実により市民の足の確保を図ります。また、公共交通全体のネットワーク化を進め、さらなる利便性の向上を目指します。

施策体系

公共交通	(1) 公共交通の維持・充実
	(2) バス交通の充実

青梅線駅別乗車人員の推移（1日平均）

（単位：人）

年度	小作駅	河辺駅	東青梅駅	青梅駅	宮ノ平駅	日向和田駅	石神前駅	二俣尾駅	軍畑駅	沢井駅	御嶽駅	計
14	18,061	13,407	6,818	7,651	588	960	306	553	233	300	617	49,494
15	18,006	13,442	6,852	7,723	586	964	303	550	248	309	603	49,586
16	18,002	13,276	6,784	7,721	585	937	299	552	256	307	593	49,312
17	18,070	13,040	6,635	7,732	568	959	307	520	244	298	591	48,964
18	18,228	13,089	6,686	7,641	573	972	312	526	258	297	589	49,171

※東日本旅客鉄道（株）八王子支社資料より

基本施策

(1) 公共交通の維持・充実

- ① JR青梅線の市民や観光客の利用を促進するとともに、関係市町村と連携し、利用者の安全確保、直通電車の増発、青梅駅以西の運行本数の拡充、分離運転の解消、東青梅・青梅間の複線化、ホームの改善、駅施設のバリアフリー化などを要請します。
- ② 多摩都市モノレール等の延伸について、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じて関係機関への要請に努めます。

- ③ 公共交通の効率的なネットワーク化など総合的な交通体系の整備に努め、電車・バス等の利用を促進します。

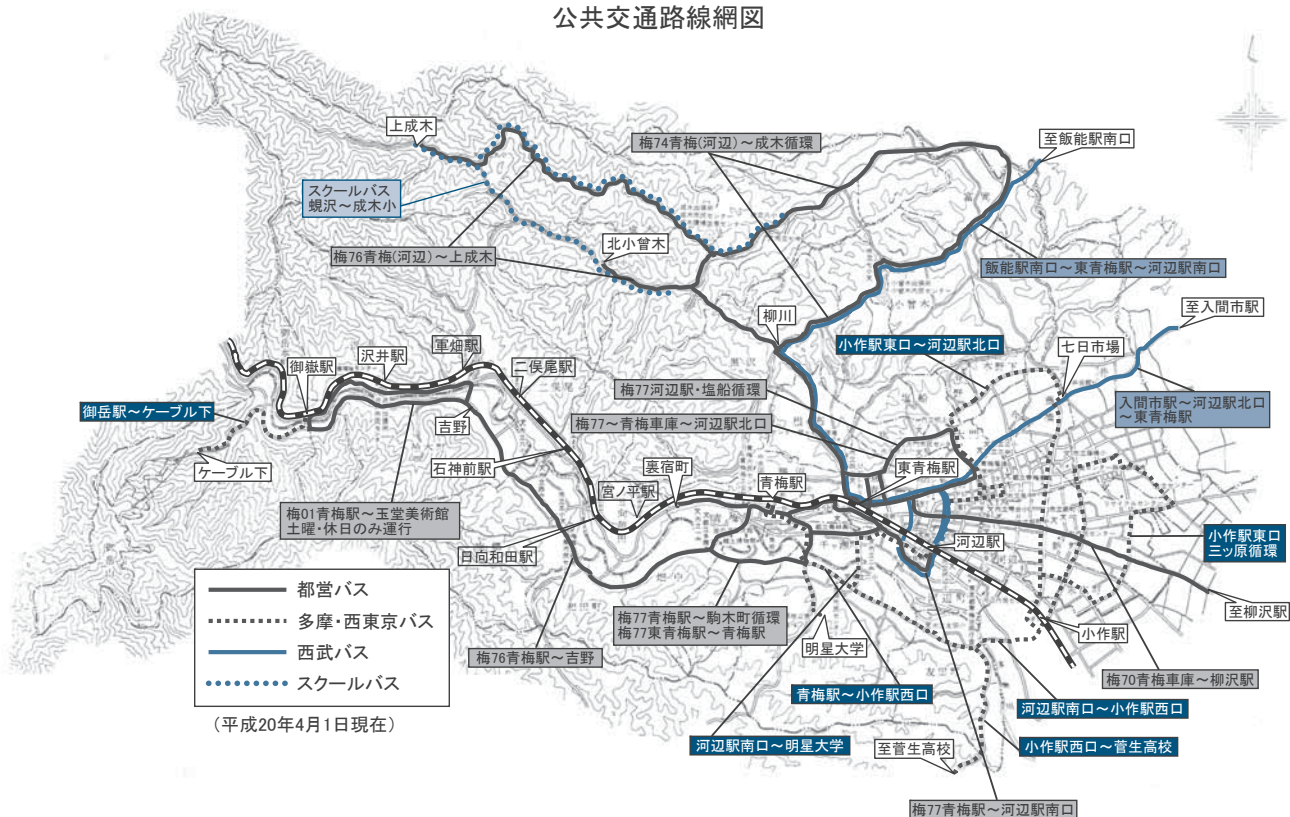
(2) バス交通の充実

- ① バスの利用促進に努めるとともに、路線や運行数の維持・充実を促進します。
- ② 観光地区内のパークアンドライドの導入、自転車利用の促進について検討し、車両集中による渋滞の解消や、バスなど公共交通機関の利用を促進します。

事業計画

事業名	事業概要
バス路線の維持	バス路線維持のための公共負担
交通体系整備プログラムの策定	総合的な交通体系確立のためのプログラム策定

公共交通路線網図



第3節 地域情報化の推進

第1 地域情報化

現況と課題

近年、急速に高度化する情報通信技術により、大量にそして高速に情報を処理することができるようになり、市内全域において、一度に大量の情報を高速に送受信できるブロードバンドサービスが民間事業者により提供されています。

また、本市では、ホームページによる情報提供の充実、IT講習会の開催、小・中学校への情報設備の充実に努めるとともに、施設予約システムによる社会教育施設のインターネット予約や図書館ネットワークシステムによるインターネットでの蔵書検索と予約を開始するなど、市民サービスの向上も図ってきました。

一方、最近になって情報通信技術にはさらに変化が起こっています。その変化は、ブログ等のインターネット上で積極的に個人が情報発信でき、また、議論の交流が行え、その情報を多くの利用者が効果的に共有できる仕組みの進歩です。これは、距離や時間の制約を乗り越えて人と人のつながりを実感できる豊かで多様なコミュニケーションを実現し、新しい付加価値を生み出すICT^(注)へと進化させています。

今後は、このICTを活用して地域の広がりのあるネットワークを築き、地域の中でコミュニケーションを活性化させ、本市と市民が協働で新たな付加価値を生み出す必要があります。

また、国が進めている、アナログ放送から地上デジタルテレビジョン放送への移行が順調に行われるように対応する必要があります。

注) ICT : Information and Communication Technology の略で、情報通信技術の意

基本方針

ホームページ、携帯電話などを通じて、行政情報を積極的に発信し、いつでも、どこでも、誰でも情報を確実かつ正確に入手できるように、行政運営の効率化を推進しながら環境を整備します。

また、市民が積極的に地域に参加できるよう促進し、さらに地域コミュニティを活性化させ、住みやすい地域づくりを推し進め、市民の意識とニーズ、地域社会の特性などを考慮した情報化社会を実現します。

施策体系

地域情報化	(1) 地域情報化の推進
-------	--------------

基本施策

(1) 地域情報化の推進

- ① 最新の行政情報を幅広く、また迅速に発信できるよう、ホームページ内容の充実を図ります。
- ② 防災行政無線やCATV、ホームページ、携帯電話の活用などにより、災害時の速やかな情報提供に努めます。
- ③ 公共施設の情報環境の整備を促進します。
- ④ 小・中学校における情報教育の充実やIT講習会への参加促進など、パソコン操作能力や情報収集・活用能力等、いわゆる情報リテラシーの向上を図るとともに、誰もが利用しやすい情報バリアフリー環境を整備します。
- ⑤ ホームページによる情報発信を促進し、農林業、工業、商業、サービス業、観光業などの活性化につなげます。
- ⑥ 地上デジタルテレビ放送や携帯電話などの情報通信基盤の市内における格差解消のため、関係機関へ働きかけます。

事業計画

事業名	事業概要
IT講習会の開催	第2章 第1節「第1 生涯学習」を参照
学校情報教育環境の充実	第2章 第1節「第2 学校教育」を参照

第4節 生産の振興

第1 農業・林業

現況と課題

都市化の進展に伴う農地の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足の中、輸入農畜産物による価格低下、BSE等の発生による風評被害は生産意欲の低下を招いており、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

農業・農地は安全で新鮮な農畜産物の供給だけでなく、緑地機能や防災機能など市民に潤いや安らぎを与える場としての役割も果たしています。

こうした中で、食の安全・安心、地産地消、環境に配慮した農業などに対する市民の関心も高まっており、市民生活に密着した農業が求められていることから、産業として活力と魅力ある農業を振興するとともに、農業・農地の持つ多面的機能を発揮し、良好な都市環境を保全する必要があります。さらには、安全で質の高い農畜産物の生産力強化と地産地消の流通体制の整備および優良な農地の確保・保全、多様な担い手の確保も課題になっています。

また、林業についても、木材価格の低迷や国内産の需要減、林業従事者の高齢化、後継者不足など、林業の採算性が低下している中で十分な森林施業管理が行われず、人工林の荒廃や放置林の拡大が危惧されています。

広葉樹化や間伐・枝打ちなど、東京都の花粉対策事業とも連携した適正な森林施業の推進のほか、間伐材の利用促進を図りながら森林の持つ多面的機能の発揮に向けた森林整備を図る必要があります。

基本方針

地域の実情に即した効率的・安定的な農業経営を目指す認定農業者を始め、農業の中核となる経営体を育成するとともに、安全で新鮮な農畜産物の地産地消を促進します。

また、自然環境や生活環境などに配慮しながら、農業・農地の持つ多面的機能を発揮するための諸施策を推進します。

さらに、林業については各種団体や関係機関との連携を図りながら、森林の保全対策や林業基盤の整備により、森林の多面的機能の発揮に向けた森林整備を推進します。

施策体系

農業・林業	(1) 安全で多彩な農業生産の推進
	(2) 広範な担い手の育成
	(3) 生産の基本となる農地の保全
	(4) 魅力ある地産地消の推進
	(5) 食育とふれあい農業の推進
	(6) 林業の振興

基本施策

(1) 安全で多彩な農業生産の推進

- ① 認定農業者を育成、拡大するために、制度普及、相談・研修活動および認定農業者の相互交流を推進します。
経営診断や家族経営協定締結支援、営農集団の施設化や近代化を支援するとともに、先進技術や優良種苗の導入を図ります。
- ② 営農形態に応じた経営体の支援を推進します。また、TOKYO-X、梅など既にブランドとなっている農畜産物の普及・拡大を図るとともに、地区特性を生かした新たな特産品、ブランド化の研究を進めます。
- ③ 環境保全型農業を推進するための地域循環システムづくりを進めるとともに、東京都特別栽培農産物認証制度やエコファーマーの普及を図り有機栽培・減農薬、減科学肥料栽培を推進します。市民が安心できる農産物を供給するために、トレーサビリティ^(注)の徹底を図ります。

注) トレーサビリティ：食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し食品とその情報とを追跡および遡及できるようにする仕組み

(2) 広範な担い手の育成

- ① 研修や農業経営者クラブとの交流により農業技術や経営の向上を進め、農業後継者の育成を図ります。
女性組織の活動を通して農業技術・経営技術の向上を図るとともに、未加入の女性農業者への啓発を進めます。
定年退職者も農業後継者と位置付け、既存制度の有効活用や交流などの支援を進めます。
援農による支援を進めるために、希望農家の把握や援農の仕組みを検討します。
- ② 農業関係団体および公益団体との連携を強化し、農家の支援を進めます。
- ③ 既存制度を有効に活用し、市民による援農ボランティアを育成するとともに、市民と農家を結ぶ仕組みづくりを進めます。農業研修や研修農地に協力する農家を把握し、新規就農者の育成に努めます。

(3) 生産の基本となる農地の保全

- ① 農地の肥培管理を進めるとともに、生産緑地のあり方について検討します。農業振興地域農用地区域は、認定農業者への集積や優良農地の集約化を検討します。
各地区の要望にもとづき、農道、用排水施設の整備、補修を図るとともに、獣害から農地を保全するための有効な対策を進めます。
- ② 市民の利用や市民との協働により、環境保全、レクリエーション、防災など多面的な機能を有効に活用した農地の保全を図ります。
遊休農地の解消と有効利用を図るために、新たな制度の普及と理解を深めるとともに、新たな農地保全の仕組みづくりを進めます。

(4) 魅力ある地産地消の推進

- ① 市内に2か所ある共同直売所の販売品目の融通や、共同による生産、加工を検討するとともに、生産委託や援農など生産農家の育成を図ります。加工、流通などの機能強化を検討し、農家が納入しやすく、多様な販売が可能な体制を検討し、直売の機会の拡大を進めます。
- ② 女性農業者団体による農産物加工と商品化の支援、地区の特性を生かした加工品開発や地元商工業と連携した商品開発を進めます。学校給食の利用拡大等市内産農産物の流通の仕組みの充実、改善を図り、市民が入手しやすい体制を整えます。東京都農林水産振興財団や青梅市みどり水のふれあい事業推進協会と連携して、植木、苗、花きの公共利用の拡大を図ります。
- ③ 観光事業との連携を強化し、市内産農産物や観光農園等の農業資源を活用した収穫、加工体験等を進めます。市内イベントと連携した農業振興や農業資源を活用した新たな事業を検討します。



(5) 食育とふれあい農業の推進

- ① 地域の風土や環境にあった農産物やカロリーバランスのとれた伝統食の活用を図るとともに、食育を通して新たな食文化の創造を進めます。学校教育における食育を重視し、地場農産物の活用を通して子供のころから食について考える習慣や、食の安全を身につける取り組みを進めます。
- ② ホームページの充実や旬の農産物や農業情報を発信、提供する体制を整えるとともに、農産物や農業・農地に直接ふれる機会の拡大、充実に努めます。市民のニーズに応じた多様な農園や、子供のころからの農業体験を重視し、農業体験の場を確保します。

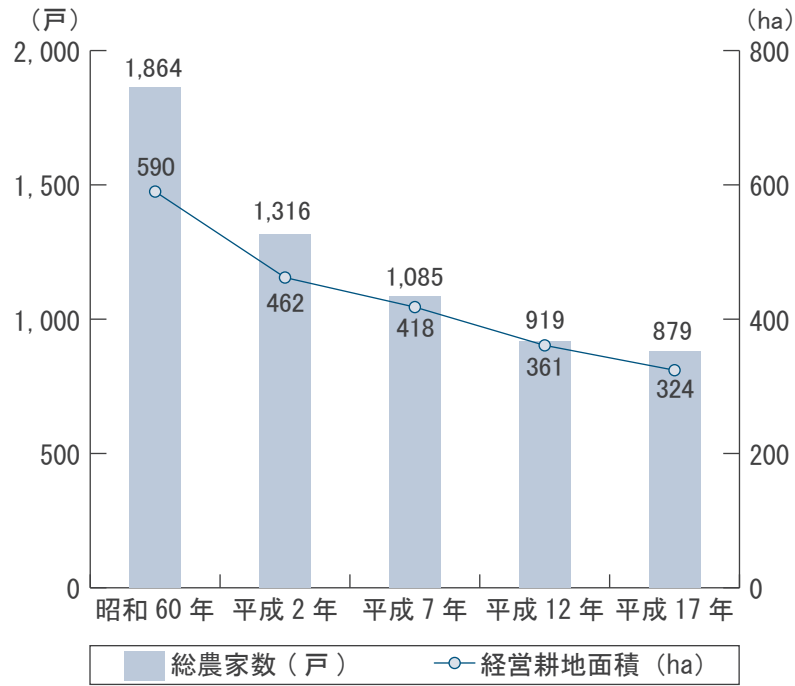
(6) 林業の振興

- ① 生産基盤である林道および作業路の整備推進により、作業効率の向上を促進し、森林資源の保全・育成を図ります。また、森林施業計画にもとづき、保育・間伐の促進を計画的に展開して、林業経営の強化を図ります。
- ② 森林の多面的な機能の発揮を図る観点から広葉樹化の推進や新たな林業の担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図っていきます。
- ③ 人工林の間伐を促進し、森林資源の質を高め、東京都や多摩の市町村と連携し、多摩産材として青梅材の積極的利用を推進します。また、品質の良い間伐材を、公共施設等に有効利用し、森林と市民とのふれあいを図ります。

事業計画

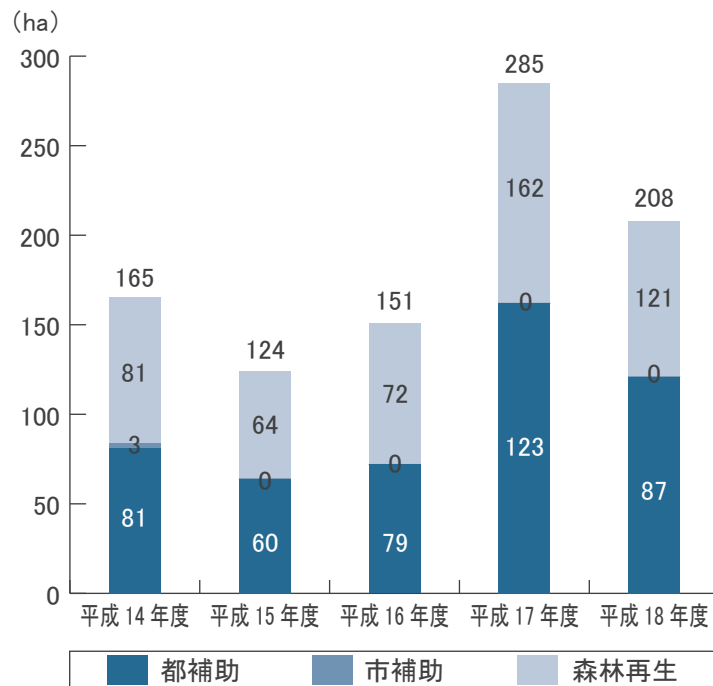
事業名	事業概要
安全で多彩な農業生産の推進事業	自家製飼料調整設備 パイプハウス設置
広範な担い手の育成事業	高齢農業者の支援 ・ 援農支援受入農家把握、援農者講習会の実施 女性農業者の育成 ・ 研修会の開催 ・ 起業支援事業として農産物加工所を設置
生産の基本となる農地の保全事業	成木3丁目農道等整備 農業体験農園・市民農園の開設 農地等の地籍調査の推進
食育とふれあい農業の推進事業	 農業情報発信、ホームページの開設 農業体験会等の実施
林道基盤の整備事業	高土戸入林道開設 延長 500 m
造林推進事業	第1章 第1節「第1 自然環境」を参照
森林ボランティア育成事業	 第1章 第1節「第1 自然環境」を参照

経営耕地面積および総農家数の推移



※ 資料：農業センサス
 ※ 農家の基準：昭和60年までは経営耕地面積5a以上、平成2年からは経営耕地面積10a以上。

間伐面積



第2 工業

現況と課題

本市は、昭和40年代から東部を中心に大手企業の誘致を進め、現在ではIT関連の先端企業群が立地するほか、市内に本社を置く優良企業なども立地しており、西埼玉から多摩地域、神奈川県にかけての日本最大規模のハイテク産業集積地の一翼を担っています。本市の工業は、地域経済を支える重要産業として市勢の発展に大きく寄与しており、西多摩地域の生産活動をリードしていくという使命が課せられています。

なお、平成16(2004)年の事業所数(従業員4人以上の工場)は309、従業者数13,042人、製造品出荷額等3,876億円で製造品出荷額の約7割を電気・情報通信機械器具、電子部品等製造業が占めています。

市では、これまで「おうめものづくり支援事業」などを通して、中小企業の新技術開発、新分野進出などへの支援や、商工会議所のホームページ上の「テクノガイド青梅」などにより、積極的な情報発信や中小製造業への支援に努めてきました。

しかしながら、一部大手企業などでは好況感も見られるものの、原材料価格の上昇を製品価格に転嫁しにくい中小企業においては依然として厳しい状況が続いており、産業の空洞化や雇用不安が懸念されています。

このような状況の中、日本の製造技術は世界的にも高い水準にあり、産業構造の転換をバネに優れた企業が生まれています。今後とも既存産業の活性化はもとより、起業の促進や新規産業の立地誘導を計画的に取り組んでいく必要があります。

基本方針

中小企業の経営環境の悪化や産業の空洞化に対応した既存企業の技術開発、高度化、新分野進出への支援を図ります。

また、圏央道青梅インターチェンジ周辺地域などへの新規産業の誘致・育成を促進します。

さらに、市民、企業、大学、行政との間で連携・交流を図りながら地域のもつ潜在能力を掘り起こしていきます。

施策体系

工業	(1) 既存産業の高度化促進
	(2) 新規産業の誘致
	(3) 新規産業の育成

基本施策

(1) 既存産業の高度化促進

- ① 中小企業等の新たな技術開発など自立発展の基盤強化と、地域産業の活性化を図ります。
- ② 各種融資制度の周知・普及などにより、中小企業の高度化や設備の近代化、経営基盤の強化などを促進します。
- ③ 商工会議所や首都圏産業活性化協会、大学など産学公と連携した、技術交流展示会や異業種間交流支援などにより中小企業の技術的高度化を促進します。
- ④ 地域資源や地域の人材ネットワークを生かした付加価値を高める新商品の開発支援など、地場産業の育成・強化に努めます。

(2) 新規産業の誘致

- ① 圏央道の整備促進等により、産業交流が活性化することを契機とし、優れた立地条件をもつ青梅インターチェンジ周辺地域への新規産業の誘致を推進します。
- ② 産学公の密接な連携などにより、新たな価値を生み出す高度な知識や技術を備えた人材育成の取組を支援し、起業を促進します。
- ③ 中小企業等の自立発展の基盤強化と、産業の活性化を図る「おうめものづくり支援事業」を進め工業地域等進出企業を支援します。

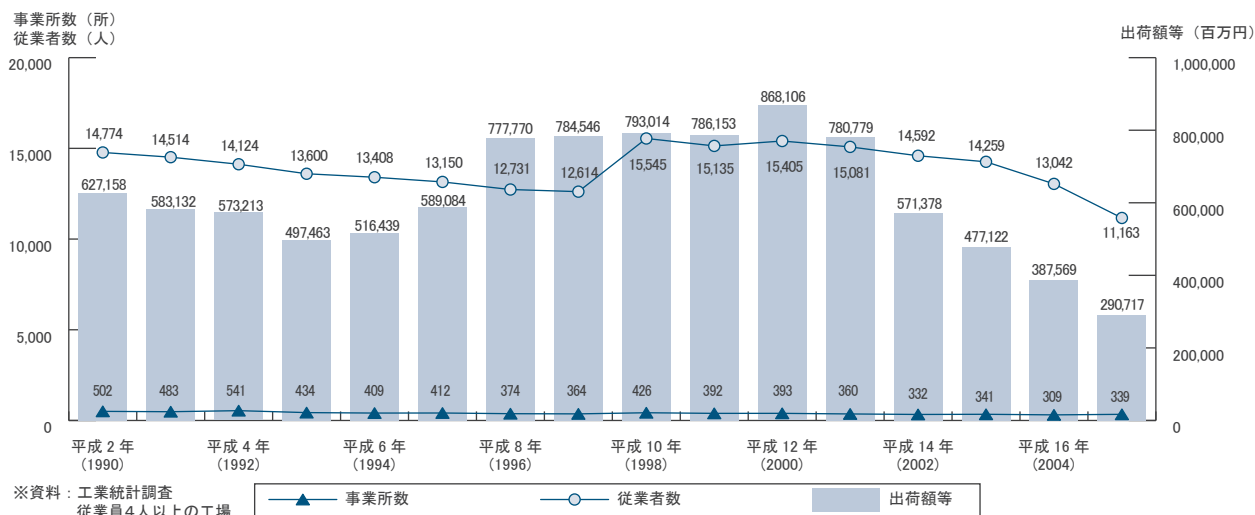
(3) 新規産業の育成

- ① 高度で独自の技術を持つ起業家、新分野や新たに工業地域に進出を図る中小企業に対して起業家育成助成や開業時施設整備助成など創業環境整備の促進、創業資金の融資を実施し、地域産業の活性化を誘導します。

事業計画

事業名	事業概要
おうめものづくり支援事業	中小製造業者等の支援 ・新分野進出、特許・ISO取得、地域ネットワーク作り等の支援
青梅インターチェンジ周辺整備事業	第4章 第1節「第1 市街地整備」を参照

工業の事業所数、従業者数、出荷額等の推移表



第5節 商業・観光の振興

第1 商業

現況と課題

本市の小売商業は、青梅駅周辺に青梅宿の名残りを残す商店街が形成され、また、東青梅・河辺駅周辺にも商店の集積が見られ、特に河辺駅北口や東部地区には大型店舗の出店が見られます。

しかし、市民の買物動向は、スーパーマーケット、大型専門店、総合大型店を利用する割合が多く、特に、洋服・呉服、靴・鞆、贈答品など高額な商品については、市外で購入する割合が高くなっています。

さらに、コンビニエンスストアなどの様々な業態の小売店が進出する中で市内の商店街では空き店舗が増加しています。市民の日常生活に密着した商店街は、その利便性、至近性から高齢社会ではますますその必要性が望まれており、商店街の活性化は地域コミュニティを担うためにも重要な課題です。

このため、青梅宿では、地域資源を生かしながらの「ぶらり青梅宿実行委員会」でのまちづくりの取組や「青梅宿アートフェスティバル」などのイベントの実施など、商店街の活性化による個性的な商店づくりなどを進めています。今後も消費者ニーズの多様化に対応した商品やサービスの提供を促進するとともに、地域に密着した魅力ある商店街づくりを進めていく必要があります。特に、中心商業地については、それぞれ地域の個性や創意工夫を生かしながら、まちづくりと一体となった商業基盤施設の整備が必要です。

基本方針

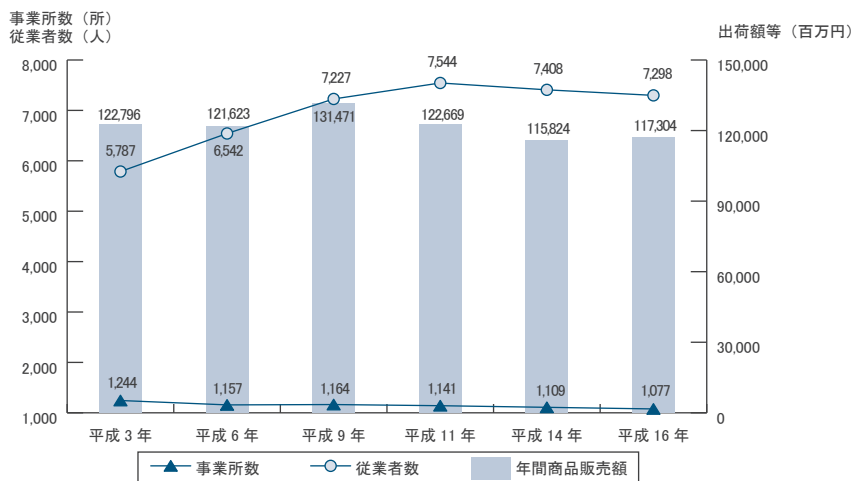
平成14(2002)年度に策定した「青梅市商店街振興プラン」により、青梅らしい雰囲気を持つ魅力的な商店街づくりや地域特性を生かした観光商業の振興など、商店街の活性化に向けた取組を推進していきます。

また、魅力ある商業の振興を図るため、地域に根ざした商店街において便利で快適な買い物空間の充実を図るとともに、中心商業地に中核となる商業機能の導入を促進します。

施策体系

商業	(1) 商店街の振興
	(2) 観光商業の振興

小売業の商店数・従業者数・年間販売額等の推移



基本施策

(1) 商店街の振興

- ① 「青梅市商店街振興プラン」にもとづき、青梅・東青梅・河辺駅周辺の地域特性を生かしながら、中心商業地の活性化を図っていきます。また、商店会等が計画する「昭和」をイメージした街なかテーマパークなど「街おこし・店おこし」事業を積極的に支援します。
- ② 魅力ある商店街づくりのため、商業者等が行う空き店舗を活用した個性的な店づくりなどの事業や、御用聞き、配達サービスなどの地域密着型商業の展開についても支援します。
- ③ 駐車場の確保、歩道や装飾灯の整備、段差の解消等のバリアフリー化など、商店街の買い物環境の向上を図ります。

(2) 観光商業の振興

- ① 街並み景観の向上を図る施設の整備など、地元の参加を得ながら魅力ある商業空間の創造を促進します。また、桜や朝顔、民話など季節感を醸成する商店街の魅力あるイベントや地域の商店会等が自主的に進める、文化的、伝統的な活動について支援していきます。
- ② 青梅駅周辺から東青梅駅にかけての文化的、観光的な価値を維持し高めていくため、景観に配慮したサイン計画やPR活動、修景事業等を行い、観光客がぶらりと歩きたくなるような多彩で質の高い商店街づくりを支援します。

事業計画

事業名	事業概要
商店街活性化イベント事業補助	特定イベントに対する補助
商店街空き店舗活用事業	施設運営補助
青梅商店街施設整備事業	駐車場・街路灯・商店街ファサード整備に対する補助
ぶらり青梅宿事業の推進	 ガイドブックの作成等

第2 観光

現況と課題

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口に位置し、吉野梅郷一帯の梅、塩船観音のつつじ、吹上の花しょうぶ、御岳山のレンゲショウマなど季節を彩る花の名所として親しまれ、2つの国宝^(注)をはじめ、歴史的名所・旧跡も多く、美術館や博物館なども市内各地に立地しています。

また、新緑や紅葉の美しい御岳渓谷、歴史のある岩蔵温泉郷など自然に恵まれた首都圏有数の観光地であり、「青梅マラソン」をはじめ御岳山の「ムササビ観察」、「山岳マラソン大会」、東京都無形民俗文化財指定の太々神楽を舞う「薪神楽」、青梅宿の「だるま市」など、特色を生かした魅力あるイベントも開催され毎年多くの観光客が訪れています。

近年「みる」観光から「体験や味わう」観光、「心の安らぎ」を求める観光へと変化がみられています。観光地においても、潤いや快適さ、個性化なども求められており、再び訪れたいくなるような観光地を目指す必要があります。

このため、観光ニーズの把握や新たな観光資源の発掘などにより、青梅でなければ味わうことができない魅力ある観光地づくりを進めることが必要となるほか、青梅市の観光宣伝を担う観光協会の自立も今後の課題となっています。

注) 国宝：赤糸威鎧（あかいとおどしよろい）、円文螺鈿鏡鞍（えんもんらでんかがみくら）

基本方針

多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりを進め、情報発信、観光客の誘致と受入れ体制の充実を図ります。また、既存観光資源である歴史的、文化的、産業的観光資源を見直します。

圏央道の延伸を期に、青梅市を訪れる観光客の増加を図るため、広域的観光ルートの形成や新たな観光資源の発掘に努めます。

まちづくりの指標

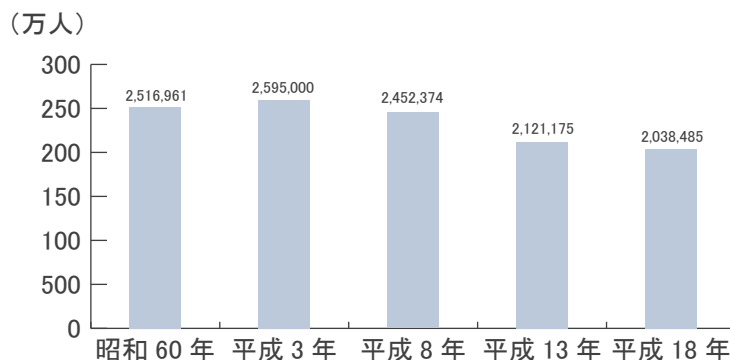
指標名	現状 (平成 18 年)	目標 (平成 24 年)
年間観光入込み客数	203.8 万人	222 万人

※ 青梅市へ観光客が訪れている人数を表す指標です。広域的な観光ルートの形成や新たな観光資源の発掘により観光客の増加を図ります。(出所：西多摩地域入込観光客数調査)

施策体系

観光	(1) 滞在・回遊型観光の振興
	(2) 魅力ある観光地づくり

観光入込み客数の推移



※資料：西多摩地域入込観光客調査

基本施策

(1) 滞在・回遊型観光の振興

- ① 市内の花の名所や旧跡、美術館、ミュージアム等を結ぶウォーキングコース、バスルートなど、観光拠点のネットワーク化を図り、滞在・回遊型の観光ルートの開発、整備を進めます。また、歩いて巡る周遊型観光の振興を図るため案内板や道標の整備を進めます。
- ② 観光地のきめ細かな情報を提供するため、観光案内所の機能強化を図るとともに、地域ぐるみの観光ボランティアガイドの支援など、観光客受入れ体制づくりを進めます。
- ③ 西多摩地域広域行政圏協議会と連携を図り、西多摩地域の観光資源を生かした新たな広域観光ルートの開発と観光客受入れ体制づくりを進めます。
- ④ 梅、蛍、カンタン、レンゲシオウマなど、地域資源を生かした四季折々の観光イベントの充実を図り、市民や観光客が自然とふれあえる機会の提供に努めます。また、既存の観光行事を更に発展させるとともに、季節感ある行事や祭り、商店街イベントを観光資源として活用します。
- ⑤ 旅行雑誌やガイドブック等に青梅の観光情報がより多く掲載され、多くの観光客に青梅の魅力を知ってもらうため、インターネット、マスコミなどを積極的に活用した広報活動や交通事業者、旅行事業者等への情報提供を推進し、首都圏住民の気軽な旅行の候補地としてのイメージづくりに努めます。

- ⑥ 圏央道を利用した新たなバスルートの開発や鉄道に合わせたバスの運行などを関係事業者働きかけるとともに、情報発信や道路休憩施設として「道の駅」整備に向けた検討を進めます。

(2) 魅力ある観光地づくり

- ① 季節の花を彩る吉野梅郷、吹上しょうぶ公園等の適正な維持管理による花観光の充実など、地域の特徴を生かした魅力ある観光地づくりを進めます。また、観光施設のバリアフリー化や圏央道による大型バスの増加に対応した整備を検討します。
- ② 本市の観光資源の根幹である歴史的景観や文化財の保存とともに、景勝地など自然景観の保全に努めます。また、地域の持っている固有の景観や伝統産業、歴史・文化等の保全、創出など、地域が主体的に関わり、一体となった観光まちづくりの取組について支援していきます。
- ③ ハイキングコースの見晴らしの確保や整備・充実を図り、安全性や快適環境の確保に努めます。また、御岳山、長淵丘陵、青梅丘陵、岩蔵温泉郷周辺の散策コース等の整備を図ります。
- ④ 地域観光の活性化を図るため、梅やゆず、ブルーベリー、きのこ等の地域資源を利用した個性的な観光商品の発掘に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
梅の公園等の整備	安全性・利便性向上や通年化のための園内整備（園路・階段の整備、手すり設置等）
観光ボランティアの養成	★ 梅の公園ガイドボランティアの育成
梅の里、観梅環境整備事業	梅の古木等指定補助 地被植物植栽等
ハイキングコースの整備	御岳山周辺等の整備
観光まちづくり事業	★ 観光案内標識等の整備 観光PR事業の実施
ぶらり青梅宿事業の推進	★ 第4章 第5節「第1 商業」を参照

第6節 雇用の創出

第1 雇用

現況と課題

平成16(2004)年現在における市内の事業所(4,804所)の総従業者は50,869人で、30人未満の事業所に勤める中小企業従業者の割合が46.4%を占めています。近年の雇用状況は、長期的な景気回復により回復傾向にあります。地域経済の根幹をなす中小企業の業況の停滞などにより、市民の生活の基盤となる雇用の確保が重大な課題となっています。

特に、社会問題となっている若年無業者の増加、高齢社会の進展に伴い再雇用を望む高齢労働者、社会的自立を望む障害者、就業を希望する女性が増えています。

このため、若年者に対する雇用対策や、高齢者が豊富な経験を生かし、生きがいのある生活を営むことができる労働環境を築くとともに、男女の雇用機会均等や障害者の雇用促進について、企業をはじめ社会に十分周知を図る必要があります。

また一方では、医療や福祉関連の事業所の進出や起業の創出、NPOの設立などが進み、新たな雇用が生まれています。健康で意欲のある人材活用を促進し、地域社会の活力の維持・向上に努めていくことも重要となっています。今後さらに関係機関との連携を強め、市内の雇用環境の整備を働き掛けていく必要があります。

基本方針

公共職業安定所をはじめ関係機関や企業との連携を密にし、地域産業労働のニーズ・課題を的確に把握し、地域の特性に応じた労働施策を積極的かつ効果的に推進していきます。

また、公共職業安定所と連携して就労機会の拡充や労働相談の充実を図り、雇用環境の整備を促進します。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成17年)	目標 (平成24年)
完全失業率	5.1%	4.4%

※ 完全失業率とは、労働力人口に対する完全失業者の割合です。現状値は平成17(2005)年の国勢調査の数値です。それ以前の平成12(2000)年の国勢調査の数値である4.4%に近づけることを目標とします。

- ・労働力人口：15歳以上人口のうち、従業者、休業者、完全失業者を合わせたもの
- ・完全失業者：働きたいのに仕事がなく、ハローワークなどで仕事を探している人

施策体系

雇用	(1) 雇用の促進
	(2) 勤労者福祉の充実

基本施策

(1) 雇用の促進

- ① 雇用の拡大を図るために地域産業を活性化するとともに、新規企業の誘致に努めます。また、若者の自立支援や健康で働く意欲のある高齢者の人材活用などを促進し、地域社会の活力の維持・向上に努めます。
- ② 若年者のセミナーや講習会などの実施により、就職技術の向上、職業能力の開発を図ります。
- ③ ハローワーク青梅と連携し、就職困難な35歳未満の若年者を対象としたトライアル雇用制度活用や、介護職などの地域特性を生かした面接会の開催により常用雇用に結びつけます。また、障害者や生活保護受給者の就労支援に取り組んでまいります。

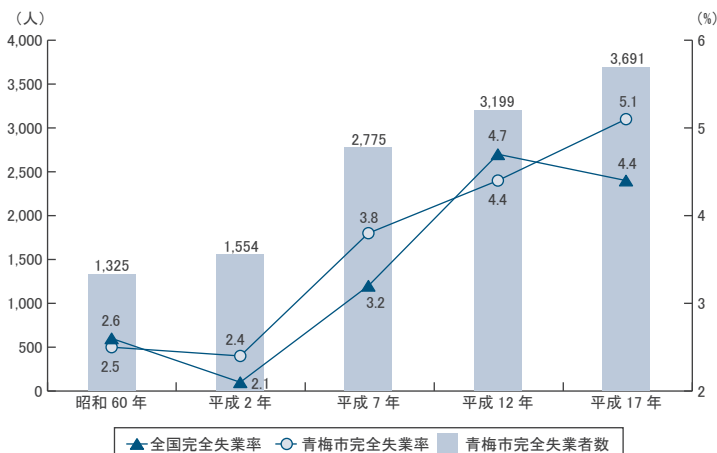
(2) 勤労者福祉の充実

- ① 働き方に対する意識の変化に対応し、関係機関との連携を取りながら、男女が共に働きやすい就労環境づくりを進めてまいります。
- ② 東京都労働情報相談センターと連携し、労働問題の情報収集・提供などを行い、相談解決に向けての助言を進めます。
- ③ 中小企業従業員の福利厚生について支援を進めます。また、勤労者が帰宅後も気軽に利用できるように図書館、公共施設などの休日開館、また夜間開館時間の延長に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
若年トライアル就職フェア	35歳未満の求職者を対象とした合同面接会の実施
障害者就労支援センター事業	第3章 第2節「第4 障害者(児)福祉」を参照

失業率



※資料: 国勢調査 労働経済白書



後期基本計画

平成 20（2008）年度～平成 24（2012）年度



第 2 部 各 論

第 5 章

みんなで作る街

第1節 市民活動の促進

第1 市民参画・活動

現況と課題

本市では、市民の市政への関心を高めるため、広報紙やホームページなどによる広報活動とともに、個人情報保護に努めながら、積極的な行政情報の公開に努めています。

また、市民の意見や要望を市政に反映させるための広聴活動として、「市長への手紙」や「市民と市長との懇談会」など、市民ニーズの把握に努めるとともに、各種審議会等においては、市民公募を進め、市民との協働による計画づくりに取り組んでいます。

本市には、11の支会と178の自治会があり、11の市民センターや自治会館などを拠点にして、地域の清掃や防火・防犯活動、伝統文化の継承などの地域活動を行っています。平成20(2008)年度から、市民センターを社会教育施設から地域コミュニティの拠点施設として位置付けます。地域に密着した便利な市民センターとして、質の高い効果的なサービスを提供していくことが求められます。

自治会への加入率は低下傾向にありますが、地域や隣人間の問題を解決する大きな力である自治会活動への参加促進に努めるとともに、地域コミュニティ活動、福祉や生涯学習などの様々なグループ活動、イベントや祭りなどへの参加と交流を進めていく必要があります。

市内には、福祉、環境、市内清掃、公園ガイドなど、様々なボランティア活動が広がるとともに、居宅介護サービスの提供などのNPO等が設立されています。

地方分権を市民とともに進めるため、多様な機会と情報媒体を活用した広報・広聴活動による、市民と行政との双方向のコミュニケーションを図り、市民と行政が連携したまちづくりを推進することが求められています。

協働の拠点として「青梅ボランティア・市民活動センター」を平成17(2005)年に開設しました。行政とボランティア等との相互理解を進め、ボランティアや市民活動の環境整備を図っています。市民の連帯意識を高め、地域活動の活性化、グループ活動やイベント交流の促進などによる活発なまちづくりや、様々な分野のボランティア・NPO活動への支援などが求められます。

基本方針

広報広聴活動の充実や積極的な情報公開に努めるとともに、市民と行政が連携したまちづくりを推進します。

市民の地域活動やグループ活動を促進し、交流・連携する連帯感のある地域社会の実現を図ります。

市民が社会に貢献する豊かな地域社会が形成できるよう、ボランティア・NPOへの支援を行い、市民の積極的な参加を促進します。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
青梅ボランティア・市民活動センターに登録している団体数	85団体 (2,431人)	増加

施策体系

市民参画・活動	(1) まちづくり情報の共有化
	(2) 市民参画の促進
	(3) 地域コミュニティ活動の支援・育成
	(4) ボランティア・NPO活動の促進

基本施策

(1) まちづくり情報の共有化

- ① 「青梅くらしのガイド」を全世帯に配布するとともに、「広報おうめ」の紙面づくりについては、親しみやすく、内容が市民に役立つとともに、まちづくりへの関心や意欲が高められるように努めます。
- ② ホームページの充実を図り、行政情報とともにまちづくり活動の積極的な情報提供を図ります。
- ③ 「青梅市情報公開条例」「青梅市個人情報保護条例」にもとづき、情報公開に対応した文書管理を図るとともに、個人情報の保護に努めながら行政情報の公開を推進します。
- ④ 市民の意見や要望を的確に把握するため、要望等の受理、定期的な市政総合世論調査の実施、市民と市長との懇談会の継続など、広聴活動の充実を図ります。
- ⑤ 「青梅市の統計」を作成するとともに、庁内LANやホームページを利用し、統計資料の積極的な活用を図ります。

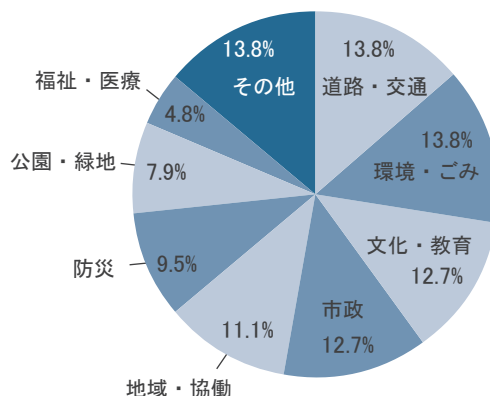
(2) 市民参画の促進

- ① 市民の創意を生かした地域づくりに向け、「青梅ボランティア・市民活動センター」の充実を図り、各団体と行政とが連携、協働する市民参画を促進します。
- ② 分野別の計画や政策づくりなどにあたっては、市民アンケート調査、ワークショップ、審議会等への公募市民枠の拡大に努めるほか、青梅に愛着を持てる制度を検討し、市民参画の促進を図ります。
- ③ 市民活動団体等が行なう地域行事やイベントを支援し、市民参画の促進を図るとともに、市民の声を生かしたまちづくりを推進します。
- ④ 産学公が連携した地域活性化を推進します。
- ⑤ 市民等との協働を推進し、市民の意見を市政に反映させるため、市民による提案制度の整備に努めます。
- ⑥ 市制施行 60 周年を記念し、式典を行うとともに、市勢要覧の作成など、記念事業を実施します。

(3) 地域コミュニティ活動の支援・育成

- ① 地域の自治会館について、新築や補修などの補助を行います。コミュニティ活動の拠点として、より多くの市民が利用できるよう、調整を図ります。
- ② 市民の連帯意識・自治意識の高揚とリーダーの養成などに努めます。地区市民運動会や美化活動、商店街のフラワーポット設置など、各地域の個性に合わせた、市民による地域づくり活動を支援し、地域の活性化を図ります。
- ③ 自治会と協働して加入率向上の取組や、安心して自治会活動に携われる体制の整備に努め、自治会活動の活性化を図ります。
また、地域のイベントや祭りなどを通して、世代や活動領域を超えた相互交流による、地域の良さの再発見・再発掘を促進します。
- ④ 青梅マラソンや生涯学習フェスティバル、青梅宿アートフェスティバルなど、市民が楽しみ、市のイメージアップにもつながるイベントや祭りへの支援に努めます。
- ⑤ グループ活動を促進し、その活動がまちづくりに生かせるよう、情報提供や相談体制の充実など、ボランティア活動への参加などを促進します。
- ⑥ 市民センターを地域コミュニティの拠点施設と位置付け、地域に密着した便利な市民センターにするとともに、市民センターの運営方法等を変更し、市民の地域活動を支援します。また、小・中学校などの公共施設の積極的な地域開放を図ります。

平成19年度 市民と市長との懇談会質問項目内訳



(4) ボランティア・NPO活動の促進

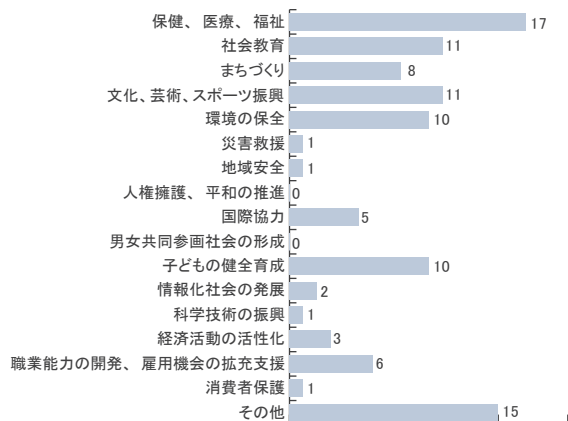
- ①「青梅市ボランティア・市民活動センター」の基本理念にもとづき、様々な団体の相互交流や行政とのネットワークによるボランティア・市民活動の促進を図ります。
- ②市民のボランティア意識の高揚に努めるとともに、活動の中心となる人材の育成、ボランティア・NPO活動の支援など「青梅ボランティア・市民活動センター」と連携しながら、市民のボランティア活動への参加を促します。

- ③「青梅ボランティア・市民活動センター」のホームページ等による積極的な情報提供を図り、ボランティア活動の普及を推進します。
「青梅ボランティア・市民活動センター」と連携し、市民活動団体を行政のパートナーとして位置づけた活動の推進を図ります。

事業計画

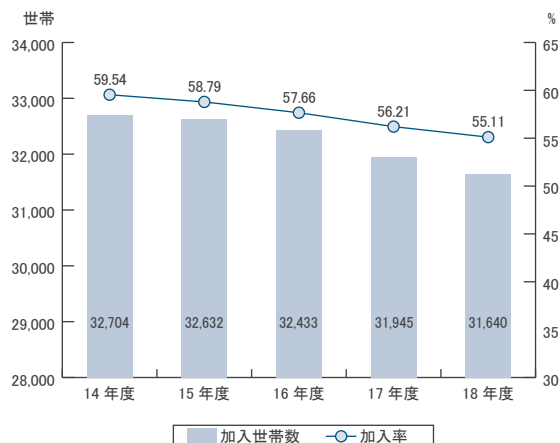
事業名	事業概要
市政総合世論調査の実施	市民の生活意識と市政各分野にわたる意向、要望を把握し、行政運営の参考とするため、定期的に調査を実施する。
市民と市長との懇談会	市政全般について広く市民の意見、提案を聞き、意見交換を行い、市政運営に資するため、懇談会を実施する。
市制施行 60 周年記念事業	平成 23 年に市制施行 60 周年を迎えるにあたり、記念式典の実施、市勢要覧の作製等の記念事業を行う。
自治会活動の活性化事業	コミュニティの再生を図るため自治会活動への支援事業を実施する。
ボランティアセンターの活用	青梅ボランティア・市民活動センターを活用しボランティアの育成を図り、市民活動団体等と行政の連携・協働を推進する。

市内で活動するNPO法人の分野別状況



※その他は、「以上の活動を行う団体の支援等」

自治会加入世帯数・加入率の推移



第2節 効率的な市政運営

第1 行政運営

現況と課題

国の財政悪化と構造改革への取組、市町村合併の動き、分権型社会への移行、成熟社会の市民ニーズの多様化・高度化など、市町村の行財政を取り巻く環境は厳しさを増すとともに、行政課題は増大しています。

本市では、平成14(2002)年度に策定した「青梅市行財政改革大綱」にもとづき、夜間窓口の開設、社会教育施設予約システムの導入等により市民本位の行政サービスの推進、青梅ボランティア・市民活動センターの開設による市民等との協働の推進、行政評価導入による事務事業の見直しなど効果的・効率的な行政システムの推進に努めています。また、適正な定員管理と人事管理を推進するとともに、職務給の導入や手当て等の見直しを行い、給与等の適正化を実施し、簡素で活力ある組織と人材育成に努めているほか、人件費等経常経費の削減、市税等の収納率の向上、競艇事業収益金の確保など、財政基盤の確立に向けて取り組んでいます。

厳しさが増す財政事情と増大する行政需要に対応するため、「青梅市行財政改革推進プラン」にもとづき、既存の制度や慣例にとらわれることなく、新たな視点から行政事務全体の見直しを更に進めていく必要があります。

－青梅市行財政改革推進プラン－ ○行財政改革を進める3つの視点

1 効果的・効率的な行政システムの推進

- (1) 市民本位の行政システムの推進
- (2) 市民等との協働による市政の推進
- (3) 透明で公正な行政の確立
- (4) 事務事業の見直し
- (5) 電子自治体の推進

2 簡素で活力ある組織と人材の育成

- (1) 組織・機構の見直し
- (2) 適正な定員管理の推進
- (3) 給与等の適正化
- (4) 人材育成の推進

3 財政基盤の確立

- (1) 財政運営の効率化
- (2) 財源確保の対策
- (3) 競艇事業収益金の確保
- (4) 特別会計、企業会計の経営改善

基本方針

総合長期計画の実現に向け、「青梅市行財政改革推進プラン」にもとづき、効果的・効率的な行政システムの推進、簡素で活力ある組織と人材の育成や財政基盤の確立を進めます。

■ まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
市役所に対する印象として、仕事の能率が良いと思う市民の割合	22.7% (第27回市政総合世論調査)	50%以上

※ この指標は、行財政改革や職員の意識改革を進め、仕事の効率と市民サービスの向上を図り、その成果を市民に評価していただくとする指標です。現状の値は、平成18(2006)年度実施の第27回市政総合世論調査の結果です。

施策体系

行政運営	(1) 計画行政の推進
	(2) 市民本位の行政サービスの推進
	(3) 市民等との協働による市政の推進
	(4) 効果的・効率的な行政システムの推進
	(5) 簡素で活力ある組織と人材育成
	(6) 電子自治体の推進

基本施策

(1) 計画行政の推進

- ① 時代の急激な変化、厳しい財政状況、多様化し高度化する市民ニーズなどに対応するため、「青梅市行財政改革推進プラン」にもとづき、計画的な行財政運営を図り、その結果を市民に公表します。
- ② 政策研究の充実等、職員の意識向上を図り、分野別計画づくりへの関係組織の連携と協力、市民参画機会の充実などを進め、総合長期計画にもとづく事業の実現を図ります。
- ③ チャレンジプログラムの実行や、庁内情報化の取組など、技術的・専門的に横断的な連携が求められる事業については、必要に応じて市民の参画する検討組織（プロジェクトチーム）を編成し、多方面からの英知を結集し、事業を推進します。
- ④ 計画的な事業の進行管理に向けて、各種実施計画を策定するとともに、人事評価制度の目標管理手法により、「計画・執行・点検・見直し」を行い、業務の適切な進行管理を充実します。

(2) 市民本位の行政サービスの推進

- ① 市民サービスの提供方法や手続を見直し、市民にとって真に必要なサービスを効果的・効率的に提供し、市民の利便性の向上を図ります。
- ② 市民に信頼され、公正な行政を推進するため、行政情報の一層の公開、市民ニーズの的確な把握、インターネット等を活用した情報発信など、行政の透明性と説明責任の積極的な対応を図ります。
- ③ 情報公開制度の更なる充実とともに職員への研修などを行います。
- ④ コンビニ収納、クレジットカード収納など、納税者の納付機会の拡大を検討します。

(3) 市民等との協働による市政の推進

- ① 各種事業の市民参加の仕組みづくりを積極的に推進するとともに、市内の大学等や各種団体等との事業の連携を図り、市民協働型の市政を推進します。
- ② 市民ボランティア・NPOに対する積極的な育成・支援を行うとともに、公共施設等における管理や各種事業の協働を推進します。

(4) 効果的・効率的な行政システムの推進

- ① 限られた財源と人的資源の有効活用を図るため、行政評価制度を活用し、事務事業の見直し基準等にもとづく内部的なチェックのみならず、外部からの視点も取り入れた仕組づくりも検討し、徹底した事務事業の見直しを行います。また、施策評価について導入してまいります。
- ② 業務の民間委託を推進し、コストの削減を図るとともに、すでに民間に委託している業務についても見直し基準にもとづき点検し、競争性が発揮されるようにします。また、PFI（民間資本による社会資本整備）について研究します。なお、民間委託による公共サービスの質の低下を招かないよう努めます。
- ③ 市からの補助金等による事業について、見直し基準にもとづき検討し、整理合理化を図ります。
- ④ 監査制度の充実について検討します。
- ⑤ 広域的に対応すべき課題については、近隣市町村との連携をとりながら対応します。
- ⑥ 電子自治体への対応を推進し、質の高い行政サービスの提供、庁内全体の情報の共有化と業務間の連携を強化し、市民サービスの向上を図ります。

(5) 簡素で活力ある組織と人材育成

- ① 総合長期計画の実施に併せ、その実現に対応した組織・機構の再編を行います。
- ② スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本とした定員管理に努めるとともに、適正な人事管理制度や給与等の見直しを図ります。
- ③ 市民に対して、的確な助言や説明などができるよう、職員の説明能力向上と意識改革を図ります。

(6) 電子自治体の推進

- ① 情報セキュリティポリシーにもとづくセキュリティ対策マネジメントを確実に実行し、個人情報等の情報の保護に努めます。
- ② 市民サービスの向上の観点から、各業務の電算システムの相互の連携と効果的・効率的なシステムのあり方への再編等を、システムの更新や導入時に際して検討します。

- ③ ホームページとメール配信を活用し、機動的な情報発信と市民からの情報収集による双方向のコミュニケーションを推進します。
- ④ 行政情報の共有化や市民参画を進めるため、市民にわかりやすい資料作成技術の取得など、職員の情報通信技術の活用能力を高めます。
- ⑤ 電子入札を導入し、契約事務の効率性、競争性などの向上、事務処理の効率化を図ります。
- ⑥ 土地評価図のデジタル化や土地評価システムの電算化の構築などにより、土地評価事務の精度向上と効

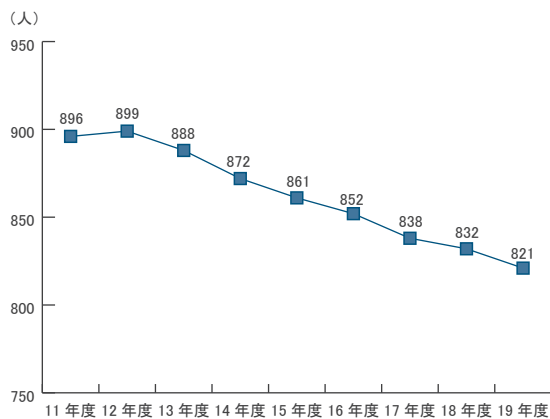
率化を進めます。

- ⑦ インターネット等の活用により、全国市町村との情報提供、交換等を効率的・効果的に行います。
- ⑧ 電子自治体への対応に当たり、多摩地域市町村の共通課題の整理、相互連携・協力を図ります。
- ⑨ 納税者の利便性の向上と税務事務の効率化を図るため、他の自治体と連携しながら、地方税電子申告システムの効果的な導入を目指します。
- ⑩ マルチペイメントネットワークやクレジットカードを利用した納税など、収納情報の電子化を検討します。

事業計画

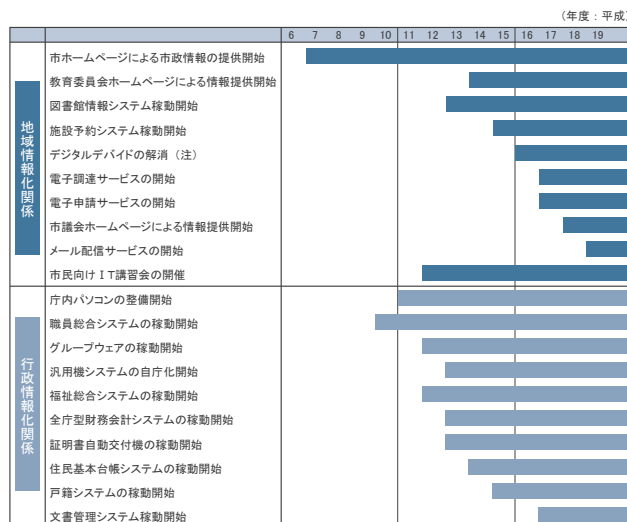
事業名	事業概要
行政評価制度の拡充	事務事業評価の継続と、新たに施策評価を実施する。また政策評価についての検討を行う。
図書館情報システムの整備事業	第2章 第1節「第1 生涯学習」を参照

職員数の推移



注：総合病院分を除く。各年4月1日現在。

青梅市における情報化の取組み



(注) デジタルテレビ：光ファイバー通信網の地域間格差

第2 広域行政

現況と課題

市民の生活圏は、交通網の整備、情報技術の飛躍的な進展などにより、市の区域を超え、拡大しています。

本市は、西多摩地域広域行政圏協議会を構成し、「西多摩地域広域行政圏計画」にもとづく施策を推進するとともに、西多摩衛生組合などの一部事務組合を設け、ごみ処理などの共同処理を行っています。

また、大学との連携を通じて、多摩地域の活性化に向けた研究や事業などに取り組んでいます。

西多摩地域の拠点都市として、また、業務核都市として、市民の生活や文化ニーズの高度化・多様化への対応と交流人口の増加などを図るため、近隣市町村とのより一層の連携による広域行政の推進が求められています。

基本方針

近隣市町村との連携と機能分担により、広域交通網、産業振興、環境など、広域的な事務・事業の共同化と連携を図るとともに、地方分権に対応した個性的な地域づくりに向けて広域行政推進体制の強化に努めます。

まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
西多摩地域における広域利用を実施している公共施設の種類	1種類 (図書館)	増加

※ 西多摩地域広域行政圏における共同事業として広域利用を実施している図書館事業のほか、文化・スポーツ施設等の広域利用の実施を目指します。

施策体系

広域行政

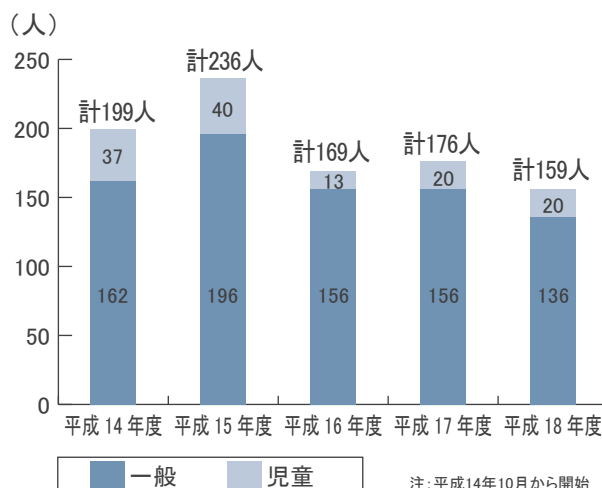
(1) 広域行政の推進

基本施策

(1) 広域行政の推進

- ① 西多摩地域広域行政圏協議会や近隣市町村との共同事務・事業の充実を図り、行政運営の効率化と市民サービスの向上に努めます。
- ② 近隣市町村との連携を図り、道路網・公共交通の整備や森林資源の保全と活用、河川の保全と活用ならびに整備など、引き続き関係機関に要請します。
- ③ 関係市町村との連携を図り、圏央道の東名高速自動車道や東北自動車道への早期延伸を要請します。
- ④ 産学公の連携による地域振興の取組、産業振興、多摩川の保全・活用など、様々な分野別の連携（ネットワーク）事業を推進します。
- ⑤ 市民やボランティア・NPO等の活動やスポーツイベント等の取組を支援し、市町村を超えた市民活動や交流を促進します。

西多摩地域図書館広域利用登録者数（各年度別）



第3 庁舎等の整備

現況と課題

本市には、市役所庁舎をはじめ、総合病院、保健・福祉施設、教育施設、運動施設や公園など様々な公共施設があります。

昭和 36(1961)年に建設した市役所庁舎は築後 46 年が過ぎており、事務室の狭あい、窓口の分散化に加え、建物の老朽化によりバリアフリー化にも対応できていないことから、庁舎を建て替えて利便性の向上を図るため、平成 22(2010)年度中のしゅん工を目途に新庁舎の建設計画を進めています。このほか、小・中学校が築後 25～40 年を経過しているほか、総合病院、市民センター、運動施設などにおいても計画的な施設の修繕が課題です。

公共施設は、市民が行政サービスを受取る拠点施設であり、さらに、大規模地震などの災害時の避難所として重要な役割を果たすことから、計画的に公共施設の修繕・改修を行う必要があります。

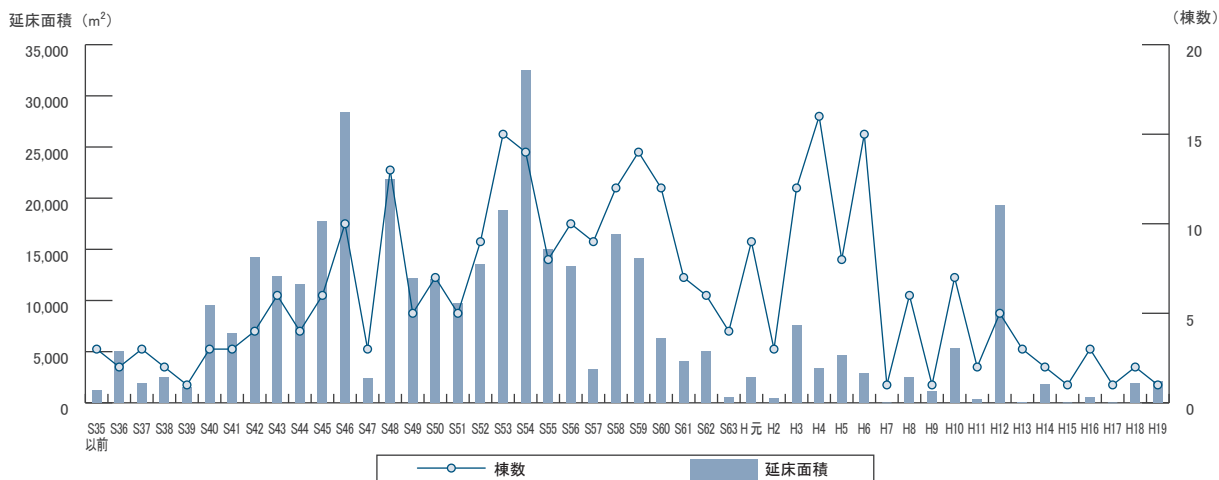
基本方針

市民が快適で便利に公共施設を利用し、さらに、災害時に安心して避難できる防災拠点として、市役所庁舎の建設をはじめ公共施設の計画的な修繕・改修を進めます。

施策体系

庁舎等の整備	(1) 庁舎の建設
	(2) 公共施設の計画的な修繕・改修

公共施設の建築年度別総延床面積の推移



注：公共施設の種類（学校施設、生涯学習施設、医療・福祉施設、市営住宅、公園・便所等、浄水場・ポンプ場、スポーツ施設、消防施設、葬祭場など）

基本施策


(1) 庁舎の建設

- ① 市民にとって利便性が高く、ユニバーサルデザインが図られるとともに、災害時の防災拠点としての機能を備えた新庁舎を建設します。

(2) 公共施設の計画的な修繕・改修

- ① 今後、改築や改修が必要な既存公共施設について、計画的な保全計画を策定し、修繕や改修を進めます。

事業計画

事業名	事業概要
新庁舎建設	平成 19 年度工事着手、平成 22 年度しゅん工鉄骨鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造、免震構造、地下1階、地上7階および4階、延べ面積概ね 22,000 m ²
ストックマネジメント手法の導入	 施設の効率的な運用と、変化する市民ニーズへの適切な対応を推進するため、建築物や施設を総合的に企画・管理・活用・処分を行うマネジメント手法を導入する。

新庁舎完成予想図



第4 財政運営

現況と課題

本市の財政構造は、収益事業収入が市税とともに大きな位置を占め、これらを財源として、都市基盤、教育施設、市立総合病院などの整備を図るとともに、市独自の施策や事業を推進し、市民福祉の向上に努めてきました。

しかし、バブル経済崩壊後は、長引く景気低迷や国の減税対策などの影響を受け、市税収入は、平成9(1997)年度をピークに減少し、収益事業収入も激減しました。

このため、事務事業等に要する特定財源などの確保に努める一方、行財政改革に取り組み、事業の見直しや経常的経費の削減、さらに、投資的経費の抑制などの対策を講じるなど、厳しい財政運営が続いています。

平成19(2007)年度の市税は、国の三位一体改革により、個人市民税が増加し、法人市民税も増加しました。しかし、今後は、生産年齢人口が減少するため個人市民税は、減少する見込みです。好調な法人市民税も、景気の動向に左右される不安定な構造であることを考慮する必要があります。また、固定資産税は、今後、わずかな増加が見込まれています。

一方、地方交付税は、市税の増加に伴い普通交付税が大幅に減少し、その後、市税の減少に伴い若干の増加が見込まれます。

これらの結果、今後の財源のうち一般財源の総額は、徐々に減少する見込みです。

当面、こうした状況にあります。行財政改革や経常的経費の縮減などの従来の手法に加え、計画的な土地利用の促進や、新たな施策による自主財源の確保に努め、財政の健全化を図ります。

なお、収益事業収入については、経営改善の成果により、計画期間中、一定の繰出しを見込みます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断指標の公表や、地方公共団体の公会計の整備としての貸借対照表などの財務4表の作成に対応するため、資産・債務改革について、取り組みます。

基本方針

自主財源の確保、行財政改革の推進、受益者負担の適正化の3項目を柱とします。

(1) 自主財源の確保

活力あるまちづくりや地域産業の振興、さらには、青梅インターチェンジ周辺などの土地活用により、税源のかん養に努めます。

また、新税について検討します。

(2) 行財政改革の推進

行財政改革推進プランや集中改革プランにもとづき、事務事業や組織機構を見直し、経常的経費の削減などによる財源の確保を図ります。

(3) 受益者負担の適正化

使用料、手数料などの各種受益者負担金は、各年度、原価の低コストを図った上で、公益性や必需性を勘案しつつ受益者負担の適正化を図ります。

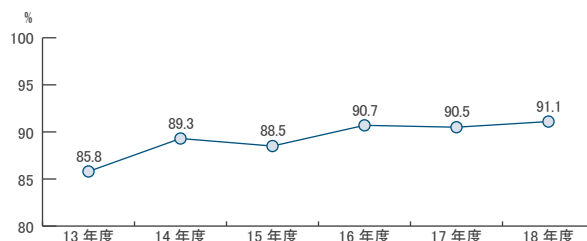
特に、国民健康保険税、下水道使用料、保育所運営費保護者負担金や介護保険料等の受益者負担金については、定期的に適正化を図ります。

■ まちづくりの指標

指標名	現状 (平成18年度)	目標 (平成24年度)
経常収支比率	91.1%	85.0%

※ 経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかの割合で、財政構造の弾力性の判断に使用されます。この比率が高くなると、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。この割合の適正水準は70～80%とされています。

経常収支比率の推移



財政計画

第1 総括的事項

社会経済情勢の変動や地方財政制度の改正等が予測されるなか、将来の財政収支を正確に見通すことは難しい面もありますが、計画的な財政運営を推進するため、次のとおり財政計画を策定します。

基本的な条件としては、現行の行財政制度を前提とし、過去の実績および現状等を踏まえ推計し、原則として、将来的な制度改正などに伴う変動要因等は算入しないこととします。

なお、各年度の予算編成については、今後の経済動向や地方財政対策などを踏まえ、調整し対応していきます。

第2 一般会計

平成 20(2008)年度から平成 24(2012)年度までの、5年間ににおける一般会計の計画総額を、多様化する行政需要に対応し、市民福祉の向上や充実等を図るため、次の表のとおり、歳入を約 2,230 億円、歳出を約 2,285 億円と見込みます。

このうち、歳入の根幹を占める市税収入については、1,124 億円を見込み、国・都支出金等については、期間中の計画事業の内容にもとづき推計します。

また、歳出については、長期計画事業費を 240 億円と見込むほか、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費を、現状等を踏まえ推計します。

なお、財源不足の対応については、税等の自主財源や特定財源の確保に努めるとともに、行財政改革推進プラン等にもとづき、行財政全般にわたる見直しを行い、効率的な行財政システムの確立などによる経費の削減を図り対応していきます。

さらに、不足する場合には、基金の取り崩し等により対応しますが、基金については、将来を見据え、可能な限り残高の確保に努めていきます。

一般会計財政計画

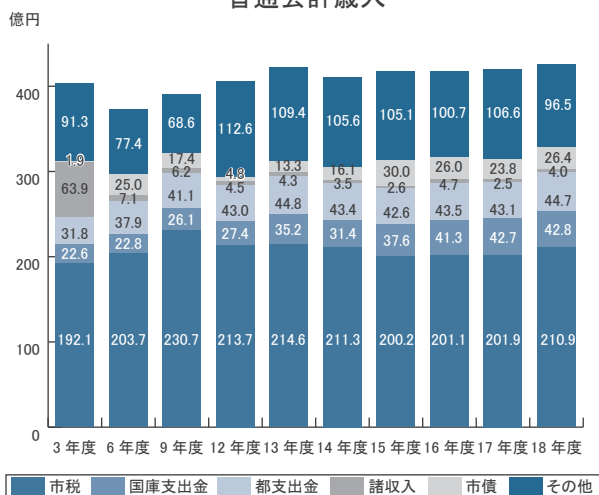
歳入

区 分	計画額 (百万円)	構成比 (%)
市税	112,377	50.4
国・都支出金	49,645	22.2
市債(臨財債を除く)	6,222	2.8
その他	54,775	24.6
合計(A)	223,019	100.0

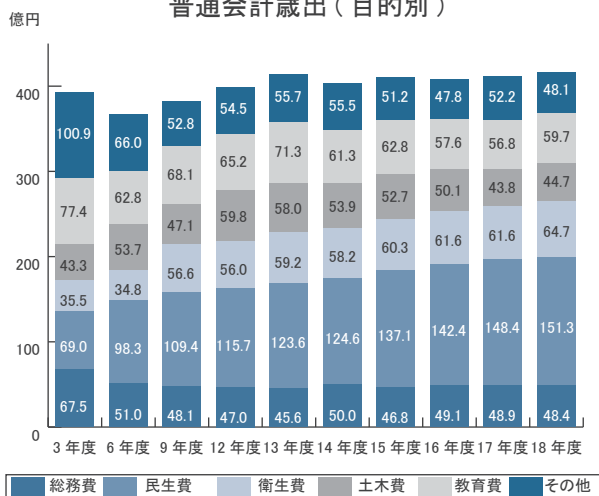
歳出

区 分	計画額 (百万円)	構成比 (%)
消費的経費 人件費 扶助費 その他	154,749 33,678 57,897 63,174	67.7 14.7 25.3 27.7
公債費	10,652	4.7
繰出金	27,231	11.9
その他	11,876	5.2
長期計画事業費	24,003	10.5
合計(B)	228,511	100.0
財源不足額(A)-(B)	△ 5,492	

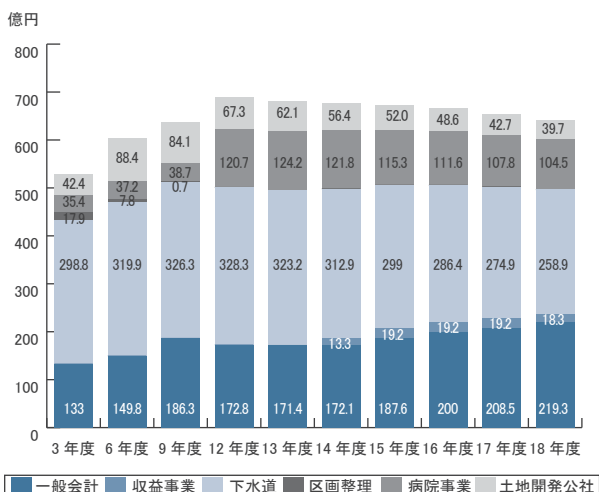
普通会計歳入



普通会計歳出（目的別）



市債等（土地開発公社含む）年度末現在高の推移



第3 特別会計

1 国民健康保険

国民健康保険は、高齢者や低所得者など保険給付費は大きいですが、保険税負担力は小さい被保険者の加入割合が高いという、制度上の問題から、運営基盤はぜい弱であり、高齢化の進展や医療の高度化などによる医療費の増大により、その運営はますます厳しさを増しています。

平成 20(2008) 年度からは医療制度改革に伴い、75 歳以上の方などを対象とした、後期高齢者医療制度が創設されるため、被保険者数は大きな減少が見込まれます。

また、特定健康診査・特定保健指導事業の開始や、退職者医療制度の廃止など、国保財政は、その中身が大きく変わる見込みです。

そのため、現在明らかになっている医療制度改革の影響を踏まえ、推計することとします。運営財源については、国民健康保険税と国・都の支出金などを基本として、法令等による一般会計繰入金を加え、なお不足する財源については、市の財源補てん繰入金によって措置しています。

今後も、国や都の財政援助を要請していくとともに、給付と負担の関係の考え方にもとづき、国民健康保険税について、保険制度を維持していくための応分の負担を定めることなどにより、安定財源の確保を図っていきます。

2 収益事業

収益事業は、公営競技全体の低迷から極めて厳しい経営環境にあります。このため、経営改善計画にもとづき、売上の向上対策や労務関係経費などの開催経費の削減に努めています。

今後も、収益事業の本来の目的である収益金の確保を図り、他会計への繰出しを行うため、損益分岐点の改善に努めるとともに、売上向上対策として、SG競走の誘致などに努めていきます。

収益事業の長期的な売上推計については、予測が非常に難しい面がありますが、本場の一般競走の1日売上については、今後とも若干下降していくものと見込みます。

一方、SG競走および全国発売GI競走の隔年での誘致に努め、下表のとおり他会計への繰出しを行なうものとします。

(単位：億円)

年度	他会計繰出金	備考
平成 20(2008) 年度	4 億円	SG (総理大臣杯) 競走
平成 21(2009) 年度	3 億円	
平成 22(2010) 年度	3 億円	GI (女子王座決定戦) 誘致
平成 23(2011) 年度	3 億円	GI (関東地区選手権競走)
平成 24(2012) 年度	3 億円	SG競走誘致

3 下水道事業

汚水整備事業の現認可区域における整備進捗率は、計画変更に伴う新たな計画面積に対して、平成 18(2006) 年度末で 85.5%となっています。

今後は、新たに事業認可を受けた第3期および小曾木等事業区域の整備を進めるとともに、未整備地区の解消に向け計画を進めます。

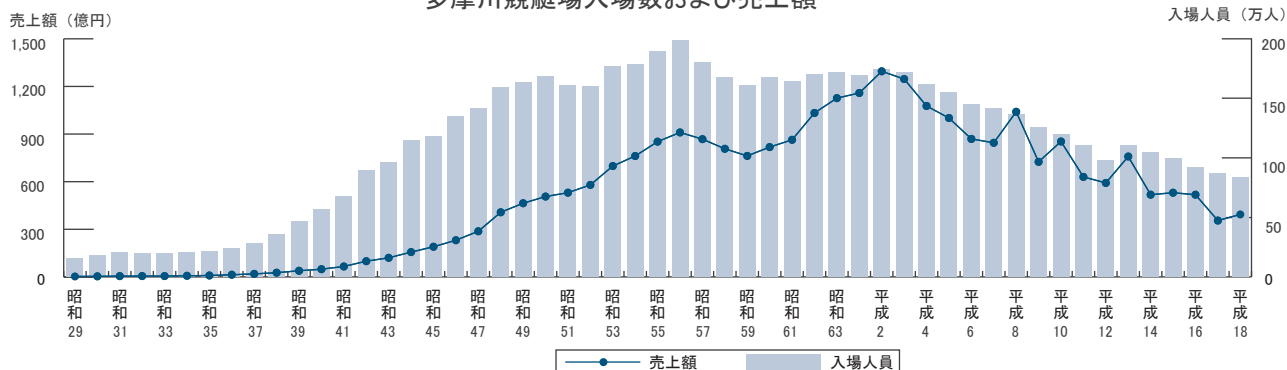
雨水整備事業については、東部地区の雨水排水施設の整備を進めます。下水道事業の主たる財源は市債ですが、平成 18(2006) 年度末の未償還元金は 258 億円余となっています。この債務には、計画期間中に償還が完了するものがある一方、新たな市債発行が加わります。

また、本市の使用料収入による経費回収率は、地形等の状況から経費が割高になるため、61.8% (平成 18(2006) 年度多摩 29 市町の平均回収率は、80.5%) と低い率となっているとともに、事業の進捗に伴う、維持管理に要する経費も増えていくため、今後の下水道事業財政運営は、引き続き厳しいことが予測されます。

このため、一層の内部努力による経費の節減を行うとともに、使用者負担の原則に立ち、下水道使用料について適正な負担を定めていくものとします。

年度	資本費回収率	備考
平成 20(2008) 年度	45%	使用料改定
平成 21(2009) 年度		
平成 22(2010) 年度	60%	
平成 23(2011) 年度		
平成 24(2012) 年度	70%	

多摩川競艇場入場数および売上額



4 老人保健医療

老人保健医療制度は、平成 20(2008)年4月から、新たに後期高齢者医療制度に移行されます。

なお、平成 20(2008)年3月診療以前の医療費については、平成 22(2010)年度まで現行制度にもとづき推計します。

5 後期高齢者医療

平成 20(2008)年度に創設される後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合が運営していきます。

市は広域連合と連携しながら、被保険者への制度の普及、啓発を図り、保険料の徴収等、適切な事務処理を行います。

6 介護保険

介護保険制度は、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして始まり、8年が経過しました。高齢者人口が増加し、ますますこの制度が重要になる中、今後とも、3年ごとの介護保険事業計画にもとづき、事業を推進・運営(保険料改定を含む。)していきます。

また、保険者として一層の制度の普及・定着を図り、被保険者の理解と協力を得つつ、利用者の利便性を高めていきます。

さらに、事業者と連携し、必要な指導を行うなど、被保険者にサービスを総合的かつ効率的に提供できるよう、新たな介護保険事業計画に沿った対応を図ります。

7 受託水道事業

受託水道事業は、平成 23(2011)年度までとし、それまでの期間、安全でおいしい水の安定供給を図るため、水道施設の整備を促進するとともに、水の有効利用を図るため、漏水防止対策を推進します。

なお、平成 24(2012)年度からは、東京都が直接、水道事業を実施する予定です。

8 病院事業

市立総合病院は、救命救急センターを備えた西多摩地域の中核的病院として、他の医療機関では対応することが困難な救急医療や、放射線治療、心臓血管外科等の高度医療および感染症等の特殊医療などの不採算医療を担うとともに、地域医療の確保に努めています。医療保険制度の改正が行われるなか、病院経営は一層厳しい環境に置かれていますが、経費の節減などの経営改善に努め、「他会計補助金に依存しない財政運営」に努めていきます。

また、既存施設の計画的な改修により、施設の維持保全を図るとともに、医療需要に見合った適正かつ効率的な医療提供体制の確保と、医療水準の一層の向上を図り、質の高い医療を提供していきます。

なお、将来的な改築等に備えた財源の確保についても検討していきます。

年 度	経常収支比率
平成 20(2008)年度	100.2%
平成 21(2009)年度	100.3%
平成 22(2010)年度	101.4%
平成 23(2011)年度	101.9%
平成 24(2012)年度	101.9%

※ 経常収支比率 経常黒字が達成される状態(100.0%以上となること)を示す数値



後期基本計画

平成 20 (2008) 年度～平成 24 (2012) 年度

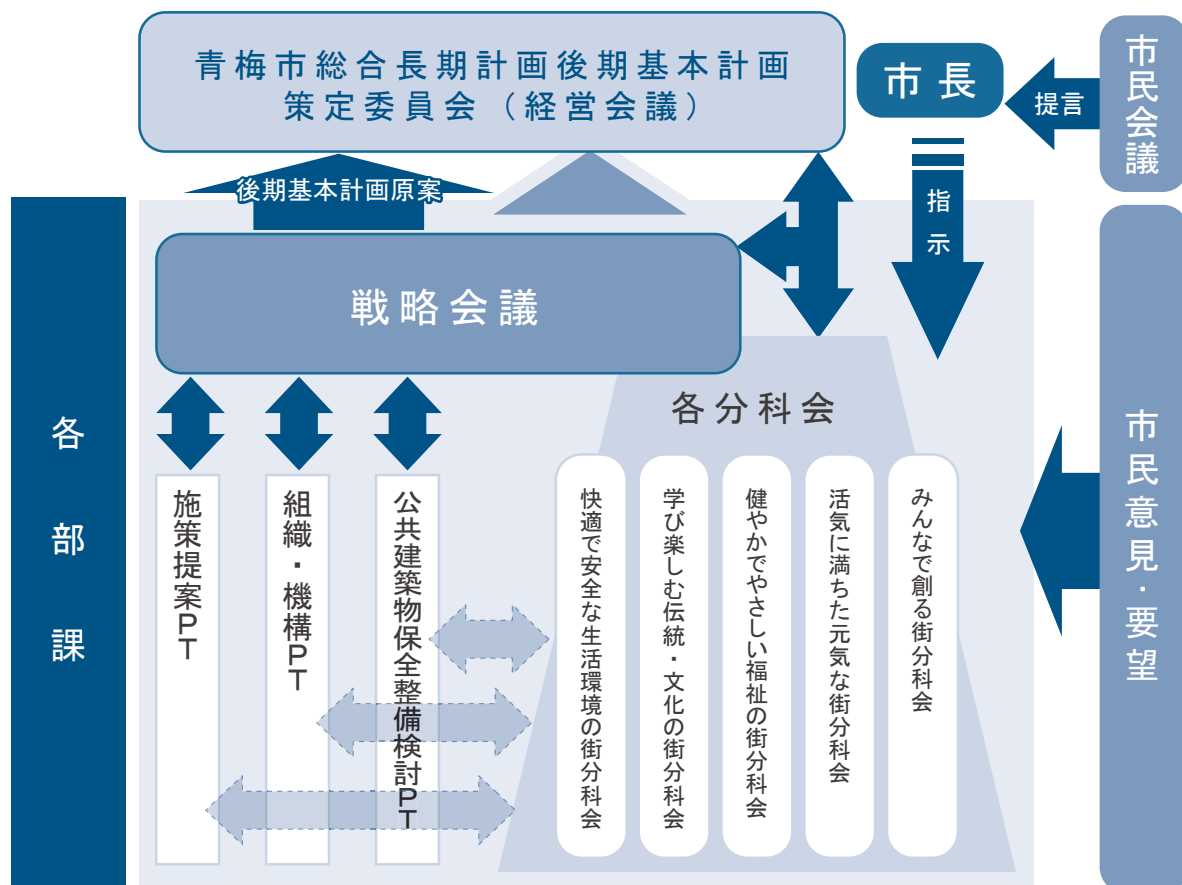


資料編

1 後期基本計画策定体制・経過

(1) 策定体制

本計画の策定は下図のような体制で進めました。



◆策定委員会

市長、副市長（助役）、収入役、教育長および部長職などで構成され、その下部組織である戦略会議、分科会およびプロジェクト・チームでの調査、検討などを踏まえて、後期基本計画の策定を行いました。

◆市民会議

公募委員と各種団体からの推薦委員の21人で構成され、青梅市総合長期計画基本構想にもとづくまちづくりの実現のため、総合長期計画前期基本計画を踏まえた市のまちづくりに関し、必要な意見交換等を行い、後期基本計画策定にかかる提案を行いました。

◆シンポジウム

市民提案からの提案をより良いものとするため、市民会議の検討内容の中間報告と「市民の声の活かし方」と題したパネルディスカッションを行いました。

◆後期基本計画案骨子・後期基本計画《素案》への意見

「市民会議の報告書」などについては平成19年3月に、施策の主な内容などが示された「後期基本計画案骨子」については平成19年10月に、現況と課題、基本方針および基本施策などが示された「後期基本計画《素案》」については平成19年12月に、広報おうめ、ホームページおよび市民センターなどで広く公表し、意見等をいただきました。後期基本計画は、これらの意見等を可能な範囲で取り入れました。

(2) 策定経過

	策定経過（市民意見等）	市民会議	策定委員会
平成 18 年 5 月	市政総合世論調査実施		経営会議 ● 後期基本計画策定方針の決定
7 月			策定委員会 ● 市民会議について 策定委員会 ● 前期基本計画の検証調査等の実施について
8 月			策定委員会 ● 市民会議公募委員の募集結果について
9 月	市民と市長との懇談会 実施（11 地区）	第 1 回市民会議 ● 市民会議の枠組み設定 ● 長期計画の体系（将来像）を把握 第 2 回市民会議 ● 青梅の強みと弱みを見出す	
10 月		第 3 回市民会議 ● 世論調査の結果を把握する ● 強みを生かした施策考える	
11 月		第 4 回市民会議 ● 弱みを改善する施策を考える ● 施策を体系化し優先順位をつける	策定委員会 ● 分科会およびプロジェクト・チームの編成について
12 月		第 5 回市民会議 ● 地区懇談会の意見を把握する ● 後期基本計画への提案の骨子をまとめる	学び楽しむ伝統・文化の街分科会 ● 施策分野別意見交換 みんなで創る街分科会 ● 施策分野別意見交換 健やかでやさしい福祉の街分科会 ● 施策分野別意見交換 活気に満ちた元気な街分科会 ● 施策分野別意見交換 快適で安全な生活環境の街分科会 ● 施策分野別意見交換
平成 19 年 1 月		第 6 回市民会議 ● シンポジウム発表内容を整理する	
2 月		シンポジウム ● 市民提案 中間報告 ● パネルディスカッション 第 7 回市民会議 ● シンポジウムの結果を踏まえて報告書をまとめる	健やかでやさしい福祉の街分科会 ● 施策分野別意見交換
3 月		第 8 回市民会議 ● 報告書の提出	戦略会議 ● 策定スケジュール ● 基本計画骨子 ● 人口推計 ● 新規事業について

	策定経過（市民意見等）	市民会議	策定委員会
4月	市民会議報告書等に対する市民意見募集 ● 広報特集号、ホームページなどで意見募集		策定委員会 ● 後期基本計画策定について
6月			戦略会議 ● 後期基本計画の考え方 ● 基本構想の見直しについて
7月			策定委員会 ● 後期基本計画について
8月			戦略会議 ● チャレンジプログラムについて ● 後期基本計画案骨子について 策定委員会 ● 後期基本計画案骨子について
9月			策定委員会 ● 後期基本計画案骨子の扱いについて
10月	議会へ基本構想の変更について議案提出 ● 土地利用にかかるゾーン区分図を変更		策定委員会 ● 後期基本計画案骨子について
11月	議会へ骨子配付骨子に対する市民意見募集 ● 広報特集号、ホームページなどで意見募集		策定委員会 ● 後期基本計画素案《第一次》について ● 後期基本計画案骨子に対する議員および市民からの意見等について
12月			策定委員会 ● 後期基本計画素案について
平成20年1月	議会への素案報告素案に対する市民意見募集 ● 広報特集号、ホームページなどで意見募集		策定委員会 ● 後期基本計画素案に対する議員および市民からの意見等について
2月			策定委員会 ● 後期基本計画について
3月	後期基本計画の決定 広報概要版発行		

庁内会議として次の会議を開催しました。

策定委員会	計13回
戦略会議	計4回
分科会	計6回

プロジェクトチーム	公共建築物PT	計4回
	組織機構PT	計4回
	施策提案PT	計4回

2 市民意見等について

(1) 市民会議からの提案について

■市民会議が目指したもの

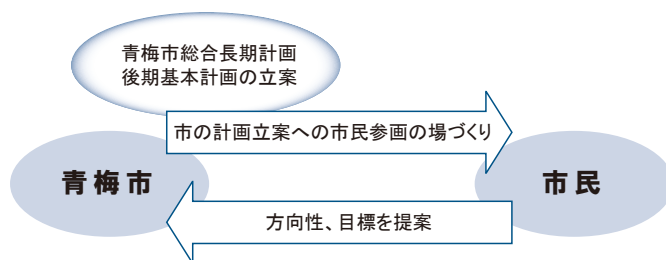
暮らしやすいまちを創るためには、市民と行政がそれぞれ役割を分担し、協力してまちづくりを進める必要があります。そのため、市政運営の根幹となる青梅市総合長期計画後期基本計画立案への市民参画を進めるための市民会議を、平成18年9月から平成19年3月まで設置しました。

市民会議は、3つの部会（「人が生きる・暮らす部会」「人を育てる・守る部会」「まちを使う・つくる部会」）に分かれて全8回にわたる議論とシンポジウムにおける中間報告を実施し、その成果をとりまとめ、市長に手渡しました。

■報告書の概要

市民会議は市民の視点から、青梅市の「5年後の望むべき姿」を、個別の施策展開や事業展開がなされた結果の状態として提案し、青梅市はそのために必要となる個別の施策や事業について立案していくこととしています。

こうしたことから、市民会議からの報告書に示されている「5年後の望むべき姿」と、基本計画の施策分野毎に示されている「まちづくりの指標」や「事業計画」との整合が、後期基本計画の策定にどのように生かされたかを判断する一つの目安となります。なお、計画期間終了時に、「5年後の望むべき姿」がどの程度実現したか、青梅市と市民の両者がそれぞれの立場で検証し、次の総合長期計画に反映していく必要があります。



テーマ別将来像 I. 人が生きる・暮らす

- 人が生き、暮らし続けていくためには、青梅市の最大の強みである自然を保全していく必要があります。
- 自然を適切に活用し、暮らしの中に溶け込ませる必要があります。
- 自然の保全と活用の両輪は、体験を通してつなげていく必要があります。
- 次世代に向け、自然との触れ合いを学んだ「青梅っ子」を育てる必要があります。
- これらにより、5年後には循環型社会が実現しています。
- そのためには、市民レベルの協議会が立ち上がり、市民一人一人が担い手となる他、こうした取組が施策の中にきちんと取り込まれていく必要があります。

市民会議による「5年後の望むべき姿」

自然環境の保全

- 経済的合理性を持った自然と人の良い関係ができています。
- 自然に関わるボランティア活動が活発になっています。
- 自然と楽しく触れ合える森や水辺ができています。
- 自然との触れ合いを学ぶ元気な「青梅っ子」の姿が見られます。

生産（農林業）の振興

- 青梅全体のブランド価値が高まり、農作物や木材、木工材が他の地域に浸透しています。
- 地域で作られた安全でおいしい農作物が地域できちんと消費され、農業の大切さが地域に理解されています。
- 青梅の木材の価値を地域がいち早く評価するとともに、地域の公共施設等できちんと使われています。
- 農地や森林の公益性が青梅市民に周知され、その価値が認められるとともに、農地や森林保全活動に市民も加わっています。
- これらのことにより、農林業と市民生活が調和した活性化が図られています。

後期基本計画への反映

チャレンジプログラム

- 「青梅の森」プログラム
- ふるさとの川プログラム
- 青梅っ子プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第1章第1節「第1 自然環境」
- 第3章第2節「第2 児童福祉、子育て支援」
- 第5章第1節「第1 市民参画・活動」

チャレンジプログラム

- 「青梅の森」プログラム
- 地域活力プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第1章第1節「第1 自然環境」
- 第1章第2節「第1 都市景観」
- 第4章第3節「第1 地域情報化」
- 第4章第4節「第1 農業・林業」

市民会議による「5年後の望むべき姿」

生活環境の整備**①河川等**

- 青梅市水辺の環境リーダーを50人養成し、青梅市内の水辺の環境改善に取り組んでいます。
- 市民と行政の協働により地域に活きた親しめる川に復活しています。
- 多摩川・霞川が水辺の楽校として登録され、地域の身近な水辺における環境学習・自然体験活動が展開されています。

②ごみ処理・リサイクル

- 青梅市民1人あたりのごみ排出量が100g/日減量されています。
- 意識向上を図るために、青梅市により効果的な広報活動が行われています。
- ごみ問題に関心のある市民との連携が図られています。
- ごみ処理に要する税金が効果的に使われています。

後期基本計画への反映

チャレンジプログラム

- ふるさとの川プログラム
- 青梅エコライフプログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第1章第1節「第1 自然環境」
- 第1章第2節「第3 公園・緑地」
- 第1章第2節「第4 河川等」
- 第1章第2節「第8 ごみ処理・リサイクル」
- 第1章第3節「第1 消防・防災」

テーマ別将来像 II. 人を育てる・守る

- 人を育て、守るためには、生涯学習の推進が重要で、文化の基盤となる図書館を充実させるとともに、生きる力に長けた子どもを育てていく必要があります。
- 文化、スポーツの振興には、誰もが文化や芸術に容易に触れられ、また、自然の中でスポーツを楽しめる環境整備が必要です。
- 保健医療の充実には、地域のニーズにあった医療が提供されるとともに、健全な国民健康保険運営のためのPRが必要です。
- 福祉の充実には、世代を超えて支えあう、安心ネットワーク環境の整備と多彩なサービスメニューが必要です。
- これらにより、5年後には生きる力に長けた青梅っ子が育っているとともに、安全・安心感に守られた平穏な市民生活が実現しています。

市民会議による「5年後の望むべき姿」

生涯学習の推進**①生涯学習**

- 文化の基盤となる図書館が充実しています。

②学校教育

- 安全で安心できる、子どもたちの遊び場ができています。
- 食育を通じ、郷土愛が育まれています。
- 生きる力に長けた子どもが育まれています。

後期基本計画への反映

チャレンジプログラム

- 青梅っ子プログラム
- 健やかプログラム
- 文化創造プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第1章第2節「第3 公園・緑地」
- 第2章第1節「第1 生涯学習」
- 第2章第1節「第2 学校教育」
- 第3章第1節「第1 予防・健康」
- 第3章第2節「第2 児童福祉、子育て支援」
- 第4章第4節「第1 農業・林業」

文化・スポーツの振興**①文化・芸術**

- だれもが文化や芸術に容易に触れることができます。
- 身近な場所で映画を楽しむことができます。

②スポーツ・レクリエーション

- 既存施設を多目的に利用することで稼働率が高まっています。
- 自然を活用したスポーツ施設が増えています。

チャレンジプログラム

- 健やかプログラム
- 文化創造プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第2章第2節「第1 文化・芸術」
- 第2章第2節「第2 スポーツ・レクリエーション」

市民会議による「5年後の望むべき姿」

後期基本計画への反映

保険医療の充実**①医療体制、市立総合病院経営**

- 地域のかかりつけ医を地域で育てています。
- 総合病院は、高度な医療を提供する病院としての役割を担っています。

②社会保障

- 負担感に不公平感がないよう、収納率の向上が図られています。
- 制度の枠組みや保険の意義などについて、市民にきちんと周知されています。

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第3章第1節「第2医療体制、市立総合病院経営」
- 第3章第3節「第1社会保障」

福祉の充実**①安心ネットワーク（地域福祉）**

- 楽しいまちをつくるという発想の下、地域の特徴が活かされた場所に子どもやお年寄りが一人にならない、安心感をもちます。
- 世代を超えて支えあう、安心ネットワーク環境が整っています。

②児童福祉、子育て支援

- 生きる力に長けた子どもを育てるために、子ども会やPTA同士が連携して子育てを支援しています。
- 高齢者の社会参加として、学校教育の場にも積極的に参加しています。

③高齢者福祉

- 青梅市民が優先的に施設利用できるようになっています。

チャレンジプログラム

- 青梅っ子プログラム
- 健やかプログラム
- 安全・安心プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第3章第2節「第1地域福祉」
- 第3章第2節「第2児童福祉、子育て支援」
- 第3章第2節「第5高齢者福祉」

雇用の創出

- 男女が働ける環境が整っています。
- 青梅ブランドが認知され、新しい雇用が創出されています。

チャレンジプログラム

- 地域活力プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第2章第3節「第2男女平等参画」
- 第4章第6節「第1雇用」

テーマ別将来像 Ⅲ. まちを使う・つくる

- 青梅は今、圏央道の整備、米軍横田基地の民間利用といった大きな契機が訪れています。
- こうした契機に乗り、青梅が持っている潜在価値を最大限活用した街づくりが必要です。
- 一つ目の軸として、青梅の光を觀せる「観光」を軸にした街づくりを推進するために、青梅ブランドの価値を高めていく必要があります。
- 二つ目の軸は、産業の振興を図るため、青梅IC周辺の整備効果を活かした流通ネットワークの構築が必要です。

これらのことにより、観光入込客数500万人を目標に、5年後は観光入込客数300万人を実現し、青梅の全体がブランド価値を生み出しています。

市民会議による「5年後の望むべき姿」

後期基本計画への反映

都市核の形成**①都市景観**

- 古い街並みと新しい街並みが融合し、青梅らしい景観が形成されています。

②市街地整備

- 区画整理等に投下した資本をまちの活力という果実で回収しています。
- 市民参加を進め、実施に移されていない都市計画は適切に見直されています。

チャレンジプログラム

- 地域活力プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第1章第2節「第1都市景観」
- 第1章第2節「第2住宅」
- 第1章第2節「第3公園・緑地」
- 第4章第1節「第1市街地整備」

市民会議による「5年後の望むべき姿」

地域基盤の整備

①道路網

- 圏央道青梅ICの整備効果の活かし方として、古い街道筋が復活し、まちに新たな流動性が生まれています。

②公共交通

- 青梅線に快速が運行しています。
- 市内を循環するバスが運行しています。
- 圏央道青梅ICと連絡するバスが運行しています。

生産（産業）の振興

- 産学が連携し、まちの活性化に結びつく産学振興策の効果が発現しています。

商業・観光の振興

①商業

- 昭和レトロを活かしつつ、それだけに頼らない活性化が図られています。
- 商店街全体で魅力を創出しています。

②観光

- 観光入込客数300万人が達成されています。
- 青梅市と一体となった観光協会が設立されています。

交流の促進

- 民間レベルで活発な交流が行われています。
- 交流の輪が、西多摩から多摩地区、そして都内に向けて広がっています。

後期基本計画への反映

チャレンジプログラム

→地域活力プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第4章第2節「第1道路網」
- 第4章第2節「第2公共交通」
- 第4章第5節「第2観光」

チャレンジプログラム

→地域活力プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第4章第4節「第2工業」
- 第5章第1節「第1市民参画・活動」
- 第5章第2節「第2広域行政」

チャレンジプログラム

→地域活力プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第4章第5節「第1商業」
- 第4章第5節「第2観光」

チャレンジプログラム

→文化創造プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第5章第1節「第1市民参画・活動」

テーマ別将来像 IV. まちをつくる みんなで創る

- まちをみんなで創るためには、市民と行政は協働していく必要があります。
- そのためには、市民と行政の間にある情報の非対称性が解消される必要があります。
- また、既存の組織や団体を有機的にネットワークさせる行政や中間支援組織の役割は重要なものになります。
- これらにより、5年後には、市民と行政の中にある壁や市民の中にある壁が取り払われ、市民と行政が協働してみんなでまちを創り始めています。

市民会議による「5年後の望むべき姿」

市民活動の促進

- 市民参加に対するバリアフリーが進んでいます。
- まちづくりに市民が積極的に関わっています。

効率的な市政運営

①行政運営

- 市役所の仕事が見え、理解できています。

②庁舎等の整備

- 西多摩地域の中心として、必要にして十分な公共公益施設が整備されている。

後期基本計画への反映

チャレンジプログラム

→地域活力プログラム

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第1章第2節「第3公園・緑地」
- 第2章第1節「第2学校教育」
- 第5章第1節「第1市民参画・活動」
- 第5章第2節「第1行政運営」

後期基本計画各論（基本方針・基本施策）

- 第5章第2節「第1行政運営」
- 第5章第2節「第3庁舎等の整備」

(2) 後期基本計画に寄せられた市民意見

○市民意見の内訳

意見提出者数 69人
意見総数 206件

意見内訳	件数	総数に占める割合
総論	11件	5.3%
各論	195件	94.7%
第1章	50件	24.3%
第2章	34件	16.5%
第3章	45件	21.9%
第4章	46件	22.3%
第5章	20件	9.7%

市民意見 市の対応

第1部 総論

第1章 基本計画の考え方

第3節 将来人口

基本構想の想定人口について基本計画の推計にもとづき数値を変更する。

基本構想の想定人口は市の目標とするもので、基本計画に示す推計人口とは役割が異なるため、基本構想の変更は行いません。

第2章 チャレンジプログラム

第1節 チャレンジプログラムについて

チャレンジプログラムについて「協力」の言葉を入れてほしい。

計画に「～連携・協力をし～」と記載します。

全体の取り組みはよいと思うが、サブタイトルをつけるなどして市民に対しアピールする表現、内容にし、広く市民が参画し一緒に作っていく点もアピールしては。

市民と連携、協力して進めていく取組であり、イラストを使用するなどわかりやすくお伝えできるよう、工夫します。

「施策分野の枠を超えた横断的な取り組み」、および「庁内各課が連携」文言削除を希望。

庁内各課の取り組み、連携だけではなく、市民との連携・協力ということで記載しています。

第3節 各プログラムの展開

第3 青梅エコライフプログラム

重点推進事業として「生ゴミの堆肥化」のモデル地区を作り取組むと良いのではないかと。ゴミ処理の負担金を2/3に減らせると考える。ごみ減量と再利用の2つに有効だ。

現在、市民農園を利用した生ごみ堆肥化モデル事業を市民団体と協働で行っており、これを計画に位置づけて取り組んでいきます。

第4 青梅っ子プログラム

市民会議からの報告書には「児童館」のことが盛り込まれていたが、後期基本計画では反映されていない。その点について、市民が理解し納得できるような記載が必要ではないか。

市内11か所の市民センター・体育館、子育て支援センター、永山親子ふれあいルーム、自治会館など地域の既存施設を利用した子供の居場所作りを充実することにより、対応します。

第6 安全・安心プログラム

公共施設の耐震改修の財源として、国交省の「まちづくり交付金」を活用してはどうか。

まちづくり交付金は現在活用していません。なお、市立小・中学校の校舎等の耐震化事業については、耐震診断・耐震設計は、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業補助金」を、耐震補強工事は、文部科学省の「安全・安心な学校づくり交付金」の適用を受けて施工しています。

第7 文化創造プログラム

美術館を活性化するには、学芸員の一般公募を行うのが良いと考える。

学芸員の公募は実施済みです。

美術館運営委員会のメンバーに市内外の市民参加を広く呼びかけて加え思い切った改革が必要だと感じる。

運営委員会の市民参加は博物館法改正の動きに合わせて検討します。

美術館を子供たちの教育の場としても活用するためには若いスタッフがもっと必要である。

子ども向けのプログラムについては、これまで以上に具体化していく方向です。

○ その他

まちづくりの言葉遣いについて、まちづくりの文言の前提は「狭義の地域主導のまちづくり」、「広範囲（行政圏）として方向付けのまちづくり」の複数あるのではないかと。使い分けて、わかり易く記載をすべき。

「まちづくり」の言葉にはソフト・ハード、また環境、コミュニティなど多くの内容が含まれると考えます。使い分けての記載でなく、多くの意味を含んだ言葉として使用しました。

健康について、様々な場所に表現されているが、健康の定義としてWHOでは、「完全な肉体的、精神的及び社会福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」としている。社会福祉の面からも「健康」に関した表現を考えるべきではないか。	明示的な表現はしていませんが、チャレンジプログラム「第5 健やかプログラム」においては、「市民が健康でいきいきと生活するため、保健・医療・福祉・スポーツなどの分野が連携し」と表現するなど、福祉的な面からの健康についても意味に含めています。なお、「青梅市健康増進計画」においても、「心の健康」について 触れています。
後期計画であるからこのようなまとめ方で、無難にまとめているが、竹内市長3期目に賭ける意気込みと華が感じられない。年次計画にもとづいて実施する事業は、素案にまとめた内容でよいが、時代背景を捉えた展開も必要と思う。	市として様々な課題について優劣無く計画をもって取り組んでいくための長期計画ですが、市として特に重点的な取組としてチャレンジプログラムを位置付けています。市長としての意気込みや華については、長期計画という5か年の計画書の中ではなく、各年度における施政方針等において、示して行くものと考えています。

第2部 各論

第1章 快適で安全な生活環境の街

第1節 自然環境の保全

第1 自然環境

土砂等の埋立て規制による環境の保全のために「地下水保全条例」を作り、地下水の量・質をチェックし、悪影響を及ぼす埋立ては規制していくべきだ。	土砂等の埋立て、地下水の保全に関しては、各種法令等により一定の規制が行われています。また、地下水の状況を把握するため、市および都では、毎年、市内の井戸の調査を実施しています。
観光資源としての自然を守って欲しい。	計画に記載し、「環境基本条例」「環境基本計画」にもとづき市民・事業者・行政が連携し、自然環境の保全に向けた総合的な取組を進めます。
杉、桧の過剰な植林による悪影響を考えて欲しい。	樹林地の保全として、計画へ記載します。

第2節 生活環境の整備

第1 都市景観

基本施策(1)①青梅駅周辺景観形成地区の文言「区域指定」することについて、どのような地区指定をするのか。	「青梅市の美しい風景を育む条例」で規定する歴史的街並みと一体に景観の形成を図る地区として西分町から森下町の青梅街道沿いを「青梅駅周辺景観形成地区」として平成19年7月20日に決定しました。
基本施策(3)①地区計画等の導入を検討と記載があるが、一般的に「長計一都市マスター地区計画」市条例と考えられ、景観形成計画等が先行した形で、どのように協議会を立ち上げ、周辺住民の発意等を促すのか。	地区計画などの規制は、地域住民の理解が必要となります。景観について理解してもらうなかで制限等について住民の意見を聞いていきます。
景観保全するためにはマンション等建設に対する市独自の規制や指導の強化を。	マンション等の建設に対しては、周辺住民の発意のもと地区計画等の導入を検討していきます。
青梅駅前周辺の電柱撤去等による美しい景観整備、梅岩寺～金剛寺の石畳の道など、和風情緒のある修景を。	計画に記載し、「青梅駅周辺景観形成計画」により段階的に進めていきます。

第2 住宅

住宅リフォーム制度を創設すること。	現在、制度の創設は考えていません。
住宅の耐震工事に対する補助制度の確立。	計画に記載し、市民が安心・安全に生活する上で重要な課題であると考え検討していきます。

第3 公園・緑地

基本施策「22世紀の森づくり」において、外来種への対策として公園緑地課に生物の専門職員を置くべきである。また、文化財保護員の中に「森づくり」の部会を作り、市内の専門家をに入れるのも有効だと考える。	専門職員の配置の予定はありません。計画では、森林の保全を図り、森林の持つ多様な公益的機能の回復に努めることにしています。
「市民参画による公園・緑地の管理」について、市民・ボランティア主導型の管理を行うには計画段階から広く市民が参加する必要がある。	計画に記載し、市民参画による公園や広場の整備と管理を進めます。
櫻を見直し後世のために保護・植樹して欲しい。	保護については、計画に記載します。植樹については、条例制定の際に検討を行うこととなります。
永山北部丘陵保全は市民の意見を聞いて進めて欲しい。	市民を含めた懇談会を設置し保全を進めていく予定です。

第4 河川等

岸辺の散策路などを作ることで、失われる自然がいかに大きいか。専門家の意見を聞くこと、多摩川沿いの自然環境調査を行うべき。	「多摩川河川環境管理計画」にもとづき、市民に親しまれる健康の道として整備を図ります。
河川等について、指標、BODだけでなく他の指標も入れたらどうか。BODだけでは河川環境はよくなる。	河川環境の基本は水質であると考え、一般的に河川の汚濁の度合いを示す代表的なものとしてBODを指標としています。河川環境の保全・整備に向け基本施策にもとづき対応していきますので、指標の追加は行いません。

第6 下水道

新たな地域の水洗化では、多額の負債を抱えることになるので、地形的な条件からコスト増となる地域の下水道整備について全額国庫負担するよう働きかけて良いのでは。	全額国庫負担ではないが、国等へ補助金の拡大、充実を継続的に要望しています。
---	---------------------------------------

第7 環境衛生・環境美化

大通りの伸び放題の草、ゴミだらけの歩道や公園等から着手するのが良いかと思う。	環境衛生・環境美化について計画に記載し、引き続き対応もしていきます。
--	------------------------------------

第8 ごみ処理・リサイクル

生ごみ処理についての新たな取組を検討すること。	計画に記載し、生ごみ堆肥化モデル事業を推進していきます。
給食残さの減量と資源化の取組 生ごみについては、学校給食残さに限らず一般家庭や保育所等の調理残さなども含めて考えて欲しい。	計画に記載し、給食残さなどの生ごみの減量に努め、たい肥等への資源化に取り組めます。
基本施策(2)③エコセメント化事業の推進 とあるが、ごみの減量を目指す一方で、エコセメント化の推進というのは矛盾しているので、計画に盛り込む必要はないのではないか。	基本施策では「焼却残さを原料としたエコセメントの利用に努め、資源のリサイクルを推進します。」と記載し、埋立てをしないでリサイクルすることを推進することとしています。
ごみ減量やリサイクルに関する意識は、子どもの頃からの意識付けが大切だと思うので、計画に盛り込んで欲しい。	計画に記載します。ごみ減量の啓発については小・中学校の社会科および家庭科の授業で指導を行っています。
ごみ処理・リサイクルについて、指標の数字が前期からほとんど変わっていない。指標のほかに、減量するための方法、手法がないと結果は変わらないのではないのか。	減量の方法・手法については、事業計画に掲載しているが、減量は新たな手法よりこれまでの取組の徹底が重要と考えています。
地球温暖化防止のための文言を入れても良いのでは。	地球温暖化防止の現状と取組について記載してあります。
環境を守るために太陽光発電装置設置に対する補助制度を設ける。	今後の検討課題と考えています。
庁用車をハイブリッド車等にする。また使用していない庁用車をレンタカーとして貸し出す事業を提案する。	今後の検討課題と考えています。
舗装道路とビルの多い地域は夜になっても昼の暑さがおさまらない。一本でも多く木を増やして欲しい。	計画に記載し、公園、道路、公共施設や事業所、住宅など民有地の緑化、ブロック塀の生け垣化などを進めます。

第3節 生活安全の確保

第1 消防・防災

避難所となる公共施設は、耐震化が急務ですが、すでに優れた耐震性のある民間の大規模建築物について、避難する市民の受け入れなどの協力関係を取り付けることを盛り込んでどうか。	計画に明示はしませんが「避難所については、安全で衛生的な施設の確保と整備を図ります。」と記載し、この中で検討していきます。
学校、市民会館等の公共施設の耐震補強工事を早急に着工・完了させることを望む。	計画に記載し、事業を推進していきます。

第2 交通安全

安協の運営や支援についても考え方を盛り込む必要があるのでは。	安協との連携・協力を主に考えています。
歩道を走る自転車（特に子供）が怖い。学校と協力して、危険な走行をしない、他者をおびやかさない、安心して歩ける青梅にして欲しい。	計画に記載し、安全運転講習を受けた小学生に「免許証」を交付し、講習を通して「車両」に乗る自覚を植え付け、マナー向上と事故防止につなげます。
自転車の安全運転講習を受けた小学生等に免許証を交付する現在の計画だけでは不十分だと思うので以下のようにして欲しい。 ・自転車の交通違反の取締りを自動車と同等に行う。 ・自転車の免許制を全市民に適用する。もしくは講習を受けなければ乗れないようにする施策を講じ、定期的に更新を行う。	交通違反の取締りは警察署に要望していきます。「自転車免許証制度」は子供たちに自転車の運転マナーを守り、安全運転を心がけることは、自分の命の大切さを教えるだけでなく、他者への配慮、思いやりの心を育て、さらには将来の交通社会への本格参加への準備としてもきわめて大切なことであることを自覚させることであり、計画の訂正は行いません。

第4 消費生活

庁内他部局との連携による多重債務者対策の強化を入れて欲しい。	多重債務者としての表記はないが、庁内連携を追加表記し、対応します。
--------------------------------	-----------------------------------

第2章 学び楽しむ伝統・文化の街

第1節 生涯学習の推進

第1 生涯学習

各市民センターに、生涯学習促進のための専門性を持つ職員を置くことの効果は大きい。	生涯学習については社会教育課での集中管理を検討しています。
青梅市には公民館が少なく市民自治のための勉強の機会も少ない。市民自治についての見識を持つ市民を多く育てていくことで、青梅市は大きく変わる。	計画に記載し、教育委員会としては、今後も生涯学習機会の充実の中で、住民自治の意識啓発に取り組んでいきます。
放課後子ども教室を全校設置して欲しい。	放課後子ども教室については、検証をふまえて、今後対応を検討します。
学校の空き教室の市民への開放を。	計画に記載し、引き続き今井小・二中の音楽室を開放していきます。
初歩のIT講習会の開催。	計画に記載しており、パソコン入門講座は毎年開催しています。内容は14年度の初級中級を足したものです。

第2 学校教育

給食センターの建て替えを見直し、自校式調理のモデル校を作るべきである。地場産野菜等の使用を約30%まで上げることで、地元農業にとっても確実な需要が見込め、後継者も確保できると考える。	現給食センターの建て替え予定はありません。モデル校の設置については、検討していません。地産地消については、関係各課との横の連携を含め研究します。
「環境市民会議」との協働で小・中学校のカリキュラムに市独自の環境学習を加えてはどうか。まずは教員に環境学習の研修を行うのが良い。	環境教育についての教員への啓発は必要であるため、「青梅市教育推進プラン」にもとづいて環境教育に関する指導資料を作成する予定です。
基本施策(1)教育内容の充実の①に「基礎的・基本的な学力の確実な定着と向上を図る」を加える。	「基礎的・基本的な学力の確実な定着と向上を図るために～」と記載し対応します。
「食育の推進」を別項目で加える。	別項目にはしませんが、「～食生活の習慣や知識を身に付けることによる生活習慣病の予防や～」と記載し対応します。
基本施策(3)教育環境・施設の整備に「⑤学校図書館の整備・充実」を加える。	計画に記載し、「読書活動の推進」を図ります。
基本施策(3)教育環境・施設の整備に「⑥校庭芝生化の検討」を加える。	都の「公立学校運動場芝生化事業」の意向調査に伴う学校への調査結果や芝生化の有効性と問題点などを「青梅市学校施設のあり方検討委員会」の中で総合的に検証していきます。
新町小学校のマンモス校解消のため、新設校の建設を位置づけること。	「学校規模適正化検討委員会を開催し新町小学校について適正化に努める」と記載し、児童数の傾向を分析しつつ検討していきます。
30人以下の少人数学級を位置づけること。	個別指導を充実する観点から、少人数指導の充実が推進します。しかし、児童・生徒が社会性等を身に付けるためには、一定規模の人数が必要であり、現行通り40人学級が適切と考えます。
ルール、モラルの遵守を学ぶには学校を中心に小・中学生時代に強力に指導しなければならないのでは。	計画で規範意識について記載し、引き続き取り組んでいきます。
学校施設の耐震化を早急に行うこと。	計画に記載し、耐震診断結果等にもとづき「青梅市立学校施設耐震改修検討委員会」において順位等を検討していきます。
健康教育に、薬物やたばこ、酒などの害を教えることの表現を加えることを検討してほしい。薬害等の具体的な教育も考えていくべきではないか。また、医師会との協力は、医師会が健康教育にも携わるべきではないか。	薬物乱用の防止や喫煙、飲酒の害については、小・中学校の保健の授業において指導を行っています。医師会との連携については、学校保健の充実を図るため、学校・教育委員会・医師会が協力する旨記載しております。
市内小・中学校に、バスや電車などで遠距離通学する児童生徒の通学安全、教育費の父母負担の軽減を図るため通学定期代の補助制度を充実して欲しい。	本市の通学費補助については、分校廃止等により遠距離通学となった児童を対象に補助を行っており、今後とも本制度での対応を考えています。

第2節 文化・スポーツの振興

第1 文化・芸術

大きな文化ホールは必要がないし、維持管理経費で赤字になるのは必至だ。中・小ホールを組み合わせた青梅の身の丈に合ったサイズの文化ホールが必要ではないか。	新しい文化施設の建設構想の中で検討します。
市立美術館の展示の充実と入場者数拡大の取組を加える。	計画に記載し、各種芸術事業の充実を図るほか、環境を整備することにより美術館利用を促進することとします。まちづくりの指標として、入場者の数値目標を定めます。
新庁舎より今の市民会館前の通り大変危険です。駐車場は狭いし是非移動して新築を希望する。	計画に記載し、将来に向けて新しい文化施設の建設構想を検討します。
文化・芸術中心の街づくりこそが活性化への道と考える。美術館中心のまちづくりを推進して欲しい。	計画に記載し、美術館の活用を推進していきます。
釜の淵市民館での100人規模のイベントに対しては、3か月前の完全抽選制度を見直し、青梅市民会館と同じく6か月前の窓口申し込みシステムに変更して欲しい。	社会教育関係団体が釜の淵市民館を使用する場合は、どの団体でも3か月前の抽選申し込みにより、予約・使用をしていただくこととなります。また、釜の淵市民館は青梅市民会館と違い、学習の場を提供する施設で、イベントに使用することを前提としていません。

第2 スポーツ・レクリエーション

青梅マラソン・奥多摩駅伝の充実を図るとともに、大会関係記念品等の保存及び展示場の確保・整備の検討を加える。	現在、総合体育館入口に展示ブースを確保し展示しています。資料等の収集管理については、今後も継続して収集に努めます。
スポーツ観戦の場の提供についても表現してほしい。また、各地域ではスポーツを行う場所が少ないので、小・中学校の夜間照明の設置を進めて行くべき。	観戦の場はスポーツの場の提供をすることにより一体的に整備できると考えます。また、学校夜間照明の整備については、具体化に向けて検討していきます。

第3節 交流の促進

第2 男女平等参画

市が率先して女性の登用を進めるべきである。	現在の男女平等推進計画・青梅市プランの中で明記しています。
男女平等参画推進条例の検討をすること。	現在の男女平等推進計画・青梅市プランの中で対応し、条例の検討は予定していません。
男女平等意識の高揚では、広報おうめ、ホームページの活用などが盛り込まれているが、専門の啓発誌の発行はしないのか。	特集号や啓発紙としての表記はしないが、広報誌への差込みを検討します。

第3 国際交流・地域間交流

環境先進国であるドイツのポツパルト市と姉妹都市であるのだから、ぜひ環境への取組という点で交流をはかるべきだと考える。	ポツパルト市との合意形成が必要であるため、現在は取組を進める考えはありません。
核兵器廃絶、平和の活動を柱として位置づけること。	前期基本計画を継承し、平和思想の普及と世界連邦運動の広報や啓発に努めます。

第3章 健やかでやさしい福祉の街

第1節 保健・医療の充実

第1 予防・健康

喫煙対策について ・市内全域を路上歩行喫煙禁止とし、違反者には過料を徴収するとともに禁煙を啓蒙する。 ・健康増進法 25 条と関連する厚生労働省通知に対し、独自に条例で罰則を設け、運用する。 ・駅など公共の施設には警察官を常駐させ取り締まりにあたらせ、鉄道営業法 34 条 1 項（禁煙場所での喫煙をとがめられてやめなかった場合科料）の厳格運用を行う。	路上喫煙に限らず、喫煙マナーの向上は大切なことです。ポイ捨てや受動喫煙も含めて、市民全員の問題となるわけですから、税金を投入しての罰則強化よりも、市民一人ひとりにマナー向上を訴えていくことが、より良い形ではないかと考えています。 健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、生活習慣の改善と生活習慣病の予防に着目して対応していきます。
総合病院における禁煙外来の設置により禁煙努力を支える。	基本計画に文言での記載は行わないが、禁煙外来は検討中で、将来行う予定です。

第2 医療体制、市立総合病院

市立病院の救命救急を強化し、救急チームを結成して欲しい。	今後の救急体制整備の参考とさせていただきます。
がん診療拠点病院として腫瘍内科医の充実と緩和医療、緩和病床の確保を切に願う。	計画に記載し、がん拠点病院としての機能充実に努めていきます。

救急医療体制は、総合病院だけが行うものではなく、医療連携していくことを記載しないと、総合病院がすべて行うように受け取られる。	「医療提供施設の役割分担の明確化と連携の強化、医師会や歯科医師会などと連携を図る」こととしていますので、計画の訂正は行いません。
--	--

第2節 福祉の充実

第2 児童福祉、子育て支援

子どもの医療費助成制度の充実を加えること。	「出産・子育てに必要な経済的負担を軽減するために、子供の医療費助成制度の充実や～」と記載し、対応します。
児童館の建設を位置づけること。 新町にある子育て支援センターだけでは不足です。他の地域に「子育て支援センター」の建設を重点推進事業に加えてください。	11か所の市民センター事業の充実や、子育て支援センター、永山親子ふれあいルームの充実、市内各地域の自治会館など地域の既存施設を利用した、身近な子どもの居場所づくりを充実していくことで対応していきます。
保育園の待機児の解消に向けて、保育園の新設など整備を具体的に明記すること。	保育所の増改築に合わせて定員増を図ります。
学童クラブの施設の拡充、改善に取り組むこと。	計画に記載し、学校の余裕教室の活用、定員の増加を図ります。
学童保育所の拡充とありますが、放課後子ども教室事業との調整・考え方の整理が必要。また、単に拡充するという考え方より、放課後子ども教室へのシフトによって、利用者が減るようであれば、障害児について受け入れ拡大などの質的向上を考えるべきでは。	一部計画に記載。「拡充」には、待機児童の解消、希望者数が減少する場合は、学年延長等も考慮しています。また、障害児の受け入れ拡大を記載し対応を図ります。放課後子ども教室については、検証を踏まえて、今後対応を検討します。
子は地域の宝、地域でも育てる項目の追加記載を希望。	「子育てを地域や社会全体で支えるまちづくりを進めます」と記載しています。
安心して出産でき子供を育てられる支援を進めて欲しい。	計画に記載し、子どもの医療費助成制度の充実や増改築による保育施設の整備、一時保育・延長保育の拡充など、保育サービスの充実を促進します。
学童保育の待機児童を解消して欲しい。	計画に記載し、余裕教室の活用を図り待機児童解消に努めます。
子育て支援政策の策定過程に幅広い年代の母親の意見を大いに取り入れること。	保育園・幼稚園・児童委員・子育て支援グループの代表者等が委員の協議会で「次世代育成支援地域行動計画」を策定し実施しています。さらに22年度から始まる計画には一般公募した委員も加え、御意見をいただく予定です。
妊娠してから誕生までの健診を無料にする。国の5回までの無料化にもとづく方針に、誕生まで健診無料化を政策判断で実施したらどうか。	妊婦健診について、文言の記載は行わないが、今後、国の指導方針により回数が増える場合は、近隣市町村の状況にあわせ、対応するよう努力します。

第3 母子・父子福祉

母子・父子家庭への支援を強める。	計画に記載し、就労する際に必要な教育訓練の受講を支援していきます。
母子家庭の収入は低い人が多い。財政的支援の施策を展開すること。	現行の支援策で対応していきます。

第4 障害者（児）福祉

専門性を持つ職員を置くことが非常に求められている。市内の障害者の活動に対して温かい目と知識を備えた職員がもっと増えてほしい。	障害者福祉課には、すでに保健師2人、ケースワーカー2人が配置されています。
障害者基本条例の検討を加えること。	障害者基本法にもとづく青梅市障害者計画において基本理念等は示してあり、今後の研究課題と考えています。
地域密着型小規模障害者施設への支援の強化を加えること。	青梅市障害福祉計画のなかで、心身障害者（児）通所訓練施設において障害児の放課後の受入れを検討することとしており、財政的支援拡大の検討をします。
「ノーマライゼーション」について、日本語での記載を希望。	適切な日本語訳ができないため、注釈により対応します。
各個人に通知される文書（納税通知など）についてもSPコードを付けていただきたい。	「障害者計画」のなかで、SPコードの普及を図るとしており、計画に記載し、可能な対応をしていきます。

第5 高齢者福祉

地域密着型小規模高齢者施設への支援の強化を加えること。	追加はしませんが、「～地域密着型サービスをはじめとする、介護保険サービスについて、～」と記載します。
-----------------------------	--

第6 生活保護

自立支援員の導入をして、事務的に処理するだけでなく、支援の必要な人をどのように導いて自立させるか、自立支援員のマンパワーの構築を。	現在、訪問相談員導入に向け検討をしています。また、意見を参考に、自立に向けた支援方法の充実等を考えていきます。
---	---

第3節 社会保障の充実

第1 社会保障

国民健康保険税、介護保険料などの減免制度の拡充を図ること。	減免制度の拡充は考えていません。分納等の納付相談で対応します。
介護事業については、市の独自施策を展開して、市民要望にこたえること。	国および東京都の制度にもとづき行なっていますので、市独自の制度は考えていません。

第4章 活気に満ちた元気な街

第1節 都市核の形成

第1 市街地整備

工場地域指定のため、マンションが建てられて日照を確保できない例がある。用途地域の見直しは住民がすみやすくなることを目的として行っていくべきだ。多摩川などの河原に近いところは防災の意味からも調整地域から市街化地域に変えるべきではない。	用途地域の見直しについては、東京都が決定権者であり、用途地域等に関する指定方針及び指定基準に則って都市計画の手続きとして進められるものです。
シビックコア地区計画や青梅インター周辺整備などは、計画を見直すこと。	東青梅駅周辺地区での中心市街地形成に向け必要と捉えています。 国や東京都の上位・関連計画の位置付けなどにもとづき、市では、長期計画上においても市街地整備の計画的な土地利用の促進や新規産業の誘致として取り組んでいきます。
「景観形成計画」にもとづき青梅駅周辺整備について、再考を希望する。	「青梅駅周辺景観形成計画」にもとづき歴史的街並みと一体に景観の形成を図る地区として整備を進めていくことで地域の賑わい、活性化につながっていくものと考えています。
市街化区域内の農地は今後減少していくと思われるので、小曾木・成木地区の農地と緑は食の安全のためにも残しておくことが望ましい。調整区域のままでお願いしたい。	計画の基本構想にもとづき、市街化調整区域の土地利用の方向が定められています。健全で秩序ある都市の発展を図るためには、計画的な土地利用も必要と考えます。

第2節 地域基盤の整備

第1 道路網

都市計画道路の第三次事業化計画の対象地域で、事業の裏付けとなる交通量調査を行うべきである。昭和30年代に都市計画決定されたものは特に見直しが必要である。	青梅都市計画道路の多くが昭和36年に決定されましたが、未着手路線の必要性も検証し、平成18年4月に第三次事業化計画を作成しました。優先整備路線は、青梅市の課題である南北道路軸の強化等を中心に5路線を選定し、今後、費用便益比を考慮して事業化を図ります。
3小、3中へ通う通学道路の側溝のふたを、コンクリート製に改修し歩きやすくしてほしい。	計画に記載し、主要地方道63号の拡幅整備を要請します。
千ヶ瀬バイパスの延長は反対です。裏宿町に広い道路があるのに八坂神社周辺の貴重な自然を壊して道路をつくるのはおかしい。	バイパス延伸については、積極的に協力していきます。
下奥多摩橋通りを千ヶ瀬バイパスで突き当たりにならないでそのまま左斜めの上って成木街道と直結してほしい。	南北道路軸の強化を図るため、計画に記載し、事業化を図ります。
多摩新宿線の早期具体化要請の記述がありますが、現在の市民生活や経済状況、環境問題を考えれば必要ないと思う。事業化には、相当の費用がかかり、市民への悪影響も多大と考える。事業の概要や必要性、費用対効果など市民に情報公開し、説明すべきだ。何兆円もの財源を、ここにすぎこむより、市民要望が多い身近な生活道路の整備などを促進していただきたい。	多摩地域の活性化を推進するためには、都市高速道路等の適正なネットワーク化が必要です。都心部と西多摩地区を結ぶ多摩新宿線は重要であり、その整備要請は必要と考えています。
一般市道の整備の中で、南岸フットライン整備線形検討とあるが、この事業も必要性、費用対効果など市民に、よく説明し納得得られるものでなければならぬと思う。	線形検討にあたっては市民の御理解と御協力をいただきながら進めていきます。

第2 公共交通

既存バス路線への補助金をそろそろ見直す時期であろう。市内循環のミニバスとどちらが利用者にとって便利か、費用の面と合わせてシミュレーションをしてみてもどうか。	現時点では導入予定はありませんので、公共負担を継続していきます。
JR 青梅－東青梅間の複線化を是非取り上げてほしい。	計画に記載し、引き続き要請してまいります。

第3節 地域情報化の推進

第1 地域情報化

青梅わが街マップに学区の実装。小・中学校の学区を現在のテキストベースだけでなく視覚化することにより教育環境の情報を容易に提供。	平成19年度中に対応をしました。
青梅市公式ホームページによくある質問（FAQ）の設置を欲しい。	現状の形式を見直し、充実した内容のFAQの導入を検討します。
職員の日々の出来事・感じたこと・言いたいことなど日記形式に配信。ホームページを訪問する人たちとコミュニケーションを提案。	他市の状況なども参考にし、手法も含めて検討します。

第4節 生産の振興

第1 農業・林業

基本施策(4)魅力ある地産地消の推進に「学校給食食材の促進」を加えること。	新たな項目とはしませんが、「～食の利用拡大等市内農産物の流通の仕組みの充実～」と記載し対応します。
基本施策(1)③について、有機栽培・低農薬栽培農家等（特別栽培農産物）の認証…、「有機栽培・低農薬栽培農家等」の文言挿入を希望。	「～エコファーマーの普及を図り有機栽培・減農薬、減科学肥料栽培を推進します。～」と記載し対応します。
クラインガルテンのようにグループ等で営める施設を望む。	計画に記載し、「農業振興計画」にもとづき、多様な農業体験の推進を検討します。
小曾木・成木地区の農地と緑は食の安全のためにも残しておくことが望ましい。	農地の保全については、計画に記載しています。
市民農園・体験農園の拡充、推進を図って欲しい。	計画に記載しています。
山林管理については、間伐だけで広葉樹化の独自政策に欠けている。木材を搬出し製材技術者の育成をしなければ、山が荒れるばかりであり、間伐材の放置も、火災が発生した場合心配される問題だ。青梅には、人材も多いので、政策展開に積極性を求めたい。そのためには、公共施設に青梅材を活用することが望まれる。	意見を踏まえ、間伐材を公共施設等に使用することを計画に明記するなど、基本施策を追加する事で積極性を顕示します。

第5節 商業・観光の振興

第1 商業

多額の補助金交付が行われているが、一過性のイベントが本当に商店街を活性化しているとは考えにくい。支援の方向性を見直すべきである。	商店街イベントは市内各地の地域特性を生かしたイベントとして定着しており、一過性の事業とは認識していません。青梅宿アートフェスティバルは東京都商店街グランプリを受賞し、また、観光部門とも連携したレンゲショウマまつりなどは地域の風物詩として集客が拡大しています。
大規模出店を規制することを明記すること。 大規模店舗建設に対する市独自の規制・市指導が不可欠である。	平成10年に「大規模店舗立地法」が成立し、市独自の規制は困難です。

第2 観光

観光客増、観光地へのサービス輸送。 青梅駅を中心とした観光地化を進めることにより青梅のまちを再生していくことが必要。	多くの観光客に青梅の魅力を知らってもらうためインターネット、マスコミなどを活用した広報活動や交通事業者、旅行事業者等への情報提供を推進し、首都圏の気軽な旅行の候補地としてのイメージづくりに努めます。
---	---

第5章 みんなで創る街

第1節 市民活動の推進

第1 市民参画・活動

市民参画・活動および行政運営について、ボランティア・市民・NPO（市民活動・団体）の捉え方がよくわからないという印象だ。ボランティアに偏った内容のように受け取れる。市民団体・市民活動・NPO＝ボランティアのようなくりに読めてしまう。	基本施策(4)ボランティア・NPO活動の促進の②に「～活動の中心となる人材の育成、ボランティア・NPOの支援など～」と記載し対応します。
青梅市長との懇談会は有意義だった。	市民の御意見を直接聞くことができる貴重な場として「市民と市長との懇談会」は継続していきます。
行政の情報について、広報や周知がまだまだ不十分である。意見募集などが、自分たち市民にとってどういう意味があり、意見を出したらどんなメリットがあるのか、ということが理解できたときに、参加する楽しさや意見を述べる意義に気づくのだと思う。	計画へ記載はしませんが、協働について、市のホームページを活用し情報提供していきます。意見の趣旨を踏まえ対応することとします。

「市民参加」「協働」をテーマにしたシンポジウムを行う、市民の関心と呼ぶ著名人にまちづくりの話をしてもらうなど、いろいろな工夫が必要だ。サイレントマジョリティーをいかにしてまちづくりに巻き込めるか、まちの活性化にはこの命題への手当てが不可欠だ。	計画へ記載はしませんが、市民を対象とした「協働」についての講演会を実施する計画です。
---	--

第2節 効率的な市政運営

第1 行政運営

課税事務（電算委託事務を含めて）の正確な執行のための施策及び市税収納率向上のための施策の記載があってもよいのでは。	計画に記載し、土地評価図のデジタル化などにより、土地評価事務の精度向上と効率化を進めます。また、新たな行財政改革推進プランでも市税収納率は数値目標を掲げて取り組む項目としており、コンビニ収納、クレジットカード収納など納税者の納付機会の拡大を検討します。市民税については、未申告調査などを通じ、公平、正確な課税に努めています。
行財政改革の推進は、今まで市民の福祉施策などサービスの低下を中心に進められてきたと考える。公共事業、開発関連の事業などを対象にすること。	行財政改革は、単に支出を抑制することが目的でなく、ニーズに対応した新たな施策の展開のために、業務の見直しを行なっているものです。長期計画の達成のためには、常に事務事業の見直しが必要であり、行財政改革は、計画達成に向けた一つの施策です。
受益者負担の適正化を書いているが、公共料金の引き上げを行わないよう求める。	国民健康保険税、下水道使用料、保育所運営費保護者負担金や介護保険料等の受益者負担金については、定期的に適正化を図ります。
施策の方向性に情報公開の推進を入れるべきである。	計画に記載し、情報公開制度の更なる充実を図ります。
新市庁舎には、市民が行政情報を閲覧できる「情報公開コーナー」を作るなどの取組をする積極性が欲しい。	長期計画に記載はないが、新庁舎建設計画の中で「行政情報コーナー」を設置予定です。
事務を電子化するだけでなく仕事の仕方を改善する必要がある（共通の仕事を多くの職員がしている）。	業務内容については常に見直しを図るよう努めています。
市職員に中途経験者の採用をすることで、新たな事業展開も考えられる。これからは、民間の知識を活用し対応していけば、違う展開が見えてくると思う。ワーキングプア対策も手法によっては、この方法を生かせるかもしれない。	専門的な知識や経験を持った職員の採用については、嘱託および臨時職員の制度を活用し対応しています。また、技術系職員の採用試験においては年齢制限を緩和し民間勤務経験者も対象としています。後期基本計画の施策を実施するに当たり、必要に応じて経験を持った職員の採用を検討していきます。

第3 庁舎等の整備

公共施設の計画的な修繕および改修、この中で、小・中学校の耐震補強工事の計画年度を明らかにすること。	耐震診断結果等をもとに「青梅市立学校施設耐震改修検討委員会」において施行順位等を検討していきます。
庁舎の2棟建ては維持費がかさみ大変。考え直して欲しい。	公開で開催した選考委員会において、建設工事費やライフサイクルコスト等を総合的に勘案して選定されたものです。現計画により今後も進めていきます。
新庁舎建設に初期段階から市民の代表も計画立案に参加すべきであった。	「新庁舎建設について市民の皆さんの意見を聴く会」や「市民と市長との懇談会」での意見、その他市長への手紙等を基本構想策定等に反映させています。
でかい立派な庁舎は考えもの。コンパクトで機能的で、災害時大活躍（保水、食備蓄等）できる美しい庁舎がいい。	規模については、総務省の起債基準標準面積および近隣市の事例等を参考としています。また、災害時の支援活動の拠点としての機能を有しています。

第4 財政運営

財政計画の項に「地方公共団体財政健全化法」にもとづく記載があってもよいのでは。	計画に記載し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断指標の公表に取り組みます。
採石事業などへの新規課税は考えられないか。	新税について計画に記載し検討します。
新たな税源を考えることや、寄付や目的基金への募金など義務的な徴税を考えるのと同時に、市民のプラスアルファの気持ちを受け止める仕組みもあってよいのではないか。	寄付、募金の記載はないが、新税について計画に記載し、検討します。
残額約700億の市債の今後のあり方について市のきちんとした見直し、考え方を示してください。公共事業支出に無駄な事業があると思う。公共事業の見直しなくして財政の適正化は行えない。	市債については、できる限り、借り入れを抑えるとともに、高金利のものの繰上げ償還や借り換えにより、利息の縮減を図ってまいります。

青梅市総合長期計画後期基本計画

- 発行者 青梅市
- 発行日 平成20(2008)年3月
- 企画編集 青梅市企画部企画調整課
〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1
TEL 0428-22-1111

